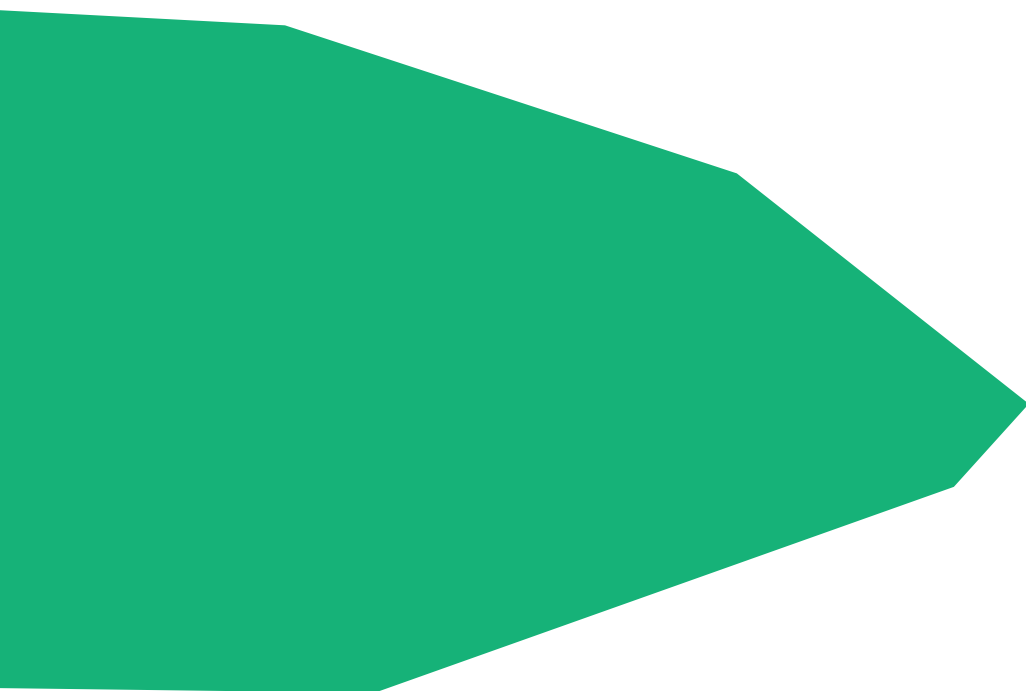
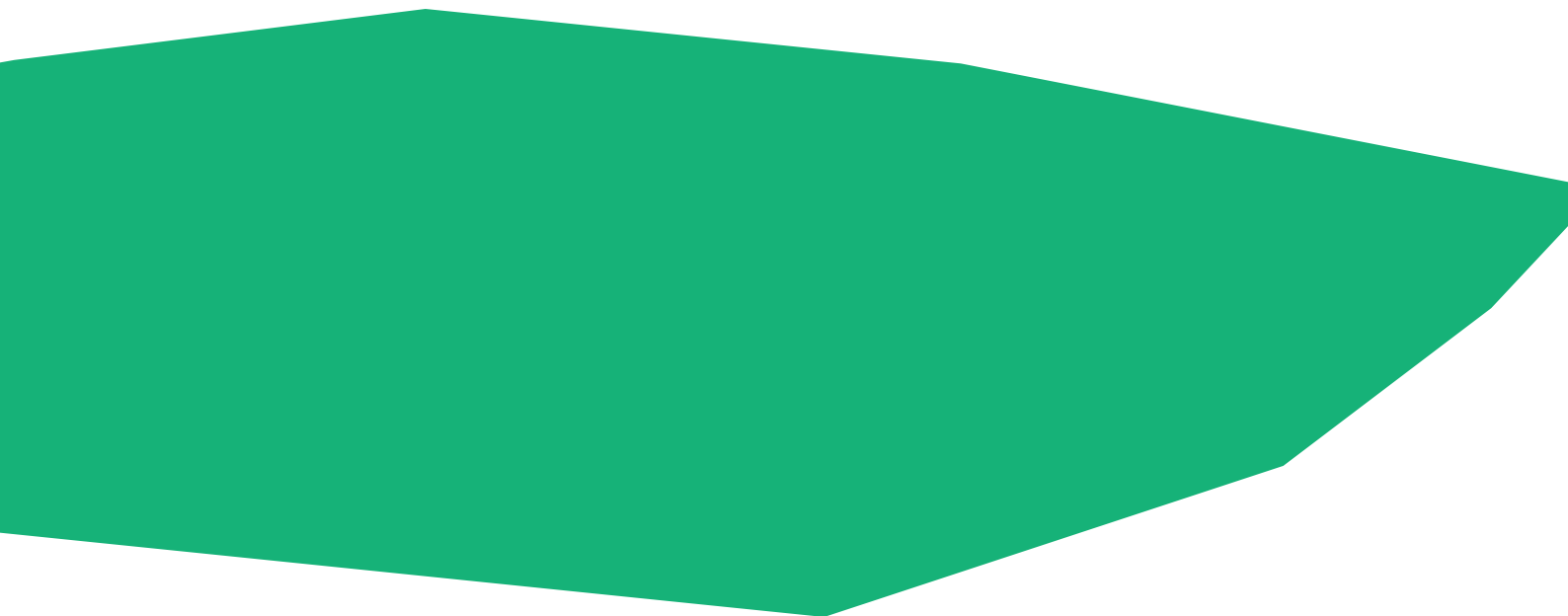


# 第1次黒潮町総合振興計画

(平成25年度～平成29年度・後期5箇年)

～人が元気、自然が元気、地域が元気～







# 第Ⅰ編 序論

- 006 第1章 総合振興計画の策定に当たって
- 1.計画策定の目的
  - 2.計画の役割
  - 3.計画の目標年次と構成及び進行管理
- 010 第2章 黒潮町を取り巻く背景
- 1.地方分権と住民自治の時代
  - 2.安全・安心のまちづくりの時代
  - 3.少子・高齢化の進行
  - 4.産業をめぐる経営環境の変化
  - 5.地域から地球環境を考える時代
  - 6.成熟化社会への移行と地域個性の確立
- 016 第3章 計画の経過と住民意向

# 第Ⅱ編 基本構想

- 022 第1章 黒潮町のまちづくりの基本理念と将来像
- 023 第2章 目標人口
- 024 第3章 土地利用構想
- 027 第4章 施策の大綱
- 029 第5章 シンボルプロジェクト

# 第Ⅲ編 基本計画

- 034 第1章 活力ある産業と交流のまちづくり  
(産業の振興)
- 1.農林業の振興及び中山間地域対策の充実
  - 2.水産業の振興
  - 3.商工業の振興
  - 4.観光の振興
  - 5.雇用促進対策の充実

- 054 第2章 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり  
(保健・医療・福祉の充実)
- 1.保健・医療の充実
  - 2.次世代育成及び子育て支援対策の充実
  - 3.地域福祉の充実
  - 4.高齢者福祉の充実
  - 5.障がい者福祉の充実
  - 6.社会保障制度の充実
- 066 第3章 誇りもてる教育・文化のまちづくり  
(教育・文化の振興)
- 1.学校教育の充実
  - 2.生涯学習の充実
  - 3.芸術・文化活動の推進
  - 4.文化財の保護・継承
  - 5.スポーツ・レクリエーション活動の推進
  - 6.国際交流の推進
- 079 第4章 自然環境と調和のとれたまちづくり  
(基盤整備)
- 1.自然環境の保全と活用
  - 2.生活環境の整備
    - (1)集落環境
    - (2)住宅
    - (3)公園緑地
    - (4)河川
    - (5)上水道
    - (6)生活排水
    - (7)環境衛生とリサイクル
  - 3.地域基盤の整備
    - (1)土地利用
    - (2)道路・交通網
    - (3)公共交通
    - (4)情報通信網
  - 4.安全な生活の確保
    - (1)防災
    - (2)消防・救急
    - (3)交通安全
    - (4)消費生活・防犯
- 106 第5章 ふれあい豊かでみんなが主役のまちづくり  
(参加と協働)
- 1.地域コミュニティの充実
  - 2.広報公聴活動の充実
  - 3.住民参加の推進
  - 4.人権文化のまちづくり
    - (1)人権教育・啓発
    - (2)人権擁護
    - (3)男女共同参画
  - 5.計画的行政運営の推進
    - (1)行政改革・行政評価
    - (2)財政運営
    - (3)自主財源の充実強化
    - (4)広域行政



An aerial photograph of a large, oval-shaped island in the middle of a vast blue ocean. The island is surrounded by a white, foamy ring of surf. The water is a deep, textured blue, and the sky is a lighter, hazy blue.

# 第一編

# 序論

# 第1章 総合振興計画の策定に

## 1. 計画策定の目的

総合振興計画は、より良いまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための町の基本方針としての役割と性格をもつものであり、町の最上位計画と位置づけられる。

2006（平成18）年3月、大方町と佐賀町が合併し黒潮町が誕生した。旧大方町は1999（平成11）年に、旧佐賀町は2001（平成13）年にそれぞれ第4次総合振興計画を策定し、目指す町の将来像を、旧大方町は「山も川も海も人も、みんな宝。もっと大事に。もっと活かして。」、旧佐賀町は「佐賀・黒潮一番地のまち（活力と自然と交流のあるまち）」を掲げ、その目標達成に向けて諸施策を総合的に推進してきた。

この間、一定の社会基盤は整備されてきたが、第一次産業の不振や依然厳しい雇用情勢、さらには、国が進める三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減により、厳しい町政運営を強いられてきた。

近年わが国の社会経済情勢は、少子・高齢化、経済のグローバル化、高度情報化及び地域間格差や環境問題への対応など急激に変化してきた。

本町においては、このような時代の流れを的確に見据えながら地域の特性や資源を活かし、創意と工夫で住民一人ひとりが真の豊かさを実感できる地域展望と戦略が求められている。

住民と行政が協働して、どのような考えで地域経営を行い、どのような手段で政策を立て、その財源や資源をどうするのか、確かな行財政改革と施策の厳選を行う中で住民主体のまちづくりを進める指針として、大方町・佐賀町合併協議会が定めた「黒潮町建設計画」に準じ「第1次黒潮町総合振興計画」を策定するものである。



# 当たって

## 2. 計画の役割

この計画は、黒潮町の今後 10 年間の進むべき方向と主要施策及び重点施策を明らかにするもので、その役割は次のとおりである。

- (1) 住民にとっては、まちづくりに参画する道しるべとなり、まちづくりに対する共通の努力目標となる。
- (2) 町政にとっては、町の将来像を実現するためのまちづくりの基本方針を明確にし、これからの施策や事業展開を総合的に推進する指針となる。
- (3) 国や県などの広域的な行政の推進に対しては、町の立場と役割を明らかにし、それぞれの事業の調整や連携の指針となるものである。

## 3. 計画の目標年次と構成及び進行管理

この計画は、2017（平成 29）年度を目標年次とし、2008（平成 20）年度から 2017（平成 29）年度までの 10 年間を計画期間とする。また、計画は基本構想、基本計画及び実施計画の 3 部門から構成される。

### ●基本構想

黒潮町の基本理念と町の将来像を定め、その実現のための基本方針を明らかにするとともに施策の大綱を示している。構想の期間は、2008（平成 20）年度から 2017（平成 29）年度までの 10 年間とする。

## ●基本計画

基本構想に定めた将来像と施策の大綱に基づき、重点的に実施する施策を明示し、分野別の施策の体系を明らかにするものである。2008（平成20）年度から2012（平成24）年度までを前期、2013（平成25）年度から2017（平成29）年度までを後期とし、社会情勢の変化に対応して施策の見直しを行う。

## ●実施計画

01

実施計画は、基本計画に示した施策の方向に添って具体的な施策や事業を定める

### 01 実施計画



構想・計画		期間					
基本構想		10年間					
		H20年度→H29年度					
基本計画		前期（5年間）					
		H20年度→H24年度					
実施計画	H20	H20～H22					
	H21		H21～H23				
	H22			H22～H24			
	H23				H23～H25		
	H24					H24～H26	
	H25						
	H26						
	H27						
	H28						
	H29						

ものであり、各年度の予算編成の指針とするものである。計画期間を3年間とし、行政評価を行いながら毎年度ローリングを行う。

### ●進行管理

第1次黒潮町総合振興計画に掲げられた政策や事業などの行政活動については、その必要性や効率性、成果などについて評価し、効率的な予算編成と総合振興計画の進行管理及び行政の透明性の向上を図るために、できる限りわかりやすい指標を用いた黒潮町行政評価システムを構築し実施する。



		内容															
		今後の黒潮町の基本的姿勢(理念)とあるべき姿(将来像)を定め、その実現のための基本的施策(施策の大綱)を策定する。															
後期(5年間)		基本構想に掲げる将来像と施策の大綱に基づき、重点的に実施する施策を明示し、分野別の施策の体系を明らかにする。															
	H25年度→H29年度																
	<table border="1"> <tr> <td>H25~H27</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H26~H28</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>H27~H29</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>H28~H29</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H29</td> </tr> </table>	H25~H27			H26~H28				H27~H29			H28~H29				H29	計画期間を3年間とし、基本計画に示した施策の体系に基づき実施する施策、事業を定めるもので、各年度の予算編成の指針や事業実施計画書となるものであり、行政評価を行いながら毎年度ローリング方式で見直しを行う。
H25~H27																	
H26~H28																	
	H27~H29																
	H28~H29																
		H29															

# 第2章 黒潮町を取り巻く背景

本町を取り巻く社会・経済情勢はめまぐるしく変化しており、住民が安心して暮らし、魅力的で豊かな地域づくりを実現するためには、精巧な羅針盤と住民合意の上に形成された戦略を備えた自治体経営が求められている。

そこで、新しいまちづくり計画を策定するにあたって、踏まえるべき時代潮流と黒潮町として取るべき対応方向・発展課題は次のようにまとめられる。

## 1. 地方分権と住民自治の時代

地方財政を取り巻く環境は、地域間格差によって深刻化する地方の不況や、国が進める三位一体の改革によって地方交付税が大幅に削減されるなどにより、大変厳しいものとなっている。

一方、日常生活圏の拡大や高度情報化の進展などに伴い、行政に対する住民ニーズは、高度化かつ多様化している。

そんな中、住民側においても、「自分たちの地域は自分たちでつくる。」という気運が芽生えつつあり、NPO活動やボランティアなどによる特色ある地域づくりや地域課題解決にむけた取り組みも展開されている。「地方にできる事は地方に」という国の改革が推進される中で、これからの自治体運営は、行政と住民が協働する中で知恵を出し、自らの進むべき方向は自らが決定しながら具体的な施策を展開していくことが一層求められている。

本町のまちづくりにおいても、合併効果を最大限に活かしながら、限られた財源のもとで住民の参画と協働により推進していかなければならない。

## 2. 安全・安心のまちづくりの時代

本町は、自然災害が発生しやすい条件下にあることから、これまでも防災対策に努めてきた。

今後も自然災害に対しては、立地条件などに基づく科学的な対策と社会的な災害誘因を含めた総合的な見地から、住民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関、事業者及び住民が一体となって備えることが不可欠であり、とりわけ、人的被害を未然に防ぐ予防対策と被害の発生を最小限にとどめる減災対策を重点的に推進する必要がある。

2012（平成24）年に内閣府及び高知県が公表した南海トラフ巨大地震に関する津波高及び、震度分布等の想定値は、本町においての最大津波高34m、最大震度7という衝撃的なものであった。この公表内容は2011（平成23）年の東北地方太平洋沖地震の発生以降、慎重に見直してきた黒潮町の防災計画と対策事業をさらに見直さなければならない、極めて厳しいものであるという現実を受け止めていかなければならない。

また、南海トラフ地震の次に発生する時期については、2012（平成24）年1月1日を基準日に算定して、今後30年以内の発生確率は60パーセント、さらに50年以内の発生確率は90パーセント程度（文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会公表値）と言われている。

当然のことであるが、本町は、いかなる困難な状況に直面しようとも、まず住民の命を守るということを大原則としながら、これからも豊かなまちづくりを推進し、先人から受け継いだ「ふるさと」を次の世代へしっかりと引き継いでいく取り組みを続けていく方針については、いささかも変わることはない。

そのため、本町においては、生命の安全確保を最優先に考え、まずは避難路や避難場所等の避難空間の確保をめざした津波避難対策事業及び建築物の耐震化対策事業を迅速に実施するとともに、それを補完する人づくり・地域づくり対策等のソフト事業を行政の最優先課題として取り組む必要がある。

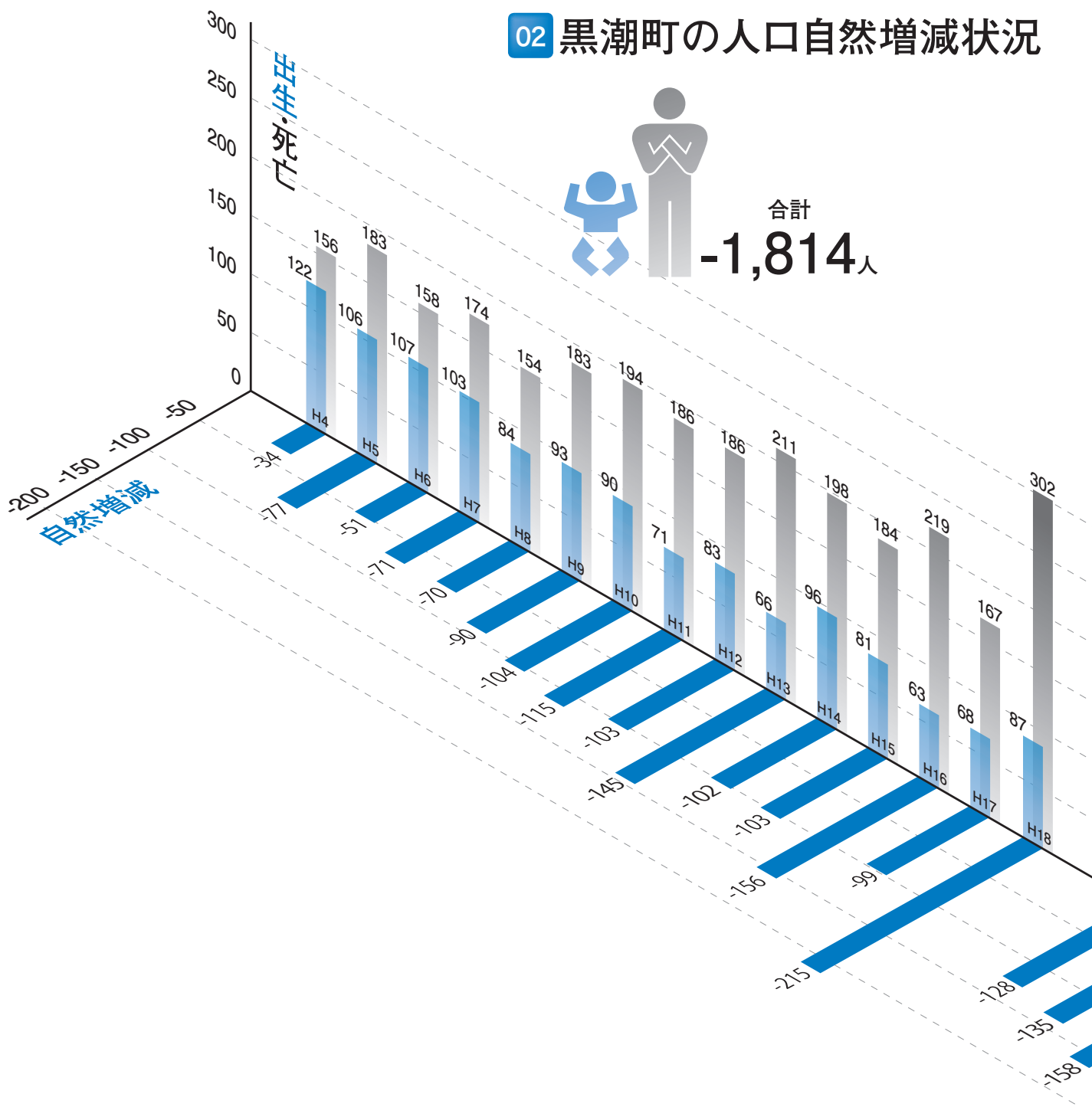
さらには、抜本的な対策として、公共施設の高台移転及び高台への住宅地の形成についても具体的な計画を策定する必要がある。

過去に発生した南海トラフ地震は、東海地震や東南海地震と同時に発生する場合のほか数時間から数年の時間差で発生している。このため、こうした可能性を考慮するとともに、被害の広域性や地域の孤立などの災害特性なども踏まえた対策が求められている。

### 3. 少子・高齢化の進行

本町の人口は12,366人（平成22年国勢調査）で、2005（平成17）年と比較して1,071人（8%）の減少となっており、その中でも年少人口（0～14歳）は131人（16.7%）の減少となっている。

一方、65歳以上の高齢者は8人（0.5%）の減少となったが、高齢者が人口に占める割合を示す高齢化率は35.2パーセントであり、全国の都道府県で三番目に高齢



化率の高い高知県平均を、さらに6.4ポイント上回っている。

また、1992（平成4）年から2011（平成23）年までの出生者数は1,612人であるのに対して、死亡者数は3,856人であり、ここ20年間で2,253人の人口自然減となっており、この傾向は年々顕著になりつつある。

2013（平成25）年1月現在、高齢化率が50パーセントを超えた、いわゆる「限界集落」※と言われる集落が町内に5箇所あり、これらの集落では、今後、生活道路の管理や冠婚葬祭など、集落共同体としての機能維持が困難になりはしないかと心配されている。

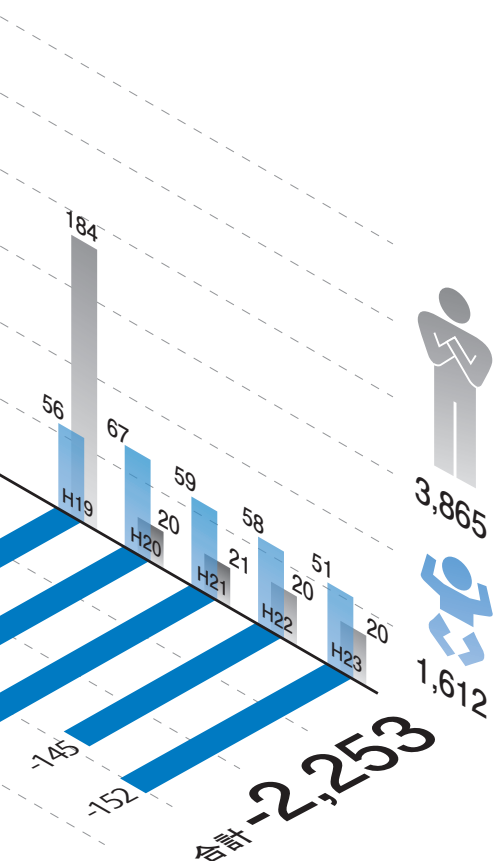
02

## 4. 産業をめぐる経営環境の変化

本町は、総面積188.47平方キロメートルを有し、大方地域では施設園芸や花卉の栽培、佐賀地域ではカツオの一本釣りやシメジやエリンギなどの菌茸栽培が盛んであ

※限界集落

過疎化などで人口の50パーセント以上が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを指す。



るが、少子・高齢化による人口減少や近年の地域間格差による景気回復の遅れなど、地域経済はいまだ停滞し続け、地域内事業所数並びに従業者数は減少している。

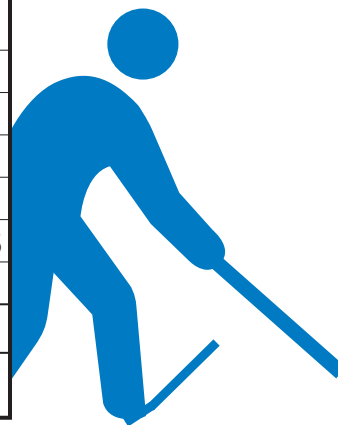
町が2007（平成19）年6月に実施した住民意向調査の中で、「今後、町が最も力を入れるべき施策は何か」という設問に対して、10代から50代のいずれの年齢階層で最も多かった回答が「雇用の場の創出」であり、地域の深刻な雇用状況が浮き彫りになっている。

03

### 03 黒潮町の就業構造状況

国勢調査より

区分	産業(大分類)	就業人口(人)				
		H22	H17	H12	H7	H2
1次産業	農業	831	1,294	1,135	1,372	1,687
	林業	57	40	13	40	51
	漁業	411	543	568	677	801
2次産業	鉱業	2	2	5	4	3
	建設業	513	687	921	996	917
	製造業	437	526	742	1,053	1,051
3次産業	卸売・小売業	749	806	1,060	1,082	1,087
	飲食店・宿泊業	251	256			
	金融・保険業	86	106	103	110	111
	不動産業	16	7	7	8	13
	情報通信業	16	5			
	運輸業	160	148	195	199	170
	電気・ガス・水道業	10	12	20	13	12
	医療・福祉	835	789	-	-	-
	教育・学習支援業	219	262	-	-	-
	複合サービス業	103	189	-	-	-
	サービス業	393	552	1,783	1,676	1,505
公務	219	264	273	291	305	
分類不能	96	1	3	3	1	
	合計	5,404	6,489	6,828	7,524	7,714





## 5. 地域から地球環境を考える時代

生活の利便性を追求する社会環境の中で、人間の活動によって発生した環境への負荷は蓄積され続け、自然環境に大きな影響を与えつつある。地球の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染などは、地域や国を超え地球規模にまで及ぶ環境問題として深刻化しており、これを放置することは、まさに人類滅亡の危機に直結すると言われている。

このため、国においては、1993（平成5）年に環境基本法を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明確にするとともに、2000（平成12）年には循環型社会形成推進基本法を施行し、新たな環境基本計画「環境の世紀への道しるべ」を策定してきた。

さらに、2005（平成17）年には、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が発効し、法的拘束力のある数値目標が設定され、環境問題への取り組みは具体的となってきている。

本町においても、地球規模の環境問題は地域から発生しているということを深く認識し、今後一層の取り組みが必要である。

## 6. 成熟化社会への移行と地域個性の確立

経済のグローバル化とともに高度情報化が進み、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながるユビキタスネットワーク社会<sup>※</sup>が推進される中で、時代は着実に成熟化社会へと移行している。

このような中、人々の価値観は物の豊かさから心の豊かさへと変化しており、ゆとりやうるおい、美しさや快適さ、個性や感性、安全性や安らぎなどの、より質の高い生活を重視する傾向にある。

このため、本町においても生活環境や基盤の整備にあたっては、生活の質的向上を重視した取り組みを進めていくとともに、恵まれた自然環境や安全でおいしい食べ物が豊富というプラス面の地域個性を磨き、歴史や文化、スポーツやレクリエーションなどで交流を深め、あらゆる方面で自己実現の場や機会を増やしていくことが必要である。

※ユビキタスネットワーク社会  
いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセスが可能なネットワーク環境が整備された社会のこと

# 第3章 計画の経過と住民意向

2005（平成17）年3月、大方町と佐賀町の合併による新町のまちづくりを、総合的かつ効果的に推進することを目的とした「黒潮町建設計画」が策定され、2006（平成18）年3月に誕生した黒潮町へ引き継がれた。

黒潮町では、2006（平成18）年度中に、旧大方町の振興計画及び旧佐賀町の振興計画についての総合評価と分析を行った上で、2007（平成19）年3月に「黒潮町建設計画」に準じた「第1次黒潮町総合振興計画」の審議を黒潮町振興計画審議会へ依頼した。

審議会においては、第一に合併の効果を活かしたまちづくり計画であること、第二に住民参加のまちづくり計画であること、第三に実現性を踏まえたまちづくり計画であることという策定基本方針を定め、2007（平成19）年3月から2008（平成20）年5月にかけて、計6回の審議会を重ね、2008（平成20）年5月28日の答申に至った。

また、大方地域審議会及び佐賀地域審議会においても平行した審議を重ね、2008（平成20）年5月28日にそれぞれ答申を行った。

その間には、町内の中学生と大方高校生徒293人及び18歳から75歳までの一般住民1,000人にアンケート調査を行い、中学生と高校生からは100パーセント、一般住民からは61.7パーセントの回答が得られた。その結果は以下のように集約される。

中学生と高校生で、黒潮町が「好き」と答えた生徒は52.2パーセントで、「きらい」と答えた生徒は14.3パーセントであり、比較的好意をもって地域をとらえている。

好きな理由で最も多いのは「自然が豊かだから」であり、嫌いな理由で最も多いのは「遊ぶ場所がないから」であった。

また、「将来、黒潮町内で働きたいと思わない」と答えた生徒が78.8パーセントと圧倒的に多く、その理由で最も多かったのが、「自分がなりたい職業がないから」であった。

一般住民に対する設問では、将来に対しての不安で最も高かったのは「老後の生活のこと」で、次いで「自分や家族の健康」、「自分や家族の介護」、「仕事や雇用のこと」などと続いている。これを年齢階層別にみると、10代から40代では「仕事や雇用のこと」であり、50代以上では「老後の生活のこと」であった。

町の誇れるところで最も多かったのが「自然が豊かで、優れた景観を楽しむことができる」であり、次いで「安全でおいしい食べ物が豊富なうえ、身近なところで入手できる」であった。

現在の生活環境で最も評価が低かったのは、「求職情報や求職状況」で、次いで「通信環境（携帯電話、テレビ受信など）」、「公共交通（バス、鉄道など）」、「防災（地震・津波対策、土砂崩れ対策など）」であった。

行政の重要施策として取り組んで欲しい項目では、「思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり」と「活力のある産業と交流のまちづくり」の比率が高くなっている。これを年齢階層別にみると、30代から50代では、「活力のある産業と交流のまちづくり」の比率が最も高く、20代及び50代以上では「思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり」の比率が最も高くなっていた。

なお、具体的に力を入れて取り組んで欲しい施策では、「雇用の場の創出」の比率が最も高く、詳細は次項表 **04** のとおりとなっている。

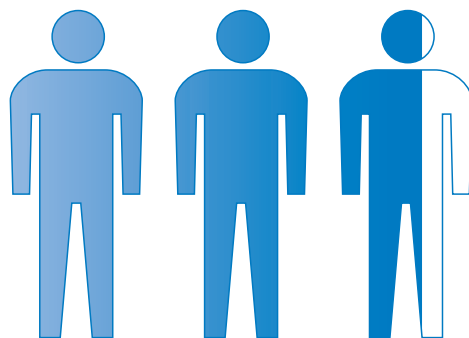
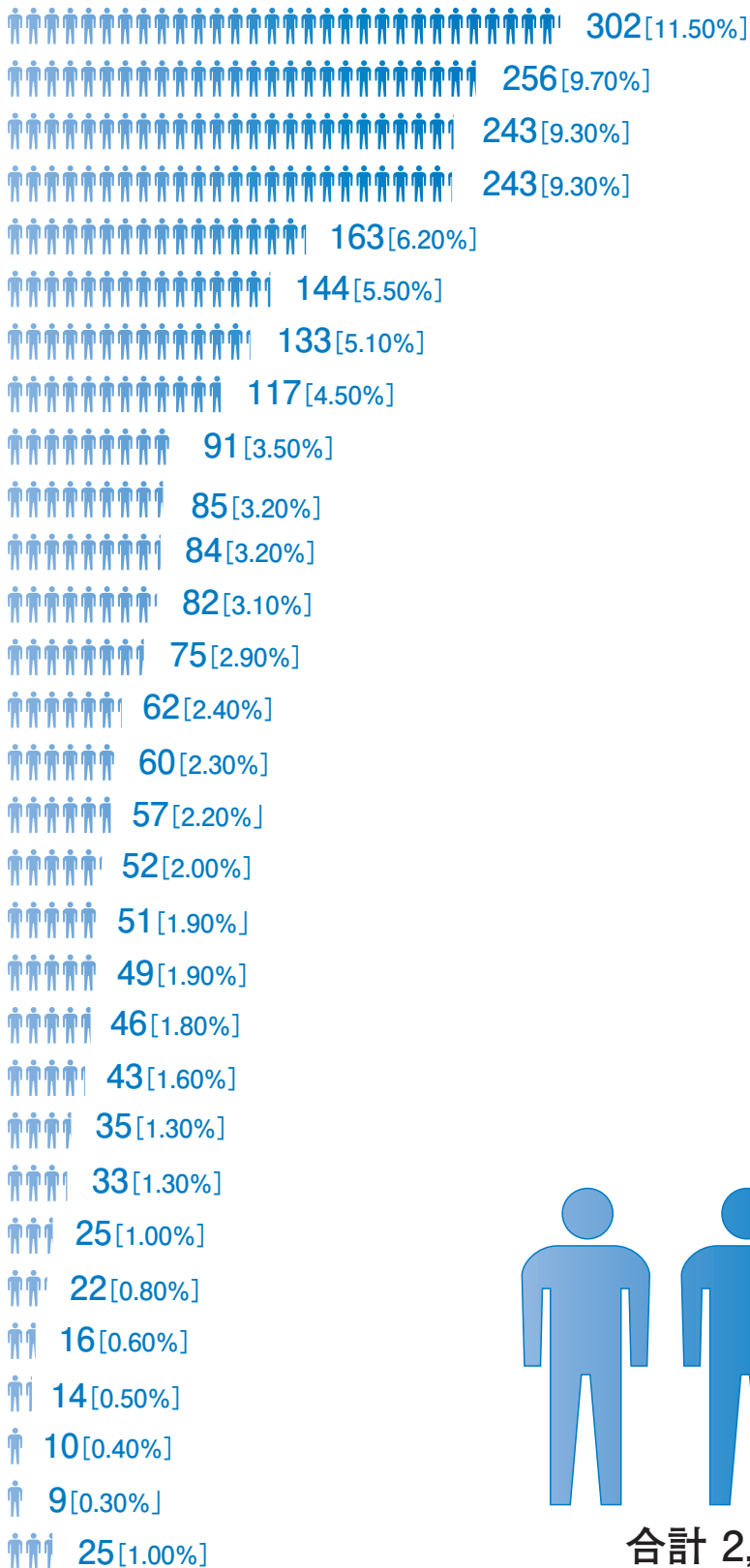
また、アンケート調査を補強するとともに、より地域に密着した声を聞くことを目的として、全町を14の小学校区（休廃校を含む）に分けた地区別懇談会（ワークショップ）の実施、ホームページからの意見及びその他パブリックコメントを募った。その結果、合計で348人の方から1,806件の意見を得ることができた。その結果を以下の基本構想及び基本計画に反映させる。

## 04 「今後、どのような施策に力を入れてほしいか」(重複回答)

平成19年度住民意向調査より

項目	順位
雇用の場の創出	1
高齢者福祉の充実	2
保健・医療の充実	3
道路の整備	3
子育て環境と福祉の充実	5
防災・消防の充実	6
農業の振興	7
計画的・効率的な行財政運営	8
下水処理施設の整備(下水道や合併浄化槽の整備)	9
学校教育の充実	10
防犯と交通安全の推進	11
公共交通網の整備	12
環境に配慮したごみ対策(資源ごみの活用など)	13
水産業の振興	14
観光の振興	15
障がい者(児)福祉の充実	16
青少年の健全育成	17
住民の参画によるまちづくりの推進	18
地域活動の推進とその活動に対する支援体制の充実	19
スポーツ・レクリエーションの振興	20
人権の尊重	21
商工業の振興	22
林業の振興	23
保育事業の充実	24
生涯学習の推進	25
男女共同参画社会の確立	26
道州制を想定した市町村合併の推進	27
文化財保護の充実	28
その他	29
未記入	

## 人数[割合]



合計 2,627人





第  
二  
編

基  
本  
構  
想

# 第1章 黒潮町のまちづくり の基本理念と将来像

「私達の町には美術館がありません。美しい砂浜が美術館です。」

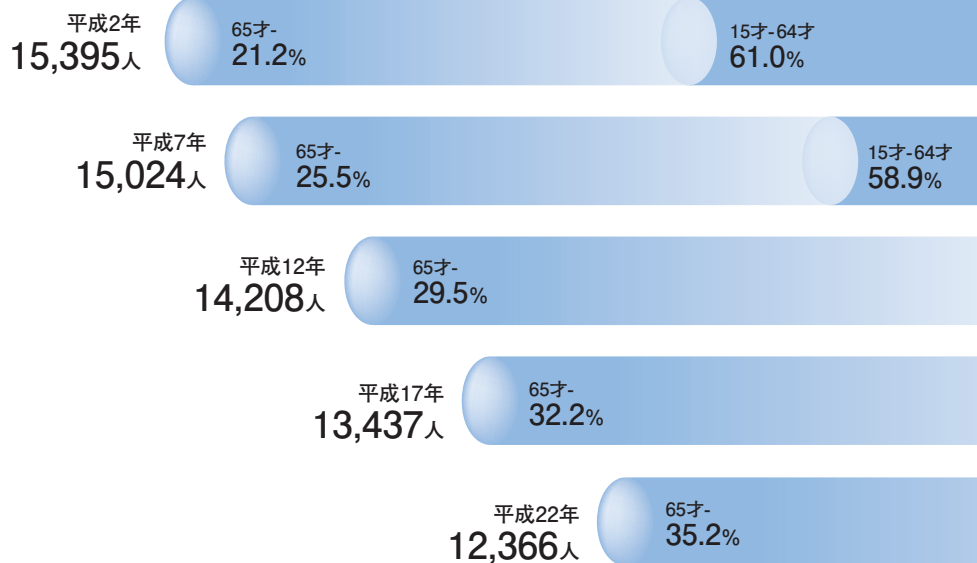
建物がなくても、長さ4キロメートルの砂浜、目の前に広がる太平洋、背後に続く松原など、地域住民が大切にしてきた自然そのままを、頭の中で美術館にすることで新しい価値観を創造するという考え方は、黒潮町で生まれた「千年に耐えられるコンセプト」とも評されている。

この考え方は、人と自然のつきあい方を求めてきた20年間の取り組みの中で、本町における「まちづくりの理念」として定着してきている。

また、地域産業の歴史から創設された「黒潮一番地」とカツオ文化を伝承する活動は、本町の地域個性を飛躍的に高めてきた。

今、黒潮町のまちづくりにとって大切なことは、これまで二つの町で育まれてきた、まちづくりに関する理念や地域個性のエキスを再構築するとともに「人が元気、自然が元気、地域が元気な黒潮町」の将来像を描きながら、住民と行政が協働して、暮らしやすく、豊かさと賑わいのある「ふるさと黒潮町」を築き上げることである。

そのためには、住民一人ひとりが主人公となり、地域にある「人・自然・歴史・産業・文化」などの多様な魅力をさらに活かし、生活を高めるとともに、それぞれの自己実現をめざして今一步踏み出すことが必要である。





# 第2章 目標人口

近年の出生率低下や寿命の伸びを反映して、少子・高齢化が一層進行し、わが国は本格的な人口減少の時代に入った。さらに、高知県においては、1990（平成2）年に全国に先行する形で、死亡数が出生数を上回る、いわゆる「人口自然減」に入っている。

このような社会状況の中で、10年後の2017（平成29）年における本町の人口は11,290人程度と推計される。

しかしながら、この総合振興計画においては、計画中に定める重点施策をはじめ各種施策を推進し、元気で魅力的なまちづくりを進めるという考え方にたって、2017（平成29）年の目標人口を12,000人とする。

05

## 05 黒潮町の人口推移 国勢調査より

0才-14才  
17.8%

0才-14才  
15.5%

15才-64才  
57.2%

0才-14才  
13.3%

15才-64才  
56.3%

0才-14才  
11.5%

15才-64才  
54.6%

0才-14才  
10.2%

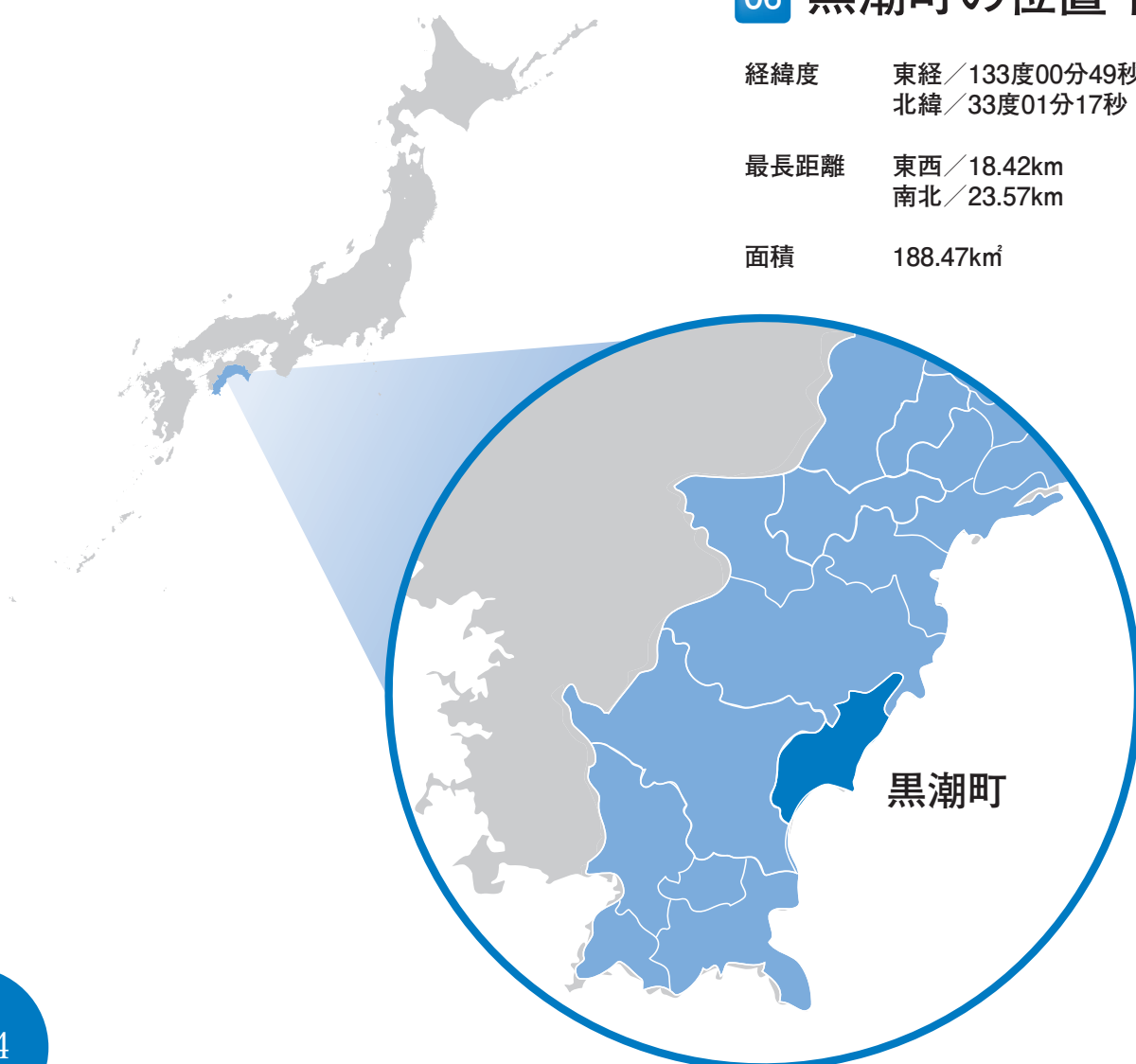
# 第3章 土地利用構想

## 1. 土地利用の基本方向 06

土地は本町の産業や住民生活と深く結びついた限りある資源である。安全で美しく、住みよいまちづくりを推進するためには、地域の現況と特性を踏まえたうえで、公共の福祉と自然環境の保全、防災と健康で文化的な生活環境の保持を優先させながら、長期的な視点にたち、合理的で計画的な土地利用を推進する必要がある。本町の将来像「人が元気、自然が元気、地域が元気 黒潮町」の実現を図るため、次のような基本方針のもとに土地利用を推進する。

### 06 黒潮町の位置・面積

経緯度	東経／133度00分49秒 北緯／33度01分17秒
最長距離	東西／18.42km 南北／23.57km
面積	188.47km <sup>2</sup>



## 2. 土地利用の基本方針

これからの黒潮町のまちづくりにあたって形成すべき望ましい地域構造は、基本的には「豊かな緑と海に囲まれた中で、良好な農村・漁村風景が形成された、海のくらしと山のくらしが出会うまち」といえる。また、今後は高規格道路の延伸などにより、都市との交流人口の増加も見込まれ、町の玄関口となるインターチェンジ及び特急停車駅周辺整備、地域個性と調和のとれた自然公園整備及び新産業拠点の形成も重要である。このような基本的考え方を踏まえ、本町における土地利用区域を次のように構成する。

### ●生活拠点ゾーン

商業、業務、観光及び交流機能などにより、賑わいのある町の中心地の育成を図る。

### ●市街地・集落地ゾーン

既存の住宅地及びその周辺に位置付け、道路、下水道、公園及び新たな宅地などの整備により、住環境の充実を図る。

### ●漁業関連施設ゾーン

漁港及び港湾機能の充実と漁業関連の倉庫や作業場、駐車場、加工場や流通機能の用地、さらには観光客への対応機能などの充実を図る。

### ●公園・自然活用ゾーン

景観保全と施設整備により、海辺の魅力を満喫できる区域として充実を図る。

### ●田園環境調和ゾーン

特急停車駅及びインターチェンジ周辺に位置付け、今後の町の玄関口のあり方などを検討し、適宜、必要な都市施設の整備と商業地などの都市的土地利用への転換を促進する。

### ●新産業拠点形成ゾーン

将来、企業誘致や町内での新たな起業が見込める段階で、事業化へ向けての検討を図る。

### ●農用地ゾーン

この区域は、新産業拠点形成ゾーン及び田園環境調和ゾーン以外の農用地区域の集中している地区に位置付け、都市的な施設整備や宅地開発は必要最小限に止め、農地の保全活用を図る。

### ●森林ゾーン（ゴルフ場を含む）

緑豊かな景観形成に欠かせない区域であり、林業振興や治山対策とも連携して、森林の保全と育成、広葉樹の植栽に努めるとともに、山の産物の生産振興、森林レクリエーション及び動植物の生息の場など、山林の多面的な機能の増進を図る。

これらの構成を具体化するために、「国土利用計画（黒潮町計画）」、「黒潮町都市計画」、「黒潮町農業振興地域整備計画」を策定し、土地利用の純化と有効利用を促進し、自然と住民生活及び産業活動が調和した、良好な地域環境の形成を図る。

# 第4章 施策の大綱

まちづくりの主役は住民であり、愛着と誇りを感じる個性豊かな地域社会を形成していくことが重要である。本町は自然環境及びその恵みにあふれた地域であり、この豊かな地域資源を活かして、行政と住民が協働する中で生活環境の創造を図り、黒潮町の将来像「人が元気、自然が元気、地域が元気 黒潮町」を実現していく必要がある。そのために、次の6項目を施策の大綱とする。

## ●千年に耐えられる安全なまちづくり

黒潮町は、上代の白鳳地震以来、100年～150年に一度南海トラフ地震という大規模自然災害との共存を余儀なくされてきた。そのような中、2012年には、南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の推計が、内閣府から公表された。その内容は、最大震度が7、最大津波高が34mという日本一厳しい数字であり、2011年3月の東北地方太平洋沖地震の発生以降慎重に見直してきた、黒潮町の防災計画と対策事業をさらに見直さなければならない、極めて厳しいものであった。当然のことであるが、黒潮町は、いかなる困難な状況に直面しようとも、まず住民の命を守るということを大原則としながら、これからも豊かなまちづくりを推進し、先人から受け継いだ「ふるさと」を次の世代へしっかりと引き継いでいく取り組みを続けていく方針は、いささかも変わることはない。そのために、南海トラフ地震としっかりと向き合い、地震・津波と日本一うまく付き合う黒潮町の南海トラフ地震防災計画の考え方をもって、今後、「千年に耐えられる安全なまちづくり」を推進していく。

## ●活力ある産業と交流のまちづくり

豊かな海や田畑を活かし、基盤整備を進めるとともに、希少価値の高い産物や加工技術の開発などにより、黒潮ブランドの高付加価値型の農林水産業への再構築に向け

て、地産地消の展開や道の駅などを活用した積極的な顧客開拓に努め、企画・開発力に優れた活力ある産業のまちづくりを目指す。また、人・物・情報の交流による活性化と地域資源活用による産業の振興により、バランスのとれた産業の形成を目指す。

### ●思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり

今後、さらに進む少子・高齢化社会に対応して、安心して子どもを生み、育て、健やかに成長するための子育て環境の拡充を図るとともに、保健・医療・福祉などの充実とネットワーク化を進めることで、住民が支えあうことのできる福祉社会の形成を目指す。

### ●誇りのもてる教育・文化のまちづくり

次代を担う子どもたちの豊かな心と創造性を育むため、学校教育の充実を図るとともに、多様化する住民のニーズに応じた学習活動や自己研鑽が身近に図れる機会を提供する生涯学習体制の確立を推進する。また、本町には、多くの伝統文化や文化財などが存在しており、今後ともこれらの保護及び継承を進め、個性豊かで文化の薫り高いまちづくりを目指す。

### ●自然環境と調和のとれたまちづくり

本町は、黒潮寄せる海岸や山・川の豊かな自然と、その景観を有している。この美しく豊かな自然を保全するとともに、その恵みを享受し共有できるまちづくりを目指す。また、自然環境と調和がとれ、あらゆる世代が安心して質の高い暮らしを実現するため、より良い生活環境の充実に努め、住みやすさを実感でき、訪れる人が住みたくなるようなまちづくりを目指す。

### ●ふれあい豊かでみんなが主役のまちづくり

住民一人ひとりが、まちづくりの主役として生き生きと暮らすことのできるまちづくりを推進するため、積極的な行政情報の公開や住民の地域におけるまちづくりへの参画機会の充実を図り、住民と行政が協働した地域づくり・まちづくりに取り組む。

# 第5章 シンボルプロジェクト

## 1. 南海トラフ地震で犠牲者ゼロをめざす取り組みの強化

### (1) 避難空間の整備と津波防災地域づくり推進計画の策定

「あきらめない。揺れたら逃げる。より速く、より安全なところへ。」黒潮町における南海トラフ地震の防災計画は、「避難放棄者」を出さないという基本理念をもって構築する。そのために、まず避難空間の整備を最優先課題として推進する。また、将来必ず遭遇する南海トラフ地震においても一人の犠牲者も出さない強靱なまちづくりをめざした「黒潮町津波防災地域づくり計画」の策定を第1次黒潮町総合振興計画期間内に完成さす。

## 2. 「黒潮印」の商品開発

黒潮町の知名度はまだまだ低いが、海流「黒潮」は誰でも知っている。

その「黒潮」のネームバリューと南国の海・里・山でとれる良質で豊富な第一次産業の生産物を活かして、これから10年の間に黒潮町産品ブランド「黒潮印」の商品を確立する。

また、「津波予想高日本一」という政府の想定は、少なからず本町の知名度を上げることとなった。このこと踏まえると、本町は「津波防災」という大きな命題と付き合うことが不可欠であり、産業振興においてもこの対策を考慮した施策を推進していく。

07

### ●黒潮町の『さ』『し』『す』『せ』『そ』計画

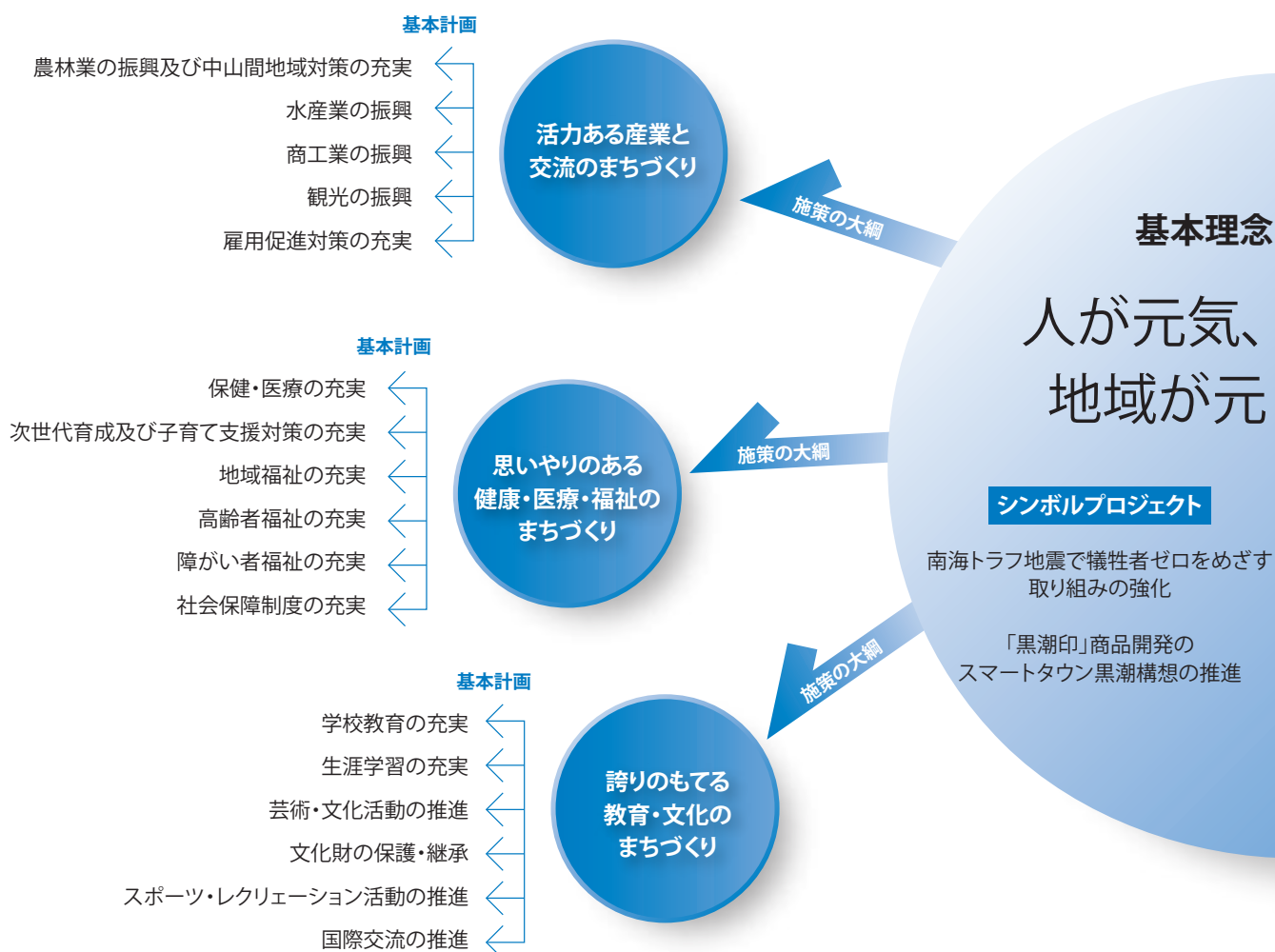
「さ・し・す・せ・そ」は和食の基本で、「さとう・しお・す・しょうゆ・みそ」のこと。

黒潮町は自然環境の中から、黒糖、天日塩、柑橘、魚醤、味噌を作る素材を持っている。安全で質の高い天然由来の基本調味料と組み合わせた地域資源の高付加価値化を図り、町内の製造業・卸売業・直販店・宿泊業などの連携事業を展開し、それぞれの分野での活性化を図っていく。さとう・しお・す・しょうゆ・みそだけでなく、「安

全・クオリティ・オーガニック・ベーシック」などのキーワードをもとに、「黒潮印」の製品を生産するプロジェクトを推進するとともに、「黒潮印」の商品開発に取り組む事業者を支援する。

また、日本一の漁獲高を誇る「カツオ一本釣り船団」を有し、高知県内漁獲高の54.7パーセント（平成23年度農林水産関係市町村別統計：魚種別漁獲量）のカツオが水揚げされる本町では、「一本釣りカツオ」のブランド化を図ることが町の活性化にとって重要である。そのためには、高品質・高鮮度のカツオを統一したブランドで消費者に提供するシステムの構築が必要である。一本一本のカツオを竿で釣り上げる一本釣り漁は、カツオの高品質を保つばかりではなく、資源を枯渇させない自然にやさしい漁法であり、その特性を最大限に顕彰するとともに、カツオに含まれる食品機能（抗疲労効果のあるアンセリンなどが多く含まれている）の科学的に分析結果を活用し、合わせて有効な各種認証を得ることによりブランド化を目指す。さらに、「日もどりカツオ」などのあまり知られていない漁師町の味を、黒潮町の「さ・し・す・せ・そ」と合わせて提供するサービスを官民協働の取り組みにより整備し、「カツオ食うなら黒潮町！」という地域そのものをブランド化するプロジェクトを推進する。

## 黒潮町総合振興





## ●新産業創造事業

2012（平成24）年の内閣府の想定で津波予想高さ日本一が示されたことから、企業誘致のほか、既存の事業者においても新規の設備投資が困難な傾向であった状況に拍車がかかり、町の産業は深刻な影響を受けている。こうした状況を踏まえ、町が主体となり新たな産業を興す取り組みを推進する。

## 07 黒潮印のマーク



## 計画施策の体系

と将来像

自然が元気、  
気な黒潮町

### まちづくりのスキル

私達の町には美術館がありません。  
美しい砂浜が美術館です。

### 地域個性

黒潮一番地

施策の大綱

施策の大綱

自然環境と  
調和のとれた  
まちづくり

ふれあい豊かで  
みんなが  
主役のまちづくり

### 基本計画

- 自然環境の保全と活用
- 生活環境の整備
  - 集落環境
  - 住宅
  - 公園緑地
  - 河川
  - 上水道
  - 生活排水
  - 環境衛生とリサイクル
- 地域基盤の整備
  - 土地利用
  - 道路・交通網
  - 公共交通
  - 情報通信網
- 安全な生活の確保
  - 防災
  - 消防・救急
  - 交通安全
  - 消費生活・防犯

### 基本計画

- ↓ 地域コミュニティの充実
- ↓ 広報公聴活動の充実
- ↓ 住民参加の推進
- ↓ 男女共同参画
- ↓ 人権教育・啓発  
人権擁護
- ↓ 人権文化のまちづくり
- ↓ 広域行政  
自主財源の充実強化  
財政運営
- ↓ 行政改革・行政評価
- ↓ 計画的行政運営の推進

### 3. スマートタウン黒潮構想の推進

本町では、安心・安全・快適な黒潮ネットワークの整備をめざし、町内全域を光ファイバーケーブルでつなぎ、いつでも、どこでも、何でも、誰でもが、あたりまえに情報が得られ、発信できる情報通信基盤の構築を完了した。一方、2012（平成24）年に内閣府が公表した南海トラフ巨大地震の想定津波高は、全国最大の34mとされ、その衝撃的な数値に対する「安全・安心・快適なまちづくり」が新たな課題となってきた。また、景気の低迷が続く中、黒潮町も地域経済の活性化が急務である。今後は、スマートタウン黒潮構想として、情報通信基盤を利活用して更なる町内の暮らしやすさを高めるとともに、南海トラフ地震対策及び経済振興対策に活かす必要がある。具体的には、スマートタウン黒潮構想として以下の活動を展開する。

#### 【『SMAR<sup>2</sup>T』タウン黒潮構想】

- S : safety 南海トラフ巨大地震の住民の生命と財産を守るため、安心・安全・快適な環境の構築を目指す。
- M : mobility ITSなどの情報技術を利用した公共交通をはじめとする、町内外の交通環境の成熟を図る。
- A : art 砂浜美術館に代表される貴重な自然環境を活かしたまちづくりを更に発展させる。
- R : renewable 地球環境を守るための生活スタイルの定着、再生可能エネルギー需給施設の整備を目指す。
- R : relation 「ふるさと黒潮町」を次の世代にしっかりと引き継ぐ。
- T : trade ここにしかない「地のもの」を活かした水産業、農林業、観光業の振興を図る。

第川編

基本計画

# 第1章 活力ある産業と交流のま

## 1. 農林業の振興及び中山間地域対策の充実

### ●農業

#### 現況と課題



大方地域では、施設園芸、花卉栽培、葉タバコ、ラッキョウ、露地野菜及び水稲といった複合的農業、佐賀地域では、施設野菜、菌茸類及び水稲を中心にした農業が営まれている。

これら農業を取巻く情勢は、輸入農産物の増加や農産物価格の低迷、交通網の整備、情報化に伴う産地間競争の激化及び農業者の高齢化と後継者不足などにより大変厳しいものとなっている。

また、消費者の食の安全や健全な食生活に対する関心の高まり、環境負荷の軽減や水源涵養機能など、農業の持つ多面的な機能の維持保全など、農業・農村に求められる社会的ニーズや果たす役割は大きくなっている。

2010（平成22）年に国は新たな食料・農業・農村の基本計画を示しているが、新たな施策の基本的な方針として、国家の最も基本的責務として食料の安定供給を確保とし、食料・農業・農村政策を日本の国家戦略として位置づけして、国民全体で農業・農村を支える社会の創造を明記しており、これらの政策的な対応方向として、「意欲ある多様な農業者を育成・確保」など6つの取組施策の方針が打ち出されている。

本町においても、施設園芸農家や菌茸栽培農家を中心に認定農業者への認定を行い、集落営農などによる農作業の受委託組織も地域農業の担い手として組織化を進め、消費者の視点に立った農業経営の改革が必要である。

中山間地域では、高齢化が進み遊休農地が増え集落の維持さえ困難になるところも現れているが、農地の持つ多面的な機能を維持するために集落営農を推進し、農地の

# ちづくり(産業の振興)

保全と水田農業の振興を図る必要がある。

これら中山間地域の集落が持続されていくためには、集落ごとに地域の資源を活かした産業の活性化を図らなければならない。

また、中山間地域に限らず地域の零細農家では、狭い農地で農業機械の更新もできず高齢化や鳥獣被害などを主要因とした農地の耕作放棄が進んでいる。2010 農林業センサスにおいては 182 ヘクタールの耕作放棄地が存在しており、5 年前の調査の 1.07 倍となっている。

農地取得の対象を農業者や農業生産法人に限定したままでは、農地の荒廃に歯止めがかからない状況であり、民間企業の農業参入の受け入れについては、農商工連携事業などにより受入しており、利用条件の良い基盤整備地を中心に、遊休農地状態にある農地で、貸付可能な農地は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」により、地域農業の担い手への利用集積や民間企業との連携による農業参入など、農地流動化対策を推進していく必要がある。

08

09

## 施策の体系

### 農業の振興

#### ■消費者ニーズに対応した農畜産物供給の推進

安全で安心な施設野菜・花卉・菌茸栽培・畜産等の推進  
黒潮町特産品づくりの推進

#### ■農業の持続的な発展施策の推進

担い手農家の育成・確保  
担い手育成総合支援協議会の充実  
農業生産基盤整備の推進  
農地の有効利用の促進

#### ■中山間地域の保全と活性化

農作業受委託組織・集落営農組織の育成  
モデル事業の推進  
地域づくり計画の策定・実施

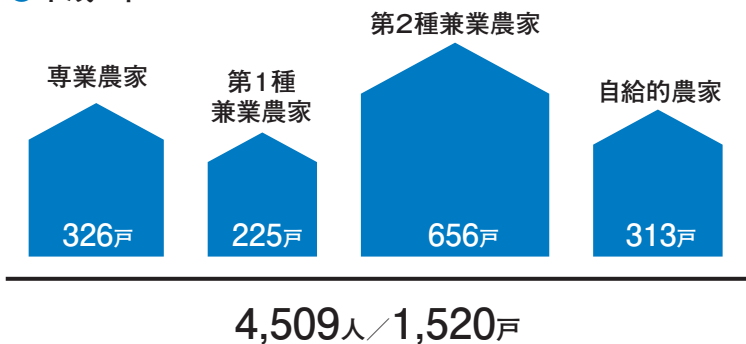
#### ■異業種連携事業の推進

グリーン・ツーリズムの推進  
地産地消の推進

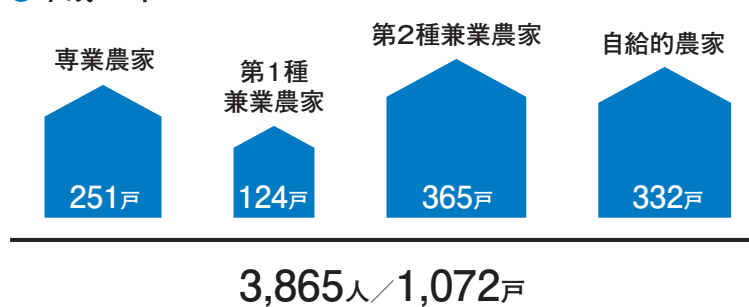
## 08 黒潮町の農家戸数・農業就業人口推移

農林業センサス(専兼業別農家数)より

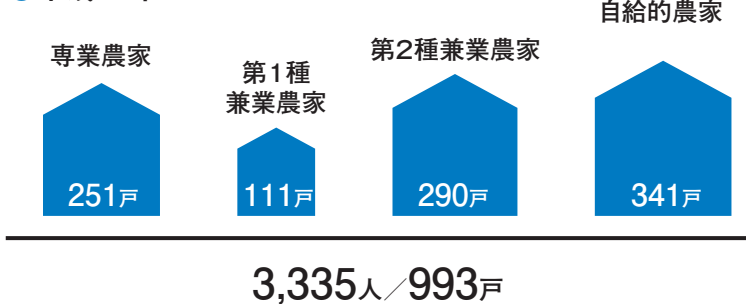
●平成7年



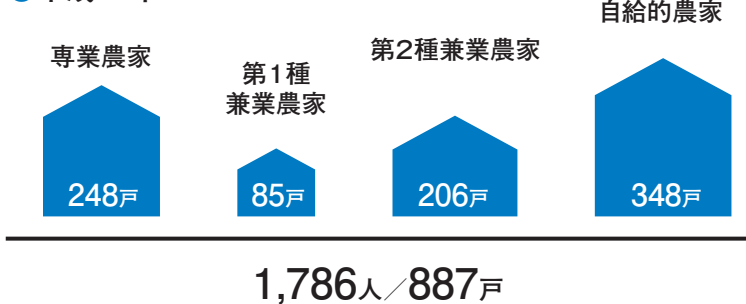
●平成12年



●平成17年



●平成22年



09 平成22年度JA高知はた(大方支所・佐賀支所)  
各品目販売実績

所属部名	品目名	栽培面積 (ha)	栽培戸数(戸)	出荷量(t・本)	販売金額(円)
園芸 施設園芸・野菜等	キュウリ	13.46	56	1,735.6	442,648,750
	ミョウガ	4.20	11	116.6	220,290,828
	オクラ	6.00	46	118.3	117,199,222
	イチゴ	1.76	13	50.9	42,241,049
	メロン・スイカ	1.11	4	48.3	28,583,352
	新ショウガ	1.90	13	116.9	62,049,734
	アスパラ	0.34	3	118.3	10,030,352
	ピーマン	0.90	4	77.2	33,387,610
	シシトウ	0.47	22	8.8	7,183,119
	ニラ	9.61	28	403.0	211,170,367
	ナバナ	1.10	13	2.6	2,061,965
	エリンギ	-	3	103.2	42,030,271
	ヒラタケ	-	2	22.8	8,901,174
	ブナシメジ	-	5	1,445.3	468,399,755
	葉ワサビ	-	1	8.8	181,180
	シイタケ	-	2	11.2	7,771,597
	ユズ	-	3	1.9	222,964
	クリ	0.10	2	0.4	148,129
	ツワブキ	1.60	15	22.9	5,608,535
	塩蔵シメジ	-	2	15.4	6,923,720
	その他野菜	0.64	5	39.9	21,333,318
計	-	-	4,468.0t	1,738,367,591円	
花卉部	シュツコンカスミノウ	8.30	25	1,688,266	133,189,685
	テッポウユリ	3.47	7	1,314,016	149,461,042
	グロリオーサ	1.70	6	287,020	35,993,662
	百合類	0.98	7	372,465	32,821,906
	露地花	1.30	16	390,620	15,779,744
	花木	3.10	12	271,822	21,395,269
	その他	1.39	26	698,496	44,535,048
	計	20.24	100	5,022,805本	433,176,356円
タバコ	28.87	16	53.9t	99,974,330	
ラッキョウ	15.00	150	220.6t	108,043,662	
水稲(大方支所)	135.10	172	350.6t	70,550,523	
水稲(佐賀支所)	-	-	95.2t	18,856,700	
総合計				2,468,969,162円	

平成22年度黒潮町の農業より



## 主要施策

### (1) 消費者ニーズに対応した農産物供給の推進

環境にやさしい農業の実践により、農薬の適正使用を推進し、安全で消費者の信頼を確保した施設野菜・花卉・菌茸栽培などの安定的供給を図るとともに、JA 高知はた及び幡多農業振興センターなどの関連機関と連携し、商品性の高い新品目・新品種の導入に向けた試験栽培施設の充実と技術研究を推進する。また、黒砂糖や天日塩を使った農産物加工品を黒潮町の特産品として育てるため、黒潮町特産品開発推進協議会の組織体制の充実と強化を図り、個別で生産販売している加工グループ同士の情報の共有を進めるとともに、特産品の各種商品デザインを確立し、直販所や各種イベント及びインターネットなどを活用する中で販売促進を図る。

### (2) 農業の持続的な発展施策の推進

認定農業者などを中心とした各種研修活動を実施し、幅広い知識や技術と行動力を持った有能な農業後継者を育成するとともに、安定的な経営体の育成と次代の地域農業を担う新規就農者を確保・育成するため各種支援事業を展開する。また、農業振興を推進・検討する拠点として、担い手育成総合支援協議会の充実を図り、各種農業情報の収集整理や農業関連情報の発信及び農業後継者対策として、農業公社との連携による新規就農希望者が必要な情報を得られるシステムづくりなどの機能整備を図る。良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保するために、ほ場、農道及び用排水路などを整備し、農地の流動化と生産性の向上などを図り、施設園芸などによる農地の高度利用を促進する。近代的な農業生産体系を前提とした農業機械及びその他農業生産近代化施設については、まず既存施設の有効利用を図るとともに、省力・快適化栽培技術の導入を図る。町内における農地の利用実態とともに農家の営農意向（所有者の直接管理か第三者への譲渡・貸与の選択）を調査し把握する。遊休状態が長期間続き周辺農地に病虫害などの悪影響が出ている土地については、適正管理に努めるよう指導する。また、国営農地など、ほ場整備を実施している農地においても、今後、高齢化の進行や後継者不足などによる非耕作地が増える見込みであり、認定農業者や集落営農組織などの担い手及び民間企業などへの農地の譲渡・貸付を推進する。



### (3) 中山間地域の保全と活性化

中山間地域では遊休農地が増えているが、山間地の水田の果たす多面的機能は重要である。このため、農作業受委託組織や集落営農組織を育成し、農地の保全と水田農業の振興に努める。集落営農の推進にあたっては法人組織などをモデルとしながら、過疎化、高齢化が進む中で地域農業を守るために、農作業の受委託や機械共同利用・協業経営型の集約経営組織の充実に努める。また、各地域の人と農地の問題についても地域との話し合いにより今後の未来図として「人・農地プラン」を策定し、地域振興施策の推進を図る。

### (4) 異業種連携事業の推進

農村の持つ豊かな自然環境、農村風景、地域独自の伝統文化及び生物の多様性などに見られる地域資源の保全は、国民の価値観が「ゆとり、安らぎ、心の豊かさ」を重視するようになってきたことから、環境保全型農業として国の農業施策の中に位置づけられている。本町にも、豊かな自然環境や豊富な産物、各種イベントなどの交流人口拡大に結びつく地域資源があり、これら地域資源を守りながらグリーン・ツーリズム<sup>※</sup>による農業体験などの活用を推進する。また、生産者の顔が見え直接会話ができる環境の中で、地域の農産物を地域の消費者に提供する「地産地消」の活動を推進し、地域の農業と関連産業の活性化を図る。

## ●林業

### 現況と課題



本町の林野面積は14,986ヘクタールで、土地面積の79.5パーセントを占め、その内訳は民有林10,030ヘクタール、公有林3,047ヘクタール、国有林1,907ヘクタール、民有草生地2ヘクタールで、民有林が林野面積の66.9パーセントを占めている。また、2000年世界農林業センサスによると人工林面積は8,545ヘクタールであり、樹種別割合はヒノキ81.1パーセント、スギ15.0パーセント、マツ類2.2パーセントである。このうちの多くを占める「幡多ヒノキ」は、薄紅色の木肌と色つやの良さで知られる銘木であるが、まだ建材としては成熟していないため十分に活用され

※グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動や農山村で楽しむゆとりある休暇のこと

ていない。

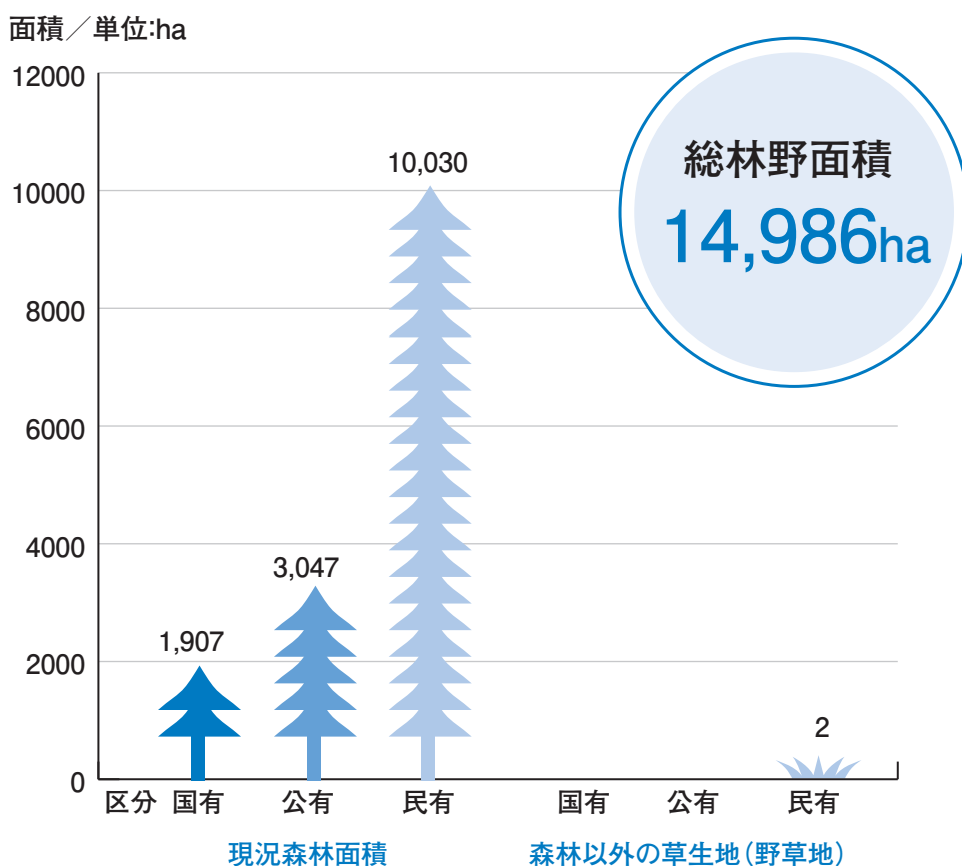
林業においては、木材価格の低迷により林家の木材生産意欲が減退し、個人規模での林業後継者の確保は難しく、地域林業を担う事業者での後継者育成を図る必要がある。

地域林業の核となる森林組合では、I・J・Uターン者の雇用機会提供も含めて、新作業員を積極的に受け入れるなど、地域に密着した運営を行っている。将来予想される国産材時代を見据えるとともに、複層林により循環する持続的な森林の整備を行うために、林業後継者の育成を図り、新規就業者を確保することが課題となっている。そのためには、労務の軽減と所得の向上を図るため、作業道の開設や林道整備を推進し、高性能林業機械などによる効率的な生産システムの構築、及び需要を生み出す新たな発想が必要である。

また、近年、森林は経済的な価値のみにとどまらず、水源涵養や緑の保全などの公益的な機能及び住民の憩いの場としても重要視されてきている。本町でも、自然と親しめる住民参加型の森づくりを進める住民グループ「<sup>うみもり</sup>海森」が活動しており、県が実

## 10 黒潮町の山林の状況(平成17年)

高知農林水産統計年報(経営形態別林野面積)より



施している「協働の森づくり事業」と連携して、環境先進企業と町が協定を締結し、手入れの行きとどかない森林整備を進める。これら、地域住民の活動と企業や自治体と協働しながら「みんなが参加する森づくり」をめざし、水源涵養林や住民の憩いの場としての森林保全整備と林業育成を推進することが課題である。

10

## 施策の体系

### 林業の振興



#### ■ 森林環境の保全・活用

黒潮町森林整備計画に基づく伐採・造林・保育の推進  
公益的機能別森林整備・活用の推進

#### ■ 生産基盤の充実

林道・作業道の整備  
高性能林業機械の導入

#### ■ 林業経営体制の強化

担い手の育成  
特用林産物の開拓  
間伐材の有効活用と木工加工品の開発

## 主要施策



### (1) 森林環境の保全・活用

適正な森林施業を実施するために、「黒潮町森林整備計画」に基づく伐採・造林・保育の推進を図る。また、魚つき保安林や海に注ぐ河川流域の森林整備のあり方が漁業資源の保全育成に影響を与えるなど、森林の持つ公益的機能を重視し、地域や水産関係機関などと連携し、「みんなが参加する森づくり」による適切な森林の保育整備を推進する。

### (2) 生産基盤の充実

労務の軽減と所得の向上を図るため、重点的に作業道の開設整備を行ない、高性能林業機械などの導入を推進する。また、林道については、必要に応じた改良・補修を

行う。

### (3) 林業経営体制の強化

林業後継者の育成を図り、新規就業者の確保に努めるとともに、森林組合主体の「緑の雇用」事業の研修地として町有林を提供し、新規林業者の技術向上を図る。既存の加工施設などを有効活用し、有力な新規特用林産物の導入を図るとともに、継続的で効率的な収入間伐が可能な「森の工場づくり」を推進し、新生産システムの構築、及び需要を生み出す新たな発想を提案する。また、林業総合センター「木工場」の利用増加を図り、付加価値のある新たな木工加工品の開発を推進し、販路拡大を図るとともに、木工教室など、教育機関と連携した事業を推進する。

## 2. 水産業の振興

### 現況と課題



水産業を支える漁港は、本町が管理する第1種漁港の鈴・灘・浮津・入野の4港があり、また、高知県が管理する第1種の伊田、第2種の田野浦そして第3種の佐賀の各1港がある。一方、港湾であるが漁港としても利用している上川口港がある。

佐賀漁港は、2002（平成14）年度より「特定漁港漁場整備事業計画」に基づき、防波堤（Ⅲ）の整備に着手し、2006（平成18）年度末現在、総延長250メートルのうち197.5メートルが完成した。また、2001（平成13）年度から防波堤背後水域において、カツオの活餌となるイワシの蓄養を実施しており、土佐沖で操業する時期においては、地元漁船をはじめ県内外の漁船にも利用されるとともに、佐賀漁港での水揚量の増加も見られ、一定の成果があがっている。当漁港は、高知県の新・水産業振興指針では、幡東地域における拠点漁港として位置付けられており、今後は、漁港及び市場機能の強化を図るため、早急な施設整備が望まれる。

入野漁港は、2009（平成21）年度までに地域水産物の供給基盤整備を整え、それ以降は漁村再生交付金事業などにより、漁港の周辺及び漁港自体を漁場として利用する整備が望まれている。

黒潮町における漁業環境を考えれば、就業者の減と高齢化がますます進むと予想され、早急な対策を考える必要があり、漁業に関する学習会の開催や漁船取得に対する制度資金の活用など、漁村の若者に限らず新規漁業就業者の確保や高齢漁業者の就労対策を進めることが課題である。

また、漁業研修の場などに外国人就業者も積極的に受け入れ、中核的な漁業者を育成する中で漁業者を取り巻く環境を考える必要がある。近年の燃料の高騰、消費者の嗜好の変化や社会動向による魚価の低迷などにより、漁業を取り巻く状況は大変厳しい。魚礁の設置や稚魚の放流などに、まだ顕著な成果は現れていないが、今後もヒラメなど地域に適した有望種苗の放流やイカの産卵場の造成などに取り組み、所得向上に努める必要がある。

水産業の振興には、漁港整備事業などのハード事業とともに、楽しさと魅力のある漁村、漁業を演出するソフト戦略が必要である。このため、釣り筏やホエールウォッチングなどの観光型漁業や、「黒潮一番地体験プロジェクト」など、都市部の人たちとの交流事業を推進し、海洋資源を活用した各種体験事業による交流人口の拡大を図っていくことが課題である。また、タタキづくり体験と塩づくり体験は、関東や関西方面からの修学旅行生の増加により、年間 3,000 人を突破した。これら環境学習体験型修学旅行による入り込み客は、今後も増えることが予想されている。

## 施策の体系

### 水産業の振興



#### ■漁業基盤整備の推進

- 漁港の整備
- 中間育成施設の整備
- 黒潮町水産業経営資金融資制度の充実

#### ■資源管理型・つくり育てる漁業の推進

- 資源管理型漁業の推進
- つくり育てる漁業の推進

#### ■地域人材の育成

- 中核的漁業者の育成
- 漁業経営構造改善事業の推進
- 魚食普及事業の推進
- 啓発活動の推進

#### ■地域ブランド化の推進とブルー・ツーリズムの振興

- 一本釣リカツオのブランド化の推進
- 水産物加工品の開発
- 水産物供給施設の整備
- みなとオアシスの整備



## 主要施策

### (1) 漁業基盤整備の推進

佐賀漁港については、泊地の静穏度向上のための防波堤、突堤など外郭施設の整備を行い、漁港機能の強化を図る。併せてカツオの活餌となるイワシやモジャコの蓄養施設として、水面及び作業用施設用地を確保し、モジャコの安定供給を行うとともに、県西部地域の活餌供給基地としての体制を構築し、外来船誘致を図るための衛生管理型市場等の水産施設の整備拡充を行い、カツオ一本釣り漁業の経営安定と水揚量の増加を推進し、併せて地域経済への波及効果を図る。

大方地域の漁港については、区域内の水域施設などに、現存する消波ブロックなどを利用した漁場を再構築することで、沿岸漁業の省力化と高齢化する漁業者への安全操業を実現する。

### (2) 資源管理型・つくり育てる漁業の推進

水産資源の維持・増大と安定的な漁業生産の確保を図るためには、禁漁区を設けるなど漁業従事者の自主的な取り組みによって資源管理していくことが重要である。このため、資源管理型漁業の一層の推進と定着化を図るための啓発や人工魚礁、築いそなど資源管理関連施設の効果調査を行い、真に必要な漁場から整備を図るとともに、既存の築いその維持管理などの財産管理を図る。また、資源管理型漁業の推進と同時に、水産動植物の種苗の放流によって資源水準を向上させることも必要であり、継続した種苗の放流を行う。

カツオ資源については、近年沿岸域でのカツオの水揚げが、急激に減少しており、その原因のひとつとして、中部太平洋域のまき網の漁獲量が急増したことにより、資源状態を悪化させる厳しい状況である。資源の持続的な利用確保と、カツオ漁業の経営安定を図るため、業界や関係県と連携して、国内及び国際的に適切な対応を行うよう国等に対して要望活動を実施する。

### (3) 地域人材の育成

異業種間交流や国際交流を進め、中核的漁業者を育成するとともに、魚食の普及、水産物のブランド化及び新流通販売システムの構築などにより、漁業経営構造改善を推進できる人材の育成を図る。

#### ※ブルー・ツーリズム

自然豊かな漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動や漁村で楽しむゆとりある休暇のこと

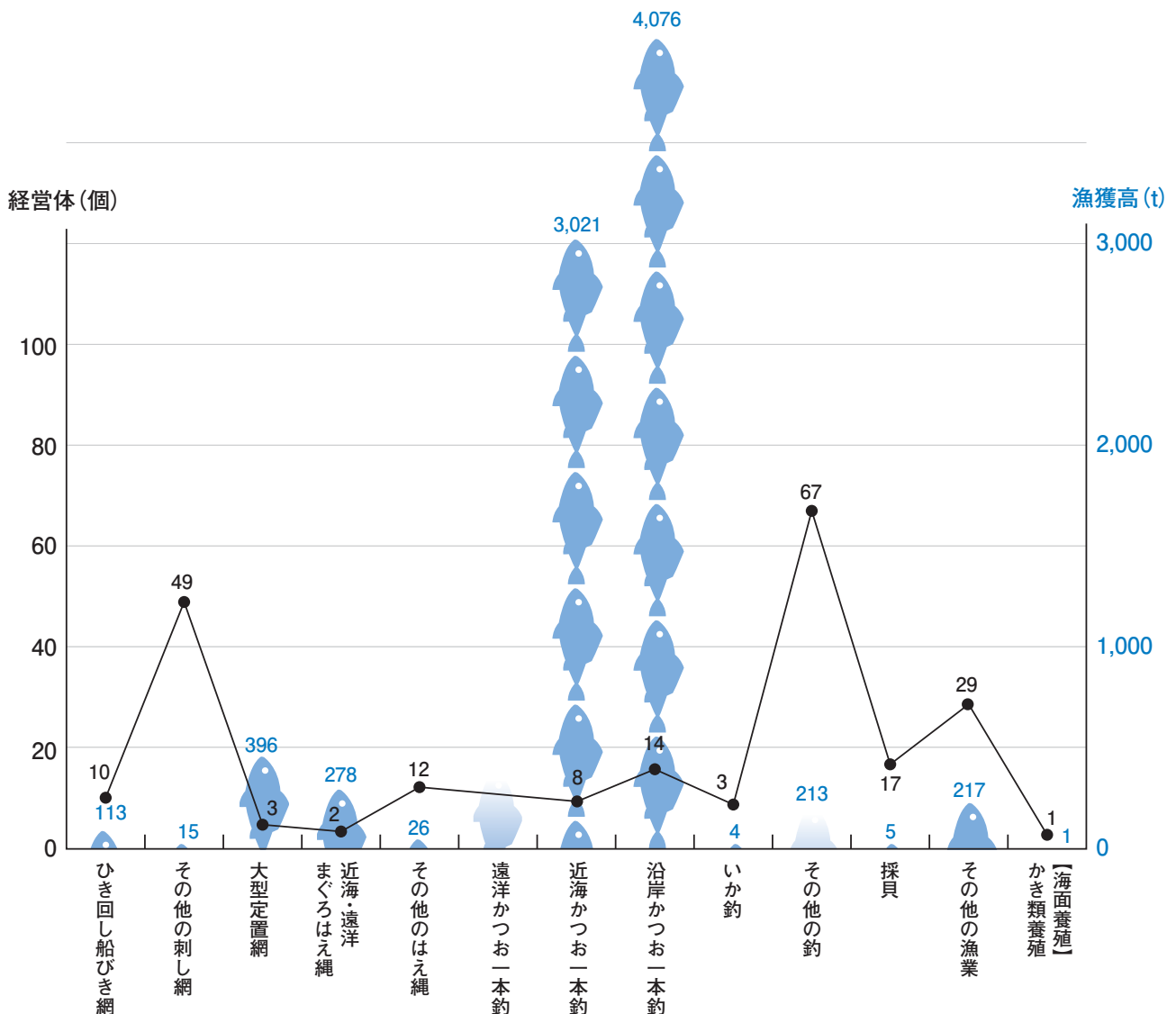
(4) 地域ブランド化の推進とブルー・ツーリズム<sup>※</sup>の振興

黒潮町の水産振興を図る上で、「カツオは黒潮町」というイメージづくりとカツオのブランド化を図ることが重要である。このため、調査研究によって得られたカツオに含まれる食品機能の成果とマリンエコラベル認証をもって、環境にやさしく品質の優れた黒潮町の一本釣りカツオを、「土佐佐賀の日戻りカツオ」として統一したブランドで消費者に提供するための魚食普及活動と併せて町外へPR販売促進活動の促進や、町内の天日塩を使った水産物加工品の開発を推進する。また、黒潮一番館や漁家民宿を活用するとともに「親しまれる港の空間づくり」を推進し、ブルー・ツーリズムの振興による交流人口の拡大を図る。

11

11 漁業の状況 平成22年1月1日～平成22年12月31日(黒潮町)

高知農林水産統計年報より



# 3. 商工業の振興

## 現況と課題



地域商工業を取り巻く環境は、過疎化、少子・高齢化の進展、公共事業の激減及び中心市街地の空洞化などにより、極めて厳しい状況にあり、景気は低迷している状態である。

このような中、本町の商工業は、経営者の高齢化、後継者不足問題及び廃業や売り上げ減少による事業縮小などにより衰退傾向にある。また、四万十市に大型ショッピングセンターが建設されたため、四万十市に客が流れ、結果として地元商店の売り上げは下がっている現状にある。しかし、自動車などの移動手段が無い高齢者が多い本町では、地元商店が衰退して無くなるということは死活問題であり、何としても商工業の衰退を避けなければならない。そのためには、地域総合経済団体である商工会を支援するとともに連携強化を図る必要がある。

企業誘致については、非常に困難ではあるが、時代にあった誘致方法について、常にアンテナを高くして情報収集及び研究を続けていく必要がある。

製造業については、縫製工場などの現存する事業所を支援して存続させるとともに、地域ブランド確立などによる産業の創造を図るのが課題である。

町の産業は、町の力を総動員して創らなければいけない。そのためのモノづくり、人づくり、施設づくり、仕組みづくり、イメージづくり、ファンづくりなどを組み合わせた新たな産業創出が求められている。

また、これまでも豊かな自然環境を活かした観光事業を展開してきたが、近年、観光客の伸び悩みが続き、その対策が大きな課題となっている。

### 施策の体系

#### 商工業の振興



#### ■6次産業化・農商工連携事業の推進

- 道の駅の整備
- 農商工連携事業の推進
- 起業家育成事業の推進

#### ■製造・卸売業の活性化

- 製造・卸売業連携事業の推進
- 地域ブランド製品の開発及び販売促進の支援
- 新産業創造事業の推進

#### ■新企業誘致活動の推進

- 企業誘致の推進

#### ■商業環境整備の推進

- 経営指導の充実
- 黒潮町商工会の活動支援



## 主要施策

### (1) 起業家育成・異業種連携事業の推進

商業活動は、他産業の景気や動向に影響を受けやすい。そのため、本町の基幹産業である農林漁業と連携した6次産業化を推進する。また、高規格道路の延伸に伴う「道の駅」を整備し、既存の道の駅「ビオスおおがた」との相乗効果による地域経済の活性化を図る。また、教育機関と連携する中で、新たな視点で地域資源を活用できる人材を育成し、農商工連携事業を推進する。

### (2) 製造・卸売業の活性化

町内製造・卸売業の実態を調査するとともに、製造・卸売業連携事業の推進を図り、それぞれの製造品における地域ブランド化と販売促進を支援する。また、新産業創造事業を推進するため専門家を招へいし、モノづくり、人づくり、施設づくり、仕組みづくり、イメージづくり、ファンづくりを進める。

### (3) 新企業誘致活動の推進

恵まれた自然環境を活かした新時代の企業誘致活動を推進する。

### (4) 商業環境整備の推進

商工会の活動を支援し、町内商工業者への経営指導の充実を図る。

## 4. 観光の振興

### 現況と課題

「南海九十九里沿岸中最も秀媚なる松林地なり」と伝えられてきた入野松原は、昭和50年頃からマツクイムシの大きな被害にあってきたが、その危機感から松原再生運動が芽生え、地域住民と入野松原の絆をより強いものにした。しかし、マツクイムシの被害は依然として続いており、入野松原の詳細な生育調査や植生調査の実施及び

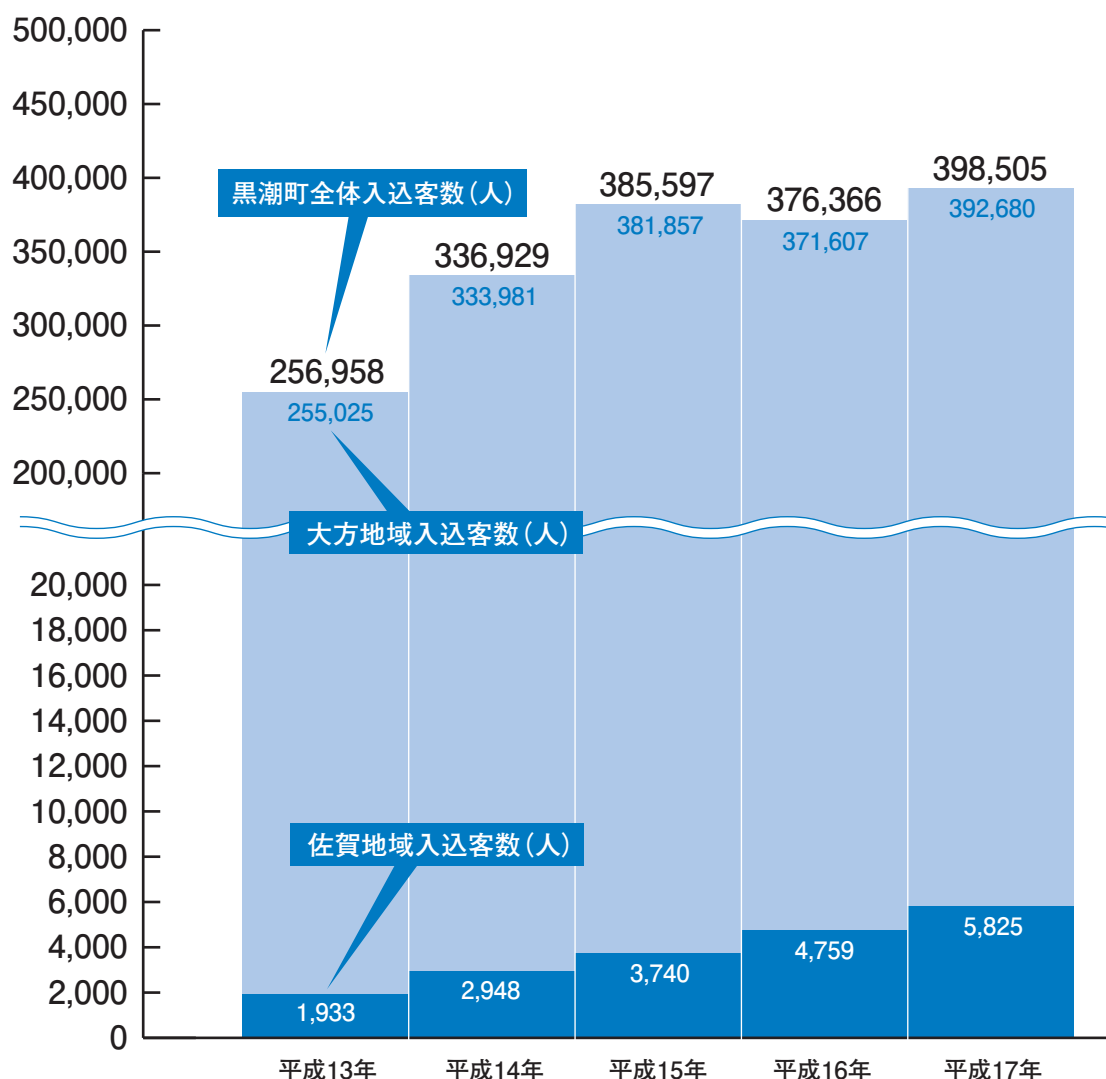
粘り強い保存活動が必要である。

松原再生に連動して生まれた、入野松原周辺の自然そのままを美術館と考える砂浜美術館の取り組みは、入野松原の存在をより高め、新たなまちづくり理念として定着し、観光振興の面でも大きな影響を与えている。ホエールウォッチングは、1995（平成7）年には年間18,000人ほどの乗客数であったのが、全国的な新規事業者の参入等により2011（平成24）年には、1,015人まで大幅に落ち込んでいる。今後は、乗客数の拡大に向け、観光イベントやほかの自然交流体験型プログラム等との連携したツアー商品の企画、また、雨天荒天時による欠航時の代替プログラムの整備及び案内等サービスの向上が必要となる。

また、地域個性を「黒潮一番地」というキーワードにして、黒潮町をカツオの町として定着させ、地域産業の振興に大きな成果をもたらしてきた。平成13年から開始

## 12 黒潮町の観光入込客の推移

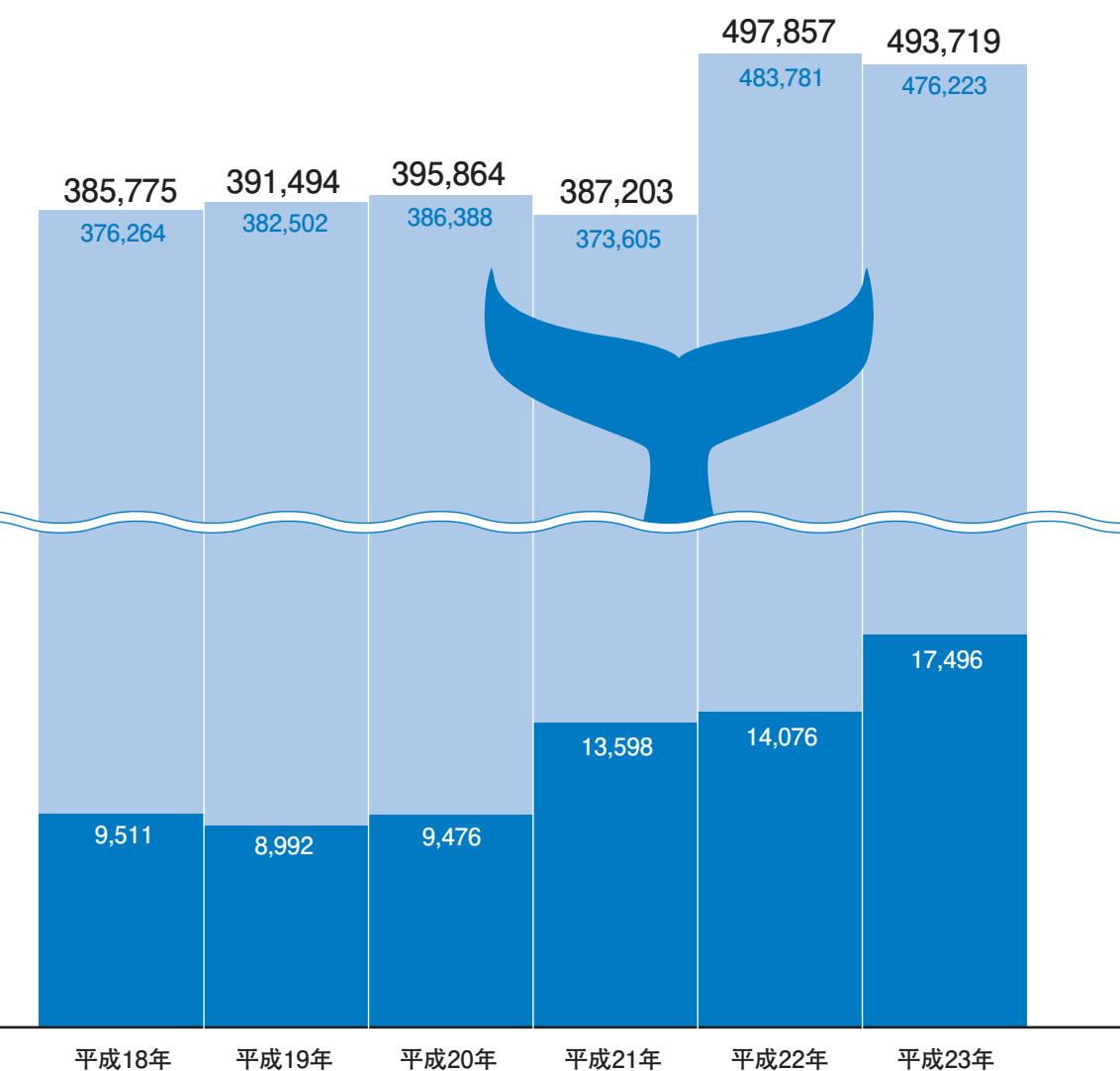
黒潮町役場調査より



されたカツオのタタキづくり体験、天日塩づくり体験、並びに平成18年から開始した漁家農家民泊体験においては、自然・体験・食育・交流をテーマとする教育旅行を中心に今後も需要が継続拡大されると予想される。今後も、観光旅行者並びに修学旅行者の集客を図る取り組みを持続し、更なる事業拡大を目指すための、NPO 砂浜美術館を主体とした、町内自然交流体験受入団体、宿泊事業所、町内観光事業者及び幡多広域観光協議会等、関係機関との連携強化が課題である。

土佐西南大規模公園は、大方地区では各種スポーツ施設や道の駅、佐賀地区では展望広場や多目的グラウンドなどの施設が整備及び維持管理され、町内外広域にわたり年間を通じて利用されている。特にスポーツ施設においては、既存設備の拡充や合宿及び大会等の積極的な誘致活動により、施設利用者数並びに町内宿泊者数が増加し、また自然散策・ウォーキングを楽しむ住民の増加により、地域経済や地域の活性化並びに健康増進にもつながっている。

12



## 施策の体系

### 観光の振興



#### ■カツオ文化による観光振興

黒潮一番館の活用推進

#### ■砂浜美術館による観光振興

ホエールウォッチングの充実

シーサイドギャラリーの充実

広域観光インフォメーション機能の強化

#### ■名勝入野松原の保存・育成

名勝入野松原再生事業の推進

入野松原保存会の育成

#### ■土佐西南大規模公園整備・活用の推進

スポーツ合宿の誘致

#### ■グリーン&ブルー・ツーリズムによる観光振興

観光農園施設の整備

自然・生活体験型観光の推進

## 主要施策



### (1) カツオ文化による観光振興

「黒潮一番館」を拠点として、天日塩、カツオのタタキづくりや、「初夏に初鯉、秋に戻り鯉」という日本の伝統的な食文化を「カツオ文化」として構築し、本町を訪れる観光客が、自然の中でくつろぎ、楽しめる施策を推進する。

### (2) 砂浜美術館による観光振興

NPO砂浜美術館と連携し、「Tシャツアート展」「シーサイドはだしマラソン全国大会」「ホエールウォッチング」「シーサイドギャラリー」「らっきょうの花見」「潮風のキルト展」「漂流物展」などの特別企画展を充実し、「365日・24時間オープン、BGMは波の音、夜の照明は月の明り」という、自然そのままを鑑賞できる環境の整備を行う。また、幡多広域観光連絡協議会と連携し、「ビオス情報館」を土佐西南地域の観光総合窓口とした受入システムを強化していくとともに、広域観光ルートの開発や、教育旅行を計画する学校や旅行代理店への魅力的な情報提供を行うため、

体験プログラムの充実、インストラクターの人材育成及び受け入れ団体の接客・安全面でのスキル<sup>※</sup>強化を図るなどの総合的な取り組みを推進する。

### (3) 名勝入野松原の保存・育成

入野松原の詳細な生育及び植生調査を行い、科学的データを蓄積しながら、四万十森林管理署や幡東森林組合と連携し、マツクイムシの被害を食い止めるためのあらゆる方法を模索する。また、入野松原保存会などの地域住民と行政が協働して、入野松原の維持管理に努めるとともに、「松の里親制度」や教育機関との連携事業を推進し、松原保存運動の広域化を図る。

### (4) 土佐西南大規模公園整備・活用の推進

事業計画の早期完成を目指すとともに、地域ぐるみの健全管理と有効活用を図る。また、14 種目のスポーツができる施設を活用したスポーツ合宿の誘致を図る。

### (5) グリーン&ブルー・ツーリズムによる観光振興

農家、漁家民宿などを活用する中で、日常的な農家や漁家の生産活動を活かした体験型観光プログラムを開発するとともに、観光農園などの周辺施設の活用も図り、地域住民と観光客がふれあうグリーン・ツーリズム及びブルー・ツーリズムを推進する。

## 5. 雇用促進対策の充実

### 現況と課題



大方地域では施設園芸や花卉の栽培、佐賀地域ではカツオの一本釣りやシメジやエリンギなどの菌茸栽培が盛んであるが、少子・高齢化による人口減少、近年の地域間格差による景気回復の遅れなど、地域経済はいまだ停滞し続けている。本町が2007（平成19）年に実施した住民意向調査の中で、「今後、町が最も力を入れるべき施策は何か」という設問に対して最も多かった回答が、「雇用の場の創出」であり、地域の深刻な雇用状況が浮き彫りになっている。

※スキル  
教養や訓練を通して獲得した能力のこと

2010（平成 22）年の国勢調査によると、黒潮町の労働力人口は、5,980 人で、2005（平成 17）年と比較すると、1,047 人（14.9%）の減少となっており、依然として有効求人倍率は県内でも低い水準での推移となっている。年齢構成別では、特に、若年層の人口流出が著しく 27.7 パーセントもの減少となっている。

また、就業者数を産業別に見ると、第一次産業従事者が 23.7 パーセント、第二次産業従事者が 17.4 パーセント、第三次産業従事者が 57.2 パーセントとなっており、県平均に比べ、第一次産業従事者の構成比が高く、第二次産業従事者及び第三次産業従事者の構成比が低くなっている。

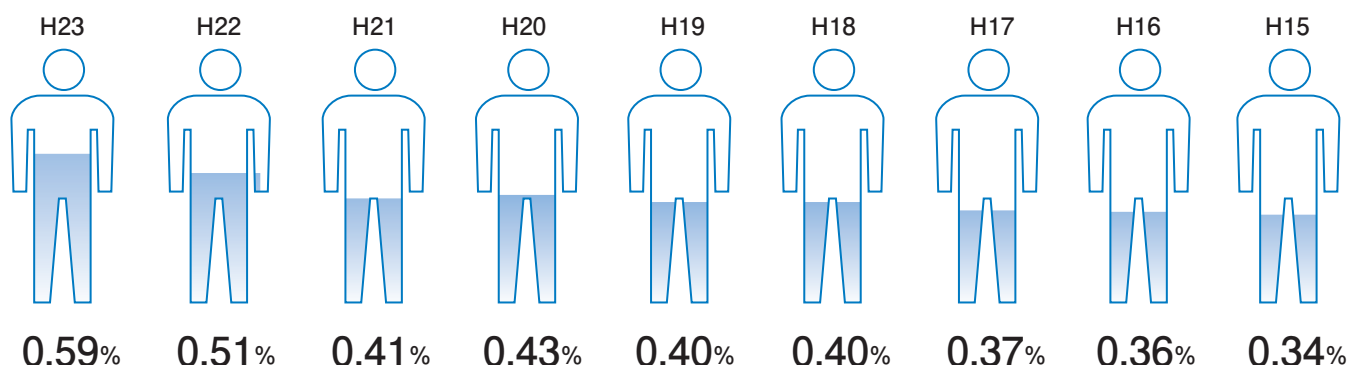
本町を管轄する四万十公共職業安定所の 2011（平成 23）年度の新規求人数は、5,613 人となっており、産業別の新規求人構成比としては、医療・福祉業が 21.0 パーセントと最も高く、次いでサービス業が 19.7 パーセント、卸売小売業が 18.6 パーセント、飲食店宿泊業が 13.5 パーセント、建設業が 6.9 パーセント、製造業が 6.8 パーセントなどとなっており、製造業と建設業の不振などの地域産業実態を反映している。

2010（平成 22）年国勢調査による完全失業率は、大方地域で 8.9 パーセント、佐賀地域で 7.4 パーセントであり、2005（平成 17）年国勢調査の大方地域 7.7 パーセント、佐賀地域 7.5 パーセントと比較しても、大方地域で 1.2 ポイント、佐賀地域で 0.1 ポイント良くなっているが、依然、地域内の求職者にとって非常に厳しい雇用情勢が続いている。

13

## 13 四万十公共職業安定所における有効求人倍率の推移

四万十職業安定所調査より



## 施策の体系

### 雇用促進対策の充実



#### ■農林漁業及び製造業分野における雇用促進

黒潮印(ブランド)商品開発の推進  
新産業創造事業の推進による雇用の創出

#### ■観光振興分野における雇用促進

漁家民宿・農家民宿の普及  
グリーン&ブルー・ツーリズムの推進

#### ■情報通信業分野における雇用促進

新企業誘致活動の推進

## 主要施策



### (1) 農林漁業及び製造業分野における雇用の促進

天日塩や黒砂糖を原材料に含んだ商品のブランド化が試みられており、この取り組みを「黒潮ブランドプロジェクト」に位置付け、「さしすせそ計画」による地産地消、高付加価値商品の流通拡大による産業の創造により雇用促進を図る。また、町内の製造・卸売業間の連携を強化し、それぞれの商品の地域ブランド化や流通拡大を支援する中で雇用の拡大を図る。

更に、専門家を招へいし、被災時の住民の健康や安心を確保する避難食や、黒糖を使ったスイーツの開発などの新産業を創造、製造ライン確保することで、雇用の場を創出する。

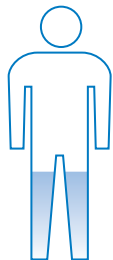
### (2) 観光振興分野における雇用の促進

漁家民宿、農家民宿の普及とグリーン&ブルー・ツーリズムの推進により雇用の促進を図る。

### (3) 情報通信業分野における雇用の促進

自然豊かな地域での生活やふるさとでの暮らしを希望する、一定の技術を持ったI・J・Uターン者の誘致を目指す。また、企業の設計部門などを中心に、自然豊かな場所で通常勤務できる就労システムが実現可能な企業について調査研究を図る。

H14



0.34%

# 第2章 思いやりのある健康・医

## 1. 保健・医療の充実

### 現況と課題



各種検診（健診）に関しては、ライフステージに応じて妊婦健診、乳幼児健診、特定健診、各種がん検診を行っているが、全般的に受診率が低い状況である。

地域の健康課題を明らかにするとともに、住民の健康状況を把握して、効果の上がる生活習慣病予防対策や介護予防対策などを実施していかなければならない。健康づくりにどのように取り組んでいくべきか、各担当部署と連携した取り組みが求められている。

2008（平成20）年度の医療制度改革に伴い、早急に特定健診などの実施に向けた体制整備も進めていかなければならず、今後は、保健師などのマンパワーの確保が一層必要となってくる。

超高齢化社会に伴う有病率の増加、食生活の変化による生活習慣病の増加など、医療に対する需要が多様化かつ高度化していく事から、総合的な保健サービスの充実を図り、住民の健康保持増進に努めていかなければならない。そのために、2013（平成25）年度に、今後10年間の健康づくり施策の指針として策定した「黒潮町健康増進計画・食育推進計画」や、高齢者の保健福祉ニーズに基づいて策定した「黒潮町高齢者福祉計画・黒潮町介護保険事業計画」を点検しながら、各事業の展開を図る必要がある。

また、心身障がい者、難病患者及び疾病による機能障がい者に対しては、福祉施策との連携を図るなど、保健、医療、福祉を一元化した総合的な施策を行い、効率的な保健福祉サービスができるよう、住民主体の健康づくりを推進していくことが課題である。



# 療・福祉のまちづくり(保健・医療・福祉の充実)

## 施策の体系

### 保健・医療の充実



#### ■健康づくり推進体制の整備

保健・医療・福祉行政機構の一元化

#### ■健康づくり推進事業の充実

健康指導や食生活改善指導の推進

健康診査の充実

温泉活用の健康増進事業の推進

乳幼児医療・健診の充実

診療所運営の支援

在宅医療の充実

健康増進計画・食育推進計画に基づいた事業の推進

## 主要施策



### (1) 健康づくり推進体制の整備

保健、医療、福祉の行政機構を整理し、保健、医療、福祉を一元化した総合的な施策を行い、効率的な行政サービスを提供するとともに、医療制度改革における体制の整備や人材の確保を図る。

### (2) 健康づくり推進事業の充実

地域に密着した診療所や地域資源の活用を図りながら、あらゆる年齢階層に応じた健康づくりに関する事業を総合的に推進する。

## 2. 次世代育成及び子育て支援対策の充実

### 現況と課題



本町の少子化は年を追うごとに進んでおり、14歳以下の年少人口は1990（平成2）年2,744人（17.8%）、2000（平成12）年1,885人（13.3%）、2006（平成18）年1,490人（10.6%）と減少しており、1990（平成2）年度の出生数が119人であるのに対し2006（平成18）年度の出生者数は、わずか69人となっている。子どもや家庭を取り巻く環境も、核家族化の進行や就労環境の変化、地域住民同士の関係の希薄化などを背景に、家庭や地域における子育て力の低下、親の育児負担感の増大などが見られ、これまでと大きく変化している。

一方、女性の社会参加や就業形態の多様化が進み、保育サービスの利用やニーズは高まっているが、年々児童数が減少し、保育所の統合を進めてきたものの運営は厳しい状況にある。

また、母子家庭の多くは、主に経済的な困窮から、生活や子どもの養育面での問題を抱えており、社会的にも精神的にも不安定な状況にある。そして、近年増加しつつある父子家庭の多くも、子どもの養育や家事などの面で不安があり、さらに、経済的な理由から、幼児を祖父母に預けて仕事をしている場合も見られる。

子どもたちが、心身ともに健やかに育成されることは、児童福祉の理念である。そのために、「黒潮町次世代育成支援行動計画」を策定し、時代に応じた保育施設の再編や保育サービスの充実を図るとともに、身近で子どもたちに接している家庭や地域及び事業者などと行政が、それぞれの状況に応じた役割を果たしながら一体となって次世代育成と子育て支援施策を推進することが課題である。

14

### 施策の体系

次世代育成  
子育て支援  
対策の充実



#### ■子育て支援施策の推進

黒潮町次世代育成支援行動計画の策定・推進  
母子・父子家庭支援施策の推進  
児童館運営事業の充実

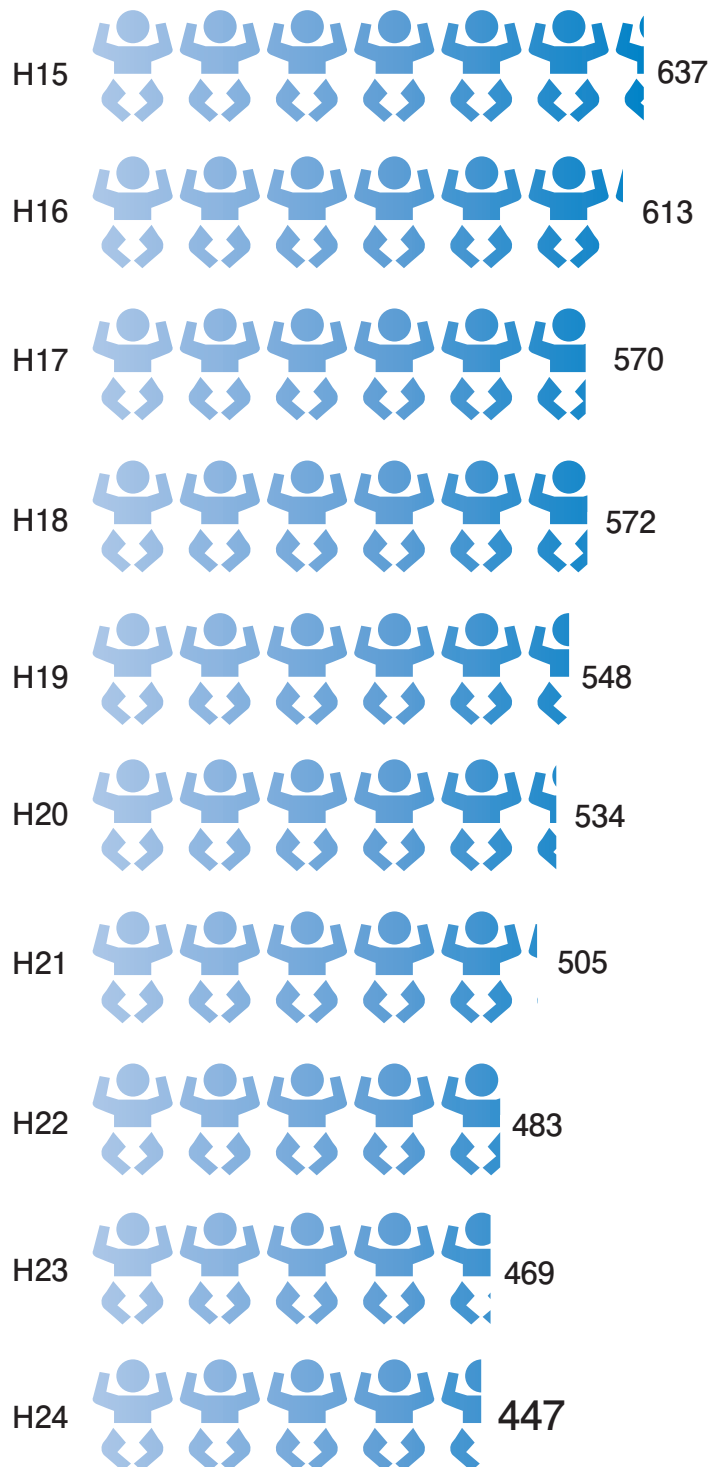
#### ■保育サービスの充実

子育て支援センター機能の拡充  
佐賀保育所の高台移転の検討

## 14 就学前乳幼児数の推移(3月31日現在)

黒潮町役場調査より

年度 就学前乳幼児数(人)



※就学前乳幼児＝0歳児～小学校入学前の乳幼児

## 主要施策



### (1) 子育て支援施策の推進

次代を担う子どもたちが、健やかに育ち夢と希望を持って成長でき、子育てに係る親や家庭をはじめ地域全体が子育てを楽しみ、それを支援する町を目指す「黒潮町次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援施策を総合的に推進するとともに、母子・父子家庭支援施策の充実を図る。また児童館では、子どもたちにとって、いつでも気軽に利用でき安心できる居場所、心の居場所としての環境を整え、学校・学年を越えた交流の場とし、地域の保護者と協働した運営を目指す。

### (2) 保育サービスの充実

保育所の統合については、黒潮町保育所整備推進協議会で検討を重ね、大方地域で、早咲保育所、中央保育所、浜松保育所、上田の口保育所を統合し、平成21年4月に大方中央保育所を開所した。また、佐賀地域では、佐賀保育所、横浜保育所、伊与喜保育所、拳ノ川保育所を統合し、平成22年4月に佐賀保育所を開所した。保育所統合により乳児保育や一時保育の拡充・居残り保育の時間延長等、サービスの拡充を行ってきたが、今後は子育て支援センターの機能強化により、さらに保護者に利用しやすい保育所運営を目指す。

なお、佐賀保育所については、南海トラフ地震の津波対策に備え、高台移転を検討する。

## 3. 地域福祉の充実

### 現況と課題



人口減少や高齢化の進行は、地域社会の活力を減退させる恐れがあるとともに、産業の衰退とあいまって、地域社会の基盤そのものの崩壊が懸念される。今後は、高齢者を含め、住民が地域で元気に生活できるように、身近な地域環境の整備が必要である。

総合的かつ計画的にきめ細かい地域福祉活動を推進していくために、町と黒潮町社会福祉協議会が一体となり、地域住民が互いに助け合い、支え合うまちづくりの機能をコーディネートし、地域における「つなぐ機能」を発揮する必要がある。

福祉のまちづくりの拠点施設として黒潮町保健福祉センター及び黒潮町総合センターを位置づけ、情報収集・情報発信の場、住民の福祉活動の場及び相談の場として活用していく。各集落においては、各集会施設を住民自治の福祉活動の拠点とした取り組みを推進する必要がある。

町民館は、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発をめざした住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に推進する。

福祉は、すべての分野に係る内容であり、公共施設整備などでは、子ども、障がい者及び高齢者にも使いやすくするなど、各分野との連携を深めた福祉のまちづくりを推進していく必要がある。このため、福祉の基本的姿勢であるノーマライゼーション理念<sup>※</sup>の浸透などの意識づくりが大切であり、社会教育や学校教育などの多様な分野で積極的な啓発に取り組む必要がある。

施策の体系

地域福祉の充実



#### ■地域福祉の体制整備

- 地域福祉ネットワークの整備
- 社会福祉協議会の運営充実
- 集落集会施設の充実
- 福祉教育の推進
- 在宅福祉サービスの推進
- あったかふれあいセンターの整備

#### ■町民館運営事業の推進

- 相談事業の推進
- 人権啓発事業の推進
- ディサービス事業の実施
- 交流促進事業の実施

※ノーマライゼーション理念

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいう。

## 主要施策

### (1) 地域福祉の体制整備

黒潮町社会福祉協議会を中心に、民生児童委員、NPO、ボランティア及び各種団体などとの連携を図り、住民主体の地域福祉の体制づくり（地域福祉ネットワークの構築）を推進する。その拠点として、黒潮町保健福祉センター及び黒潮町総合センターの充実を図るとともに、各集会施設の機能充実を進め、ノーマライゼーション理念の普及と人に優しい福祉のまちづくりを推進する。また、介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるように在宅福祉サービスの充実も図る。

### (2) 町民館運営事業の推進

町民館は、地域住民の生活と福祉の向上をめざし、相談事業の充実・健康増進・交流促進・人権啓発事業を行い、人権の保障を幸せづくりと位置付けて町民館から発信していく。

## 4. 高齢者福祉の充実

### 現況と課題

本町の総人口は年々減少しているが、65歳以上の高齢者比率は、1990（平成2）年に21.2パーセントであったものが、2007（平成19）年には32.4パーセントとなっており、さらに団塊の世代がすべて65歳に到達する2015（平成27）年度には、高齢化率が40%を超え、今後ますます高齢化が本格化することが予測される。

このような急速に進む高齢化に伴い、介護や支援の必要な高齢者がますます増加することが予想され、在宅での生活や介護に対する不安解消に向けた対策が必要となり、健康で生きがいを持って暮らせる高齢者生活の推進に向けた施策が課題となっている。

保健、医療、福祉及び生涯学習など、さまざまな分野において地域資源を活用し、住民が一体となって高齢者を地域で支え合う体制の整備や、高齢者が元気で安心して

暮らせる社会環境づくりが重要である。そのため、本町においては、より住み慣れた地域で密着したサービスが利用できるよう、地域特性を踏まえたサービス体系づくりを行うこととする。

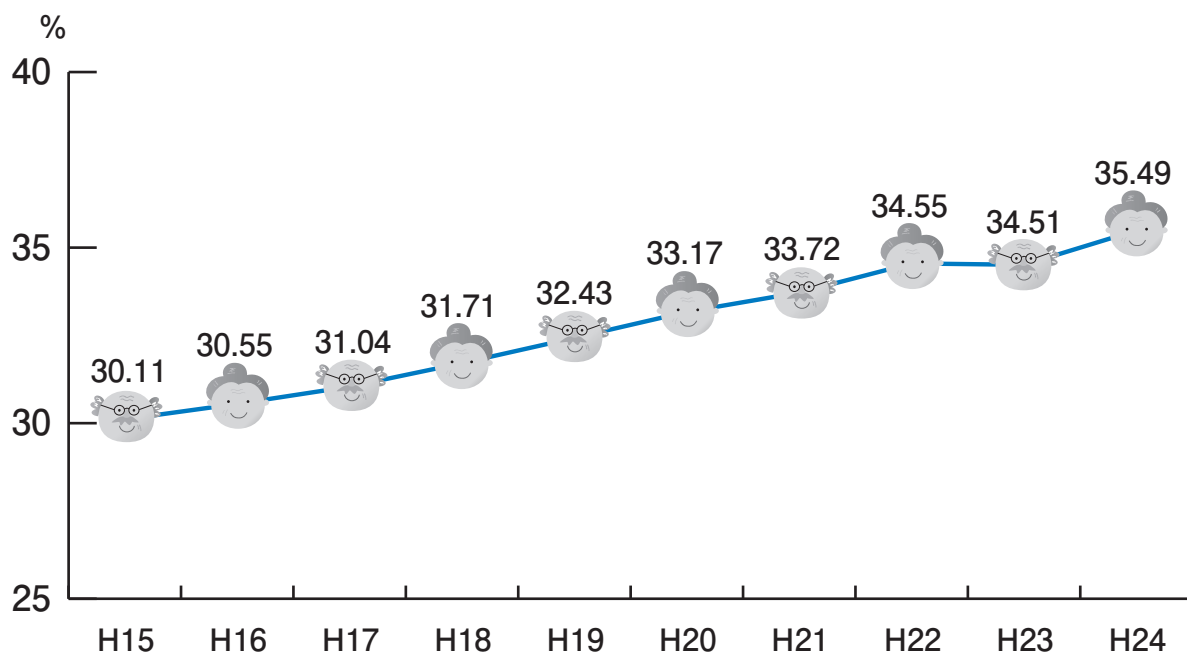
また、元気で生き生きした暮らしの推進、高齢者が安心して暮らせる地域づくり、支えあう福祉などの基本理念に基づいた保健福祉施策の展開を図っていく必要があり、高齢者が要介護状態にならないよう、生きがいづくりやトレーニングによる介護予防の取り組みの推進が必要である。

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、安心して自立した生活が継続できるように、介護サービスや在宅福祉サービスなどは、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供される必要がある。このため、地域包括支援センターを中心として、地域高齢者の心身の健康維持、保健・医療・福祉の向上及び生活の安定のために必要な援助や支援を「黒潮町高齢者福祉計画・黒潮町介護保険事業計画」に基づいて、総合的に実施することが課題である。

15

## 15 黒潮町の高齢化率の推移

黒潮町役場調査より(全人口に対する65歳以上の割合)



## 施策の体系

### 高齢者福祉 の充実



#### ■地域包括ケアシステムの活用

黒潮町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進  
地域包括支援ネットワークの整備  
ワンストップ相談窓口の確立

#### ■シルバー人材センター運営の充実

シルバー人材センターの支援

### 主要施策



#### (1) 地域包括ケアシステムの活用

高齢者への総合的な支援を推進するため、「黒潮町高齢者福祉計画・黒潮町介護保険事業計画」を基に、地域包括支援センターを拠点として、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員などが連携し、それぞれの専門性を活かしながら、チームアプローチ※による業務の推進を図る。また、地域包括ケアを実現するために、インフォーマルサービス関係者や一般住民による地域包括支援ネットワークを構築し、高齢者のニーズに応じた適切なサービスの提供を図るとともに、ワンストップ相談窓口※の確立を目指す。

#### (2) シルバー人材センター運営の充実

高齢者にとっては、自らの経験と知識を活かして地域社会の中で役立てることは、張りのある生活を送る上でも大切なことである。このような観点から、シルバー人材センターの運営充実を支援する。

## 5. 障がい者福祉の充実

### 現況と課題



本町では、これまでもノーマライゼーションを基本理念とし、障がいのある人もな

※チームアプローチ

サービスを向上させるために、援助者が複数名集まってチームを組み、援助活動に当たること。

※ワンストップ相談窓口

各種の相談が、それぞれの窓口でなく一つの窓口で済ませることができるようしようというもの



い人も、お互いに尊重し、理解し、助け合いながら自己実現することができる共生社会を目標とした、障がい者保健福祉施策の推進に取り組んできた。

福祉ニーズは、個別化や多様化が進んでおり、満足度の高いサービスの提供が求められている。そのため、行政と民間福祉施設の連携を深める中で、時代の変化やニーズに的確に対応し、障がいのある人が必要とするサービスを、効果的かつ効率的に支援し、重点化するための創意工夫が必要である。

これらを踏まえ、「黒潮町障がい者計画」と「黒潮町障がい福祉計画」を基準として、障がい者福祉の充実を図っていくことが課題である。



#### ■黒潮町障がい者計画の推進

- 保健・医療・地域リハビリテーションの充実
- 教育の充実
- 雇用・就労の充実
- スポーツ・文化活動の充実
- 福祉のまちづくり
- 相談支援の充実
- 啓発活動の推進
- 障がい者への虐待防止
- 防災対策の充実
- 地域福祉体制の整備

#### 主要施策

障がいのある人に、適切な保健・医療サービスを提供するため、保健、医療及び福祉の連携がとれたサービスの提供体制の整備を図り、障がいのある人それぞれのニーズに応じて、サービスや社会資源の利用などを継続的に支援する相談支援の充実を図る。また、障がいのある人の健康維持や心のうるおいと生きがいをもたらす、生活を豊かにするために、スポーツ、レクリエーション及び文化活動を推進する。ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の考え方を普及・実践していくとともに、住民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、幼少期から互いに思いやる心を育み、共生社会を実現するための啓発活動を推進する。障がいのある人のニーズの多様化や施設か

ら在宅生活への移行などに伴い、その需要と重要性が増してくる専門職の養成を関係機関と連携して推進する。

## 6. 社会保障制度の充実

### 現況と課題



国民健康保険制度は、農林水産業者及び自営業者を中心とする制度であり、他の医療保険に加入していない人すべてを被保険者としているため、人口の高齢化や産業構造の変化、また、所得の増減の影響を大きく受けやすい制度である。安定した国民健康保険事業を行うためには、財政の安定が必要であり、国保税の確保が大きな課題である。

また、医療費については、過去10年間、一人当りの医療費が少しずつ伸びる傾向にあり、医療費の抑制については、国保分野ではレセプトの点検などによる適正化、保健衛生分野との連携の強化が必要である。

近年の急速な高齢化の進展により、高齢者医療費は増え続けており、医療費全体に占める割合は、年々増加する傾向にある。こうした状況の中で、医療保険制度を今後とも持続可能なものにしていくためには、現役世代の負担が過重にならないように、高齢者医療費の伸びの適正化を図っていくことが重要であることから、2008（平成20）年度から新たに後期高齢者医療制度を創設し、県を一単位とした後期高齢者医療広域連合を事務局とした医療制度が実施されている。

本町においても、高齢化は深刻な状況であり、介護の必要な高齢者はますます増加すると予想され、高齢者保健福祉及び介護の問題は老後の不安要因となっている。住み慣れた地域で、健康で生き生きとした生活を送れるように、保健、医療、福祉及び生涯学習などのさまざまな分野と連携し、住民が一体となって高齢者を地域で支え合う体勢の整備や、地域で密着したサービスが利用できる事業展開を積極的に推進していく必要がある。

また、本町で生活保護を受けている家庭は、2012（平成24）年10月末現在136世帯となっており、セーフティネット<sup>※</sup>としての役割を一定果たしているが、中には、

※ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

景気低迷や高齢化、また扶養意識の低下などにより、少ない収入で生活保護を受けずに生活している人もいる。このため、生活を守る観点から生活保護の境界層に該当する低所得者対策が課題である。

施策の体系  
社会保障制度の充実

- 国民健康保険制度の健全運営  
安心・信頼の医療の確保と予防重視の体制整備
- 老人保健事業の健全運営  
安心・信頼の医療の確保と予防重視の体制整備  
後期高齢者医療広域連合及び県との連携の推進
- 介護保険制度の円滑な実施  
介護保険サービスの充実と円滑な提供
- 低所得者福祉の充実  
低所得者対策制度の推進

主要施策 

(1) 国民健康保険制度の健全運営

安定した国民健康保険事業を行うために、安心・信頼の医療の確保と予防重視の体制を整備し、レセプト分析による地域課題を整理しながら、医療費の適正化を図る。

(2) 老人保健事業の健全運営

後期高齢者医療広域連合及び県との連携を図りながら、レセプト分析による地域課題を整理し、高齢者医療費の伸びの適正化を図る。

(3) 介護保険制度の円滑な実施

「黒潮町介護保険事業計画」に基づき、サービスの円滑な提供を図るとともに、介護保険サービスなどの最新情報の提供に努める。また、利用者ニーズに適したサービスを提供するため、各関係機関と連携を密にする。

※セーフティネット  
安全網の意味。社会保障制度における最後のセーフティネットであるのが、生活保護制度

#### (4) 低所得者福祉の充実

介護サービスや障がい福祉サービスなどの国や県制度の低所得者対策を積極的に進めるとともに、必要に応じて町独自の負担金軽減制度の検討を行う。

## 第3章 誇りのもてる教育・ 文化のまちづくり(教育・文化の振興)

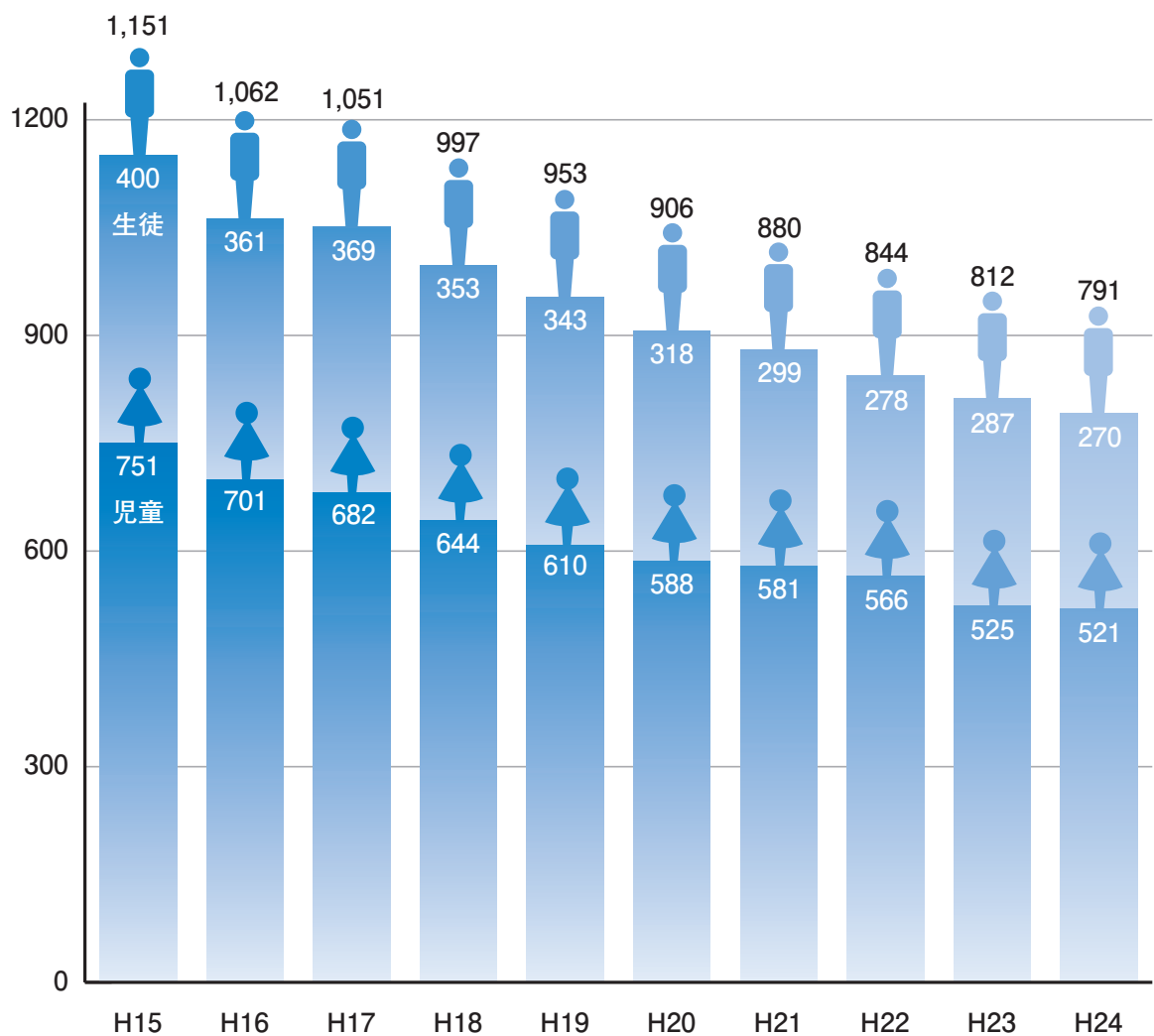
### 1. 学校教育の充実

#### 現況と課題

本町には、小学校が9校、中学校が2校あり、2012(平成24)年度の小学校児童数は、521人、中学校生徒数は270人である。予想以上の速さで進んでいる少子・高齢化、過疎化及び社会の多様化、さらに長引く景気の低迷により地方財政状況は厳しさを増すばかりである。教育界においては2008(平成20)年度に学習指導要領が大幅に改定された。移行期間を経て2011(平成23)年度には小学校、続いて2012(平成24)年度には中学校の学習指導要領が完全実施になった。そして、さまざまな新しい教育施策が打ち出され、大きな変革期をむかえている。このような現代社会の変化に柔軟に対応できる、創造性豊かで、たくましく、生きる力を持った人材の育成が求められており、そのための、教育環境の整備や教職員の資質・指導力の向上が求められている。また、防災教育の推進を図るため、「自分の命は自分で守る」

## 16 黒潮町の児童生徒数の推移

学校基本調査より



※児童は小学生、生徒は中学生

## 施策の体系

### 学校教育の充実



- **生きる力・豊かな心の育成**  
学力の定着と体力の向上  
特色ある学校づくりの推進  
小・中連携教育の推進及び中1ギャップ対策実施  
一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす特別支援教育の推進  
国際理解・国際交流教育の推進
- **安心して学ぶことのできる環境の整備**  
学校等施設整備計画の策定・実施  
教育施設の耐震工事の実施・高台移転の検討
- **人権教育の推進**  
黒潮町人権教育基本方針・基本計画の策定・実施
- **食育教育の推進**  
学校給食の充実
- **防災教育の推進**  
主体的に行動し自分の命を守る教育の推進
- **家庭や地域と連携した教育の推進**  
地域ぐるみ教育の推進  
家庭の教育力の向上  
放課後の子ども生活・学習支援の充実

## 主要施策



### (1) 生きる力・豊かな心の育成

子どもたちの基礎的・基本的な知識や技能、自ら学び自らが得る意欲、思考力・判断力・表現力など「確かな学力」を育てる教育を推進するため、指導体制や指導方法の工夫・改善と個に応じた指導の充実を図る。

各学校が地域や子どもの特性を活かした特色ある学校づくりを推進する。子どもの学習を保障するため、小・中学校9年間で発達段階に応じた教育課程と指導方法を研究する。また小中学校が連携することにより、中1ギャップ解消や不登校対策に向けた取り組みを実施する。

適正な就学支援と障がいの種類や程度に応じた教育を推進する。また障がいのある児童生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすために、関係機関と連携を図りながら特別支援教育の充実を図る。

#### ※ALT

日本の学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手 (Assistant of Language Teacher) の略語で、黒潮町では平成10年度から制度実施しており、現在2名のALTが町内に勤務している。

国際的視野を持ち、国際社会に貢献できる人材を育成するため、外国語指導助手（ALT）を有効に活用し、国際感覚やコミュニケーション能力の育成を目指した国際理解・国際交流教育の推進を図る。

#### （2）安心して学ぶことのできる環境の整備

子どもたちが安心して学ぶことのできる環境を整備するために、「学校等施設整備計画」を策定し、教育施設の改善・充実を図る。また、学校施設は災害などが発生した場合の避難場所にもなっているため、すべての学校において、建物の構造体及び非構造部材の耐震化を図らなければならない。耐震化基準を満たしていない学校施設については、耐震改修を総合的かつ計画的に進め、地震・津波に備えた高台移転の検討を行いつつ、安心して学べる学校施設の整備を図る。

#### （3）人権教育の推進

「黒潮町人権教育基本方針・基本計画」を策定し、学校教育、社会教育及び就学前教育が一体となった人権教育を推進する。

#### （4）食育教育の推進

児童・生徒の健康の保持増進や望ましい食習慣を育成するため職員の意識の向上を行い、また調理等の業務委託をする中でも衛生管理体制の徹底を図り、安心・安全でおいしい学校給食を提供する。

#### （5）防災教育の推進

地震・津波をはじめとする様々な自然災害に対し、子どもたちが自ら考え主体的に行動できる力を身につけるため、地域及び関係機関と連携し、各地域に応じた避難訓練と防災教育の推進を図る。

#### （6）家庭や地域と連携した教育の推進

家庭や地域社会が、子どものしつけや基本的な生活習慣の確立等の教育基盤となる役割を担うことで、学校への協力体制を確立し、子どもたちが豊かな愛情の中で成長で

きる開かれた学校づくりを推進する。

保護者の子育てに対する不安や悩みを軽減するため、多様な手段を通じて学習機会や情報の提供に努めるとともに、保護者間の交流や相談ができるよう家庭の教育力の向上を目指す。

放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、放課後の子どもの生活や学習活動の支援を充実する。

また、中学校に放課後学習室を設置し、生徒の自主的な学習習慣の定着を支援する。

## 2. 生涯学習の充実

### 現況と課題



高齢化の進展に伴い、人生における自由時間が増大し、知的好奇心や学習意欲が高まる中で、いつでも、どこでも学べる生涯学習体制の確立と教育内容の充実、学習環境の整備が求められており、住民がより自発的に生涯にわたって学習が行えるよう、社会教育や学校教育など、さまざまな教育機能を相互に関連させた生涯学習のシステムづくりと、体制の充実や既存施設の活用が望まれている。

このような住民ニーズにこたえるため、学習機会の充実やボランティア活動の推進を図り、住民の自発的学習意欲を喚起させ、時代の進展に即応した学習づくりを進めるとともに、学んだことを地域で活かせる生涯学習の充実が求められている。

一方、児童虐待、学校でのいじめや子どもに関係する重大な事件が多発するなど、子どもたちを取りまく社会環境の悪化が目立っている。そのため、地域ぐるみで取り組む「心の教育」が課題である。

### 施策の体系

#### 生涯学習の充実

#### ■生涯学習体制の確立

- 生涯学習活動の拠点整備
- 社会教育団体の育成強化及び連携
- 生活課題に対応した学習内容の創造
- 学校開放事業の推進
- 青少年健全育成の推進
- 人権教育の推進

#### ■就学前教育の充実

- 幼児教育機関の連携

#### ■高校・大学・地域連携教育の推進

- 「知」のネットワークが生む地域活力(地域再生計画)の推進



## 主要施策

### (1) 生涯学習体制の確立

大方あかつき館及び黒潮町総合センターを生涯学習活動の拠点と位置づけ、時代の進展に即応した生涯学習プログラムを確立し、学んだことが地域で活かせる環境を創造する。そのために、生涯学習における指導体制の強化を図り、各種社会教育団体の育成と連携を深め、生活課題や社会的課題に対応した各種学級、講座及び行事などを設定し、地域ぐるみの生涯学習活動の充実を図る。また、児童虐待防止や事件・事故から青少年を守るために、各関係機関と地域が連携したネットワークの整備を図る。

### (2) 就学前教育の充実

地域の幼児教育機関との連携を深め、心身ともに健康で人間性豊かな幼児の育成を目指すとともに、社会で生きていく力や自然と人を愛する豊かな心を育む教育環境の充実を図る。

### (3) 高校・大学・地域連携教育の推進

高知県立大方高等学校を、黒潮町の「知」のネットワークの拠点と位置付け、学校、地域、行政及び企業が連携した取り組みを実施する。その中で、生徒は力量を高め、地域や企業は元気になるという、利益の双方向性をめざした大方高校版デュアル・システム<sup>※</sup>を構築する。また、大学などの高等教育機関との連携を積極的に推進する中で、地域課題から起業家を育成する教育システムを構築する。

## 3. 芸術・文化活動の推進

### 現況と課題

本町は、上林暁をはじめとする優れた文化人を数多く生み出している。大方あかつき館を住民文化の拠点とし、上林暁をはじめ郷土が誇る文化人を顕彰するとともに、各種情報を発信しながら創意工夫をこらした取り組みが課題である。

また、図書館は生涯にわたる自主的な学習活動の基点となる文化施設であり、常に新しい情報・資料を収集し整理保存するとともに、指定管理者に委託したことにより、柔軟な発想による更なる運営の充実を図り、地域住民に親しまれる運営が望まれている。

本町には、種々の文化サークルがあり、それぞれの活動が行われ、文化行事やイベ

<sup>※</sup>デュアル・システム  
働きながら学ぶ、学びながら働くことにより若者を職業人に育てる新しい職業訓練システムで、具体的には、企業における実習と教育訓練機関の座学を並行的に実施する仕組み

ントなどが実施されている。うるおいとやすらぎのある、文化の香り高いまちづくりをめざして総合的な施策の推進を図り、住民に優れた芸術文化に接する機会の提供を行うとともに地域において活動する各種団体と連携し、地域住民が直接参加できる文化活動を積極的に奨励することが求められている。

## 施策の体系

### 芸術・文化活動 の推進



#### ■上林暁文学館の充実

上林文学の顕彰活動の推進  
郷土出身文学者等の顕彰活動の推進  
文学学級の充実

#### ■図書館の充実

図書館運営の充実  
蔵書・資料管理体制の充実  
図書館ボランティア活動の推進

#### ■文化振興事業の推進

芸術・文化事業の推進  
黒潮町文化協会の育成強化及び連携

## 主要施策



### (1) 上林暁文学館の充実

「梢に咲いてゐる花よりも、地に散ってゐる花を美しいと思ふ」

入野松原の中にある、上林暁文学碑に刻まれたこの言葉は、上林文学の真髄をうまく表している。この郷土が誇る作家上林暁の文学を顕彰し、地域の教育と文化の向上及び文学学級などの充実を図り、郷土が生んだ数多くの文化人の業績に接し、新たな人材の育成を目指す。

### (2) 図書館の充実

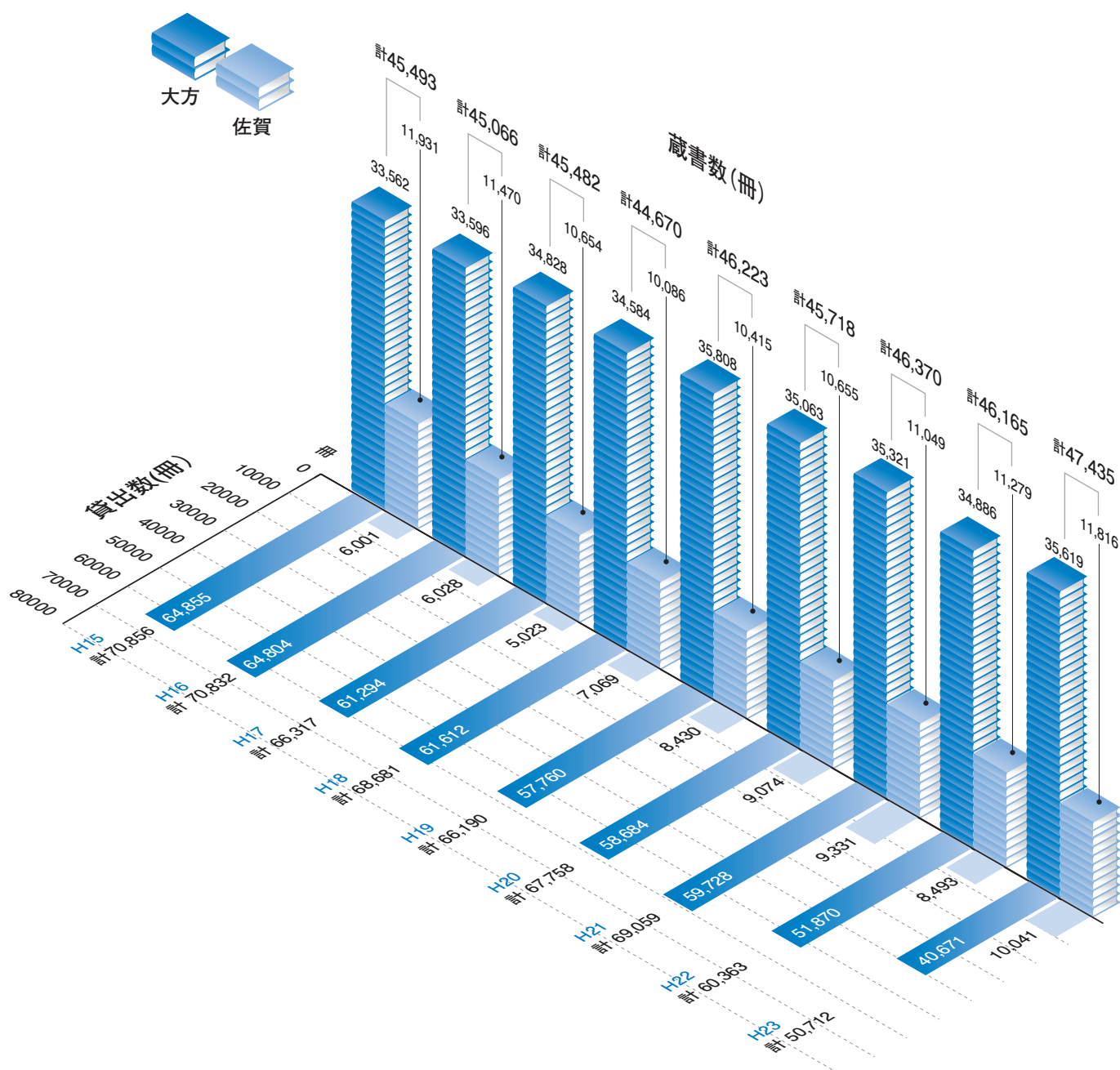
誰からも親しまれ、魅力のある図書館運営を推進する。図書館では、常に新しい情報・資料を提供し、生涯学習の基点となる図書館づくりを推進する。また、「おはなし玉手箱」の黒潮町民話・昔話の絵本の作成・読み聞かせ運動など、創意工夫による魅力あふれる図書館づくりを実施する。

### (3) 文化振興事業の推進

黒潮町文化協会の育成強化及び官民の連携を図り、広く芸術・文化事業を実施する。

## 17 黒潮町の図書館蔵書・貸出数の推移

黒潮町教育委員会調査より



## 4. 文化財の保護・継承

### 現況と課題



まちづくりは町の歴史を知る事からはじまる。本町には、入野松原をはじめ、数多くの史跡名勝が存在している。また、大方町史や佐賀町農民史をはじめ、これまでに先人が遺してきた貴重な資料が数多くあり、これらの資料を再点検し、黒潮町史編纂活動を推進することが大きな課題である。

また、これまでの文化財保護委員と学校の連携による郷土史フィールドワークの中から、郷土史を知ること、日本の歴史や社会の仕組みに深く関心を抱く児童生徒が生まれている。このことから、学校教育との連携をさらに深め、郷土史の教育・啓発活動を推進することが望まれている。

さらに、各地域には、漁業に伝わる「船歌」のような伝承文化や「お伊勢踊り」「伊田新吉踊り」「花取り踊り」などの伝統芸能やお祭り、神事などもあり、そういった無形文化財や伝統文化を保存継承することが重要である。そのために、伝統文化を継承発展できる人づくりや関係資料の保存と活用に努めるとともに、後世に継承するため、映像・ビデオ制作などのデジタル保存活動が課題である。

18

### 施策の体系

#### 文化財の 保護・継承

#### ■文化財の保護

- 国・県・町指定文化財の保存
- 文化財発掘調査研究の推進
- 黒潮町文化財保護委員の育成

#### ■文化財の継承

- 黒潮町史編纂活動の推進
- 黒潮町の文化財インフォメーションシステムの確立
- 学校教育との連携
- 黒潮町の歴史を学ぶ活動の推進
- 伝承無形文化財の記録・保存

## 主要施策



### (1) 文化財の保護

国指定の「名勝入野松原」、県指定文化財の「有井庄司の墓」や「田ノ口古墳」をはじめ、その他町指定文化財の健全な保存に努めるとともに、未指定・未調査文化財の発掘及び調査研究を推進する。そのために、文化財保護委員の育成を図る。

### (2) 文化財の継承

黒潮町史編纂活動を推進する。また、文化財の保護と愛護思想の普及を図り、町指定文化財を総点検する中で、地域の貴重な歴史資料などの保護・保存に努め、文化財リスト・案内書・映像記録及び案内板などを整備し活用を図る。また、学校教育と連携した郷土史の教育活動を推進するとともに、「黒潮町の歴史を学ぶ活動」の推進、各地域に伝わる伝承無形文化財のデジタル記録・保存活動を推進する。

## 18 黒潮町の指定文化財の状況

黒潮町教育委員会

指定	種別	名称	時代	所在地	指定年月日
国	名勝	入野松原		入野	S3.2.17
県	史跡	田ノ口古墳	古墳時代	下田の口	S28.1.29
県	史跡	有井庄司墓	室町時代	有井川	S28.1.29
町	史跡	佐賀城址		佐賀	S48.11.10
町	史跡	伊与木城址		伊与喜	S48.11.10
町	史跡	伊与木弥平次墓		伊与喜	S48.11.10
町	史跡	萬六の墓		小黒ノ川	S59.8.2
町	天然記念物	鹿島原始林		佐賀	S48.11.10
町	天然記念物	ヤマトタチバナ		佐賀	S50.3.18
町	天然記念物	ヤマトタチバナ		佐賀	S50.3.18
町	天然記念物	ヤマトタチバナ		佐賀	S50.3.18
町	天然記念物	ムクの木、ユスの木		市野々川	S50.3.12
町	天然記念物	桜		市野瀬	S50.3.12
町	民俗・有形民俗	釋了西		佐賀	S50.3.12
町	民俗・有形民俗	稗の種		拳ノ川	S50.3.12
町	民俗・有形民俗	水カメ(瓶)		拳ノ川	S50.3.12
町	民俗・有形民俗	鋼炉		拳ノ川	S50.3.12

指定	種別	名称	時代	所在地	指定年月日
町	有形・工芸品	刀剣		市野瀬	S50.3.12
町	有形・彫刻	馬頭観音像		市野々川	S50.3.12
町	有形・彫刻	観音像		拳ノ川	S50.3.12
町	有形・歴史資料	谷干城掛軸		市野瀬	S50.3.12
町	史跡	早咲遺跡	弥生～室町時代	早咲中井	H.2.4.1
町	史跡	米原宮址		米原	S.47.11.3
町	史跡	大平弾正の墓	江戸時代	奥湊川	S.47.11.3
町	史跡	安政津波の碑	江戸時代	入野	S.47.11.3
町	史跡	えい歯の碑	江戸時代	伊田観音寺	H.2.4.1
町	史跡	鹿々場窯跡	奈良・平安・室町時代	浮鞭鹿々場	H.2.4.1
町	史跡	清岸山東光院松山寺跡	中世～近世	伊田	H.2.4.1
町	民俗・無形民俗	有井川庄司踊り		有井川	S.47.11.3
町	民俗・無形民俗	蜷川の常清踊り		蜷川	S.47.11.3
町	民俗・無形民俗	伊田の新吉踊り		伊田浦	S.47.11.3
町	民俗・無形民俗	歌 浮津お竹さん		浮津	S.47.11.3
町	民俗・無形民俗	上川口の舟歌		上川口	S.47.11.3
町	有形・建造物	賀茂八幡宮		入野	S.47.11.3
町	有形・建造物及び彫刻	大方山長泉寺及び銘のある仏像	鎌倉時代	入野新町	H.2.4.1
町	有形・建造物及び彫刻	蓬来山南覚院飯積寺及び本尊仏像1基	鎌倉時代	田野浦飯積寺	H.2.4.1
町	有形・古文書	月字の額の記	江戸時代	伊田	H.2.4.1
町	有形・工芸品	田村大明神社御神体の大瓶と鹿持城跡出土瓶	鎌倉時代	加持田村	H.2.4.1
町	有形・書跡典籍	月字の額	平安時代	伊田	H.2.4.1

## 5. スポーツ・レクリエーション活動の推進

### 現況と課題



本町では、「はだしマラソン全国大会」、「いごっそうアクアスロン大会」など、県内外から広く参加を募るイベントを開催し、スポーツを通じた交流や生きがいづくり及び健康増進事業を実施するとともに、年齢や地域に応じた体力づくり事業も積極的に推進している。

今後は、それぞれのライフスタイルにあった生涯スポーツを奨励し、住民の健康保持・増進や体力づくり意識を高め、スポーツを住民生活の中に定着させるために、各地域を基盤とした活動を推進し、自らの健康を養う事のできる教育と心身共に調和のとれた発達を目指したスポーツ振興を図ることが課題である。



#### ■生涯スポーツの推進

指導者の育成  
社会体育施設の充実及び学校施設開放の推進  
運動・スポーツ習慣の確立

#### ■スポーツ振興活動の推進

スポーツ交流を利用した地域振興  
各種スポーツイベントの開催

### 主要施策



#### (1) 生涯スポーツの推進

指導者の育成を図るとともに、社会体育施設の充実及び学校施設の開放を推進し、運動・スポーツ習慣の確立を図る。

#### (2) スポーツ振興活動の推進

スポーツ交流を利用した地域振興をめざし、各種スポーツイベントを開催する。

## 6. 国際交流の推進

### 現況と課題



現在、町内で行われているさまざまな事業において、外国語指導助手（ALT）などを活用して住民と交流を図っている。その結果、外国人との交流はこれまでになく幅広く浸透してきたが、全く交流機会のない住民も多い。今後は、多用な交流の場をさらに設け、外国文化との交流事業を推進していくことが求められている。

また、ますます進行する国際化社会への対応として、児童生徒及び住民に豊かな国際感覚が備わるよう、各種の国際交流事業を行い、学校教育と社会教育双方にわたる

積極的な活動を推進することが課題である。



■豊かな国際感覚の育成

外国青年招致事業の推進  
青少年の海外派遣事業の推進

主要施策 

今後も、外国青年招致事業を継続し、児童生徒の国際教育及び外国語指導のため、町内小・中学校の授業に外国語指導助手（A L T）などが積極的に関わり、国際的視野に立った見方や考え方など、豊かな国際感覚の育成を図る。国際化・情報化社会が進展する中で、時代の変化に対応した広い視野と豊かな感性を持った若者を育成するため、長期展望に立った青少年の海外派遣事業などを実施する。



# 第4章 自然環境と調和のとれた まちづくり(基盤整備)

## 1. 自然環境の保全と活用

### 現況と課題



本町は、北西側の山間部に急峻で狭隘な土地が多く、一方、南東側は長い海岸線が広がっており、水害や災害などの被害を受けやすい自然条件の中にある。そのため、近い将来に発生が予想される南海地震への懸念、ハイペースで進む少子・高齢化など、社会経済的にも厳しい状況にあるが、一方、温暖な気候と豊かな自然、優れた歴史や文化など、貴重な資源と魅力を有する地域でもある。

しかしながら、人口減少と第一次産業の担い手不足などにより、農地や山林の荒廃が進むとともに、ごみの不法投棄などで美しい景観が損われている状況も見られる。

今後は、自然と共存した快適な生活環境づくりをめざし、農山漁村の良好な景観保全を図ることが課題である。

また、水源涵養林の育成と確保のために、人工林の間伐を推進してきたことは、河川や海の生態系環境保全にもつながっている。豊かな森づくりが、川や海の自然環境を守ることにつながることを、全町的な広がりの中で認識していく必要があり、住民参加のボランティアによる環境保全運動の取り組みや組織の充実を図っていくことが課題である。

## 施策の体系

### 自然環境の 保全と活用

#### ■自然景観の保全活動の推進

海岸景観の保全  
河川景観の保全  
森林景観の保全  
美しい田舎景色の保全活動の推進

#### ■循環型社会システムづくりの推進

地球温暖化防止に関する地域活動の推進  
黒潮町環境基本計画の策定

## 主要施策



### (1) 自然景観の保全活動の推進

長く美しい海岸線、入野松原などの自然環境に恵まれている黒潮町は、台風後などの漂着ごみ対策や松原の保全に苦慮しているが、町行政、住民及びボランティア団体などの連携による保全に努めてきた。今後も、行政と住民が協働することにより、この豊かな自然環境を大切な地域資源として未来に継承していく。また、本町には11の二級水系が存在する。その中でも、佐賀地域の伊与木川、大方地域の伊田川、有井川、蛭川、湊川、加持川、蛸瀬川水系は、古来地域住民の生活に多大な影響を与えてきた。この河川環境及び海の生態系環境保全のためには、水源涵養林の育成と確保が重要であり、全町的な取り組みを推進する。美しい田舎景色が残された伊与木川流域の景観を守るため、「黒潮町伊与木川清流保全条例」に準じ、流域の水源涵養林の整備につとめ、近自然河川工法<sup>※</sup>などを採用した整備を推進する。

### (2) 循環型社会システムづくりの推進

自然環境と調和のとれたまちづくりを推進し、地域から地球温暖化の防止施策を具体的に推進する必要がある。そのために、「黒潮町環境基本計画」を策定し、公的機関をはじめ、可能な限り数値目標を設定しながら、あらゆる機会を通じた省エネ活動を推進するとともに、地域住民に対して環境にやさしい新エネルギーの導入を奨励していく。

<sup>※</sup>近自然河川工法

スイス・ドイツで始まった、人間と環境双方に考慮した共生の思想による新しい川づくり。高知県の「西日本科学技術研究所」などが1986年に日本に始めて紹介した。

## 2. 生活環境の整備

### ①集落環境

#### 現況と課題



本町は、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けている。地域で策定する津波避難計画と連携した避難施設の整備が課題である。

また、本町は集中豪雨による宅地や道路などの冠水がたびたび発生しており、これらを解決するための整備を行うことも必要である。

町内には、多くの個人墓地と7箇所の共同墓地が存在する。すべての共同墓地には管理組合があり、墓地の維持管理の一部業務を委託している。今後も組合の協力を得る中で、墓地環境を整えていくことが課題である。



#### ■集落環境整備の推進

集落環境整備の推進

#### ■公営墓地の管理運営の充実

墓地管理組合の支援・育成

#### 主要施策



##### (1) 集落環境整備の推進

集落内の道路、排水施設、防災安全施設及び緑地や広場の整備を図る。

##### (2) 公営墓地の管理運営の充実

行政による公営墓地の使用状況などの管理、管理組合による清掃などの墓地管理と官民の役割分担による管理体制の維持・強化を図る。

## ②住宅

### 現況と課題



本町の人口は、年々減少し世帯数も減少傾向にあり、住民の持家も古くなってきており、空き家も増えているのが現状である。

住民の意識として、今後も集落単位で持家での生活を続けたいという意向が強ければ、今後の住宅施策は、持家及び空き家の耐震化やリフォームに対する助成を行うことで、それぞれの住家活用を推進することが望まれる。

そういった施策の結果、現在の持家率を維持できれば、町営住宅の新規建設の抑制が図られ、財政的な負担は和らげられるが、一方で若者の定住促進やひとり暮らしのお年寄りのコミュニティ形成のための新たな住宅の建設や、障がい者に対応したバリアフリー住宅の建設の要望もあるため、慎重に必要戸数を検討することが課題である。

さらに、南海トラフを震源とする地震・津波対策のためのスペース確保も課題である。

18

### 施策の体系

#### 住宅



- 住宅整備基本計画の推進  
黒潮町住宅マスタープランの策定
- 良質な公共賃貸住宅の整備  
公共賃貸住宅の建設  
公共賃貸住宅の維持・管理の充実
- 宅地・住宅の整備  
整備完了宅地の分譲促進  
高台での宅地造成整備
- 未利用施設の活用推進  
遊休公共施設の活用推進  
空き家の活用推進

### 主要施策



#### (1) 住宅整備基本計画の推進

津波被害予想も含めた、「黒潮町住宅マスタープラン」を策定する。

# 18 黒潮町の公営住宅の状況

黒潮町調査より

## 1. 公営住宅

住宅団地名	建築年度	構造	戸数(戸)	敷地総面積(m <sup>2</sup> )
横浜団地(A棟)	S52	中層耐火(3階)	12	386
横浜団地(B棟)	S52	中層耐火(3階)	12	319
浜町団地	S52	中層耐火(3階)	12	962
坂折団地	S52	中層耐火(3階)	12	2,133
明神第1団地	S53	中層耐火(3階)	12	790
市野々川団地	S53	中層耐火(3階)	12	2,472
明神第2団地	H2	中層耐火(3階)	12	600
拳ノ川団地(公営)	H13	木造(2階)	6	1,017
拳ノ川団地(若者)	H13	木造(2階)	4	698
大和田団地	H15	木造(2階)	10	2,534
弘野団地	H3・4	中層耐火(3階)	42	5,207
万行第1団地	S39・43	低層簡易耐火(2階)	20	2,246
万行第2団地	S46	低層簡易耐火(2階)	10	1,328
万行第3団地	S51・53	低層簡易耐火(2階)/低層耐火(2階)	20	2,763
万行第4団地	S61・63	低層耐火(2階)	20	3,580
錦野団地	H14	中層耐火(3階)	11	1,025

## 2. 改良住宅

住宅団地名	建築年度	構造	戸数(戸)	敷地総面積(m <sup>2</sup> )
改良住宅1号団地	S47	低層準耐火(2階)	20	2,987
改良住宅2号団地	S51	低層準耐火(2階)	12	2,435
改良住宅3号団地	S51	低層準耐火(2階)	12	2,397
浜松改良住宅団地	S48	低層簡易耐火(2階)	38	7,265
十割改良住宅団地	S49・51	低層簡易耐火(2階)	38	6,888
地区内改良住宅団地	S52～56	低層簡易耐火(2階)/低層耐火(2階)	28	4,421
東浜田改良住宅団地	S56・57	低層耐火(2階)	14	2,460

## 3. 県営住宅

住宅団地名	建築年度	構造	戸数(戸)	敷地総面積(m <sup>2</sup> )
佐賀団地	H5	中層耐火(3階)	12	
大方団地	H7	中層耐火(3階)	12	1,196

## 4. 特定公共賃貸住宅

住宅団地名	建築年度	構造	戸数(戸)	敷地総面積(m <sup>2</sup> )
王迎団地	H9～12	木造(2階)	9	1,741
錦野団地	H6～8	木造(2階)	6	1,122

## (2) 宅地・住宅の整備

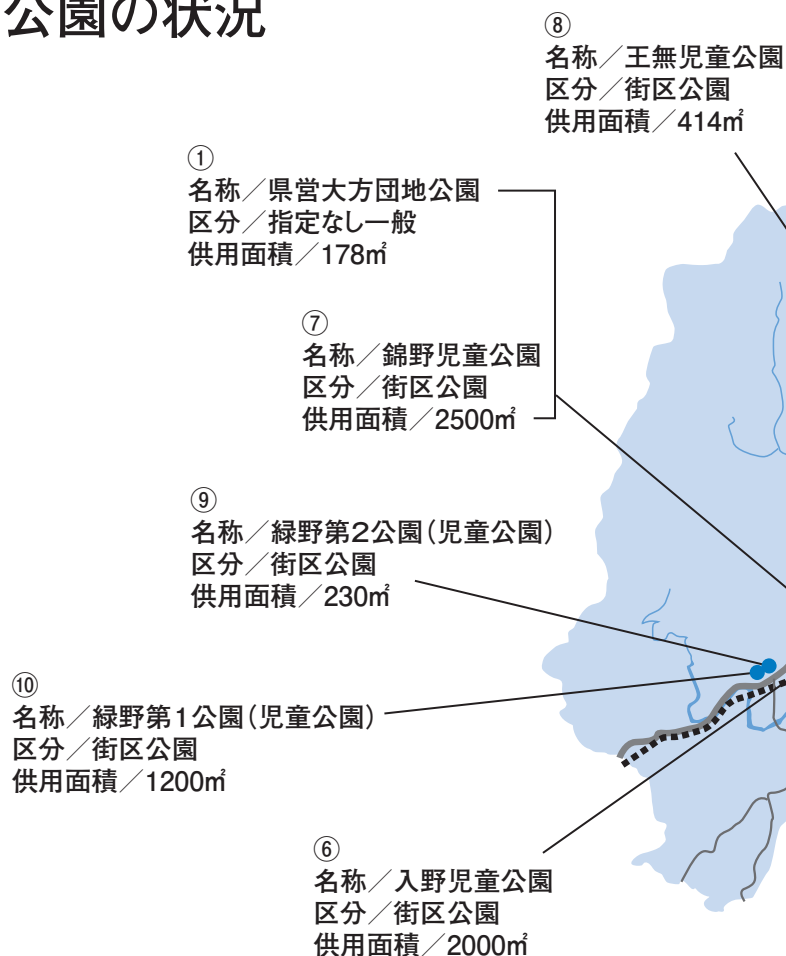
持家での生活が続けられるよう、住宅のリフォームや空き家の除去についての助成を行う。長期的な目標としては、「南海トラフで発生する巨大地震」により発生が予想される津波対策として、居住区の高台移転を目指し、老朽化した町営住宅については先行して入居者とともに検討を進める。

## (3) 未利用施設の活用推進

空き家を地域の資源とみなし、住宅としての活用システムを構築する。

## 20 黒潮町の公園の状況

黒潮町調査より



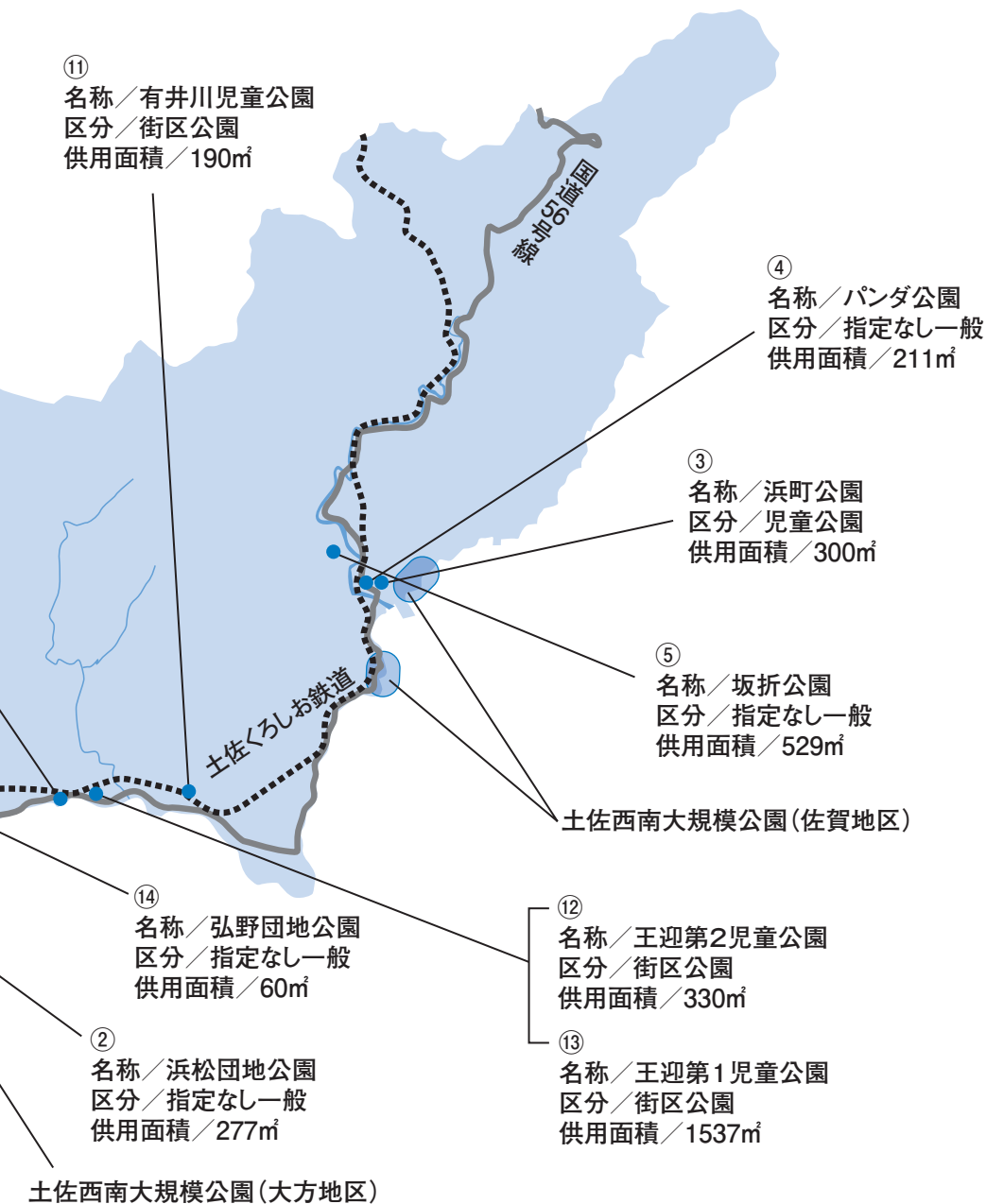
### ③公園緑地

#### 現況と課題

本町の都市計画区域内にある都市公園は、児童公園8箇所と土佐西南大規模公園2箇所である。既存の児童公園は、設置から相当の期間が経過しており整備が必要となってきた。また、土佐西南大規模公園においても、引き続き県に整備推進及び防災機能を持った公園の整備を要望していく必要がある。

今後は、その他の児童遊園及び都市公園以外の公園も含めて、地震や災害時などに利活用できる防災公園への整備とともに、住民が主体となって行う自然学習活動の拠点とした整備が課題である。

20



## 施策の体系

緑地  
公園



### ■公園整備の推進

児童公園・児童遊園の整備  
土佐西南大規模公園整備の推進

### 主要施策



地震や災害時などに、防災公園として利活用できる公園の整備を、地域住民とともに推進する。また、既存の児童公園や児童遊園については、遊具の安全点検を定期的に行い、改善整備を計画的に実施する。土佐西南大規模公園については、地域振興に結びつく利活用計画の整備を推進する。

### ④河川

#### 現況と課題



河川は、治水、水利機能を有するだけでなく、魚などの生育の場であり、自然景観をなす重要な要素でもある。このため、河川改修などにあっては、魚や水生生物の棲める生息環境保全への配慮や、うるおいが感じられる美しい河川景観の整備も大切である。

これまで町では、「黒潮町伊与木川清流保全条例」を整備するとともに、河川改修や災害復旧などに魚巢ブロックや環境ブロックを設置しており、今後も河川における清流保全条例制定の検討を行う中で、近自然河川工法などを取り入れた河川の改修が望まれている。

また、自然界を循環し再生可能な水を利用する佐賀発電所の存続に関わる水利権の更新は、佐賀地域の地下水の確保や県西部地域の電力供給にもつながる重要な課題である。





## ■河川環境保全体制の整備

水生生物生息環境の保全  
伊与木川河川環境の保全  
清流保全条例の制定

## ■水源確保の充実

佐賀発電所水利権の更新

## 主要施策

### (1) 河川環境保全体制の整備

地域ぐるみで河川環境保全に関する協力体制を整備し、魚や水生生物の生息環境保全への配慮や、うるおいが感じられる美しい河川景観整備の推進を図る。また、「黒潮町伊与木川清流保全条例」に準じ、伊与木川の水生动植物の生育に配慮した河川改修に努めるとともに、他の河川でも清流保全条例の制定を推進する。

### (2) 水源確保の充実

伊与木川の流量を確保し、町内の地下水位を維持するとともに、地域の電力供給を担う佐賀発電所の水利権の更新を図る。

## ⑤上水道

### 現況と課題

本町の上水道普及率は、2012（平成24）年3月末現在で98.7パーセントであり、上水道施設1箇所、簡易水道施設7箇所、飲料水供給施設3箇所により給水を行っているが、まだ水道施設が整備されていない「水道未普及地域」も10地域残っているが、4地域は中山間事業により、生活用水施設が整備され、6地域となっている。

これらの地域では、生活用水は、井戸水や湧水などに依存している状況で、大雨や干ばつなどの気象状況に左右されやすく、安定した水量及び安全な水質の確保が困難

となっている。さらに、高齢化の進行が著しく、取水施設の維持管理が、地域や家庭にとって大きな負担となっており、生活用水の整備が急務となっている。

また、2011（平成23）年度末で老朽施設の割合が、建物33.0パーセント、機械装置44.4パーセントとなっており、更新に取り組む必要も生じている。

施設整備の割には料金収入の増収が見込めない状況であり、老朽施設の更新計画に基づき事業実施を行うためにも、財源の確保及び全体的な水道料金の調整が緊急の課題である。

水道事業において、安全で衛生的な水道水を供給することは不可欠なことであり、水質管理を行うことは水道事業の中核をなすものである。本町内の水質は良好で、これからも原水の安全及び性状を継続させていく必要がある。谷川の表流水に水源を求めている地域で、水源となる森林の除間伐などによる保育や水源涵養となる保安林などの整備を行い、良質で安定した水量を確保することが課題である。



#### ■上水道施設環境整備の推進

- 未普及地域解消計画の推進
- 老朽施設更新計画の推進
- 水源環境保全計画の推進

### 主要施策

#### （1）上水道施設環境整備の推進

水道未普及地域については、その解消に向け整備計画を基に緊急性の高い地域から順次整備を推進する。また、各施設の監視装置の整備を推進し、老朽化の激しい施設については順次施設更新を図る。上水道水源環境の保全をめざし、水源地域及び関係機関とともに、水源となる森林の除間伐などの保育や水源涵養となる保安林などの整備を推進し、良質で安定した水量を確保する。

## ⑥生活排水

### 現況と課題



「生活排水処理基本計画」により、集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の普及を促進してきたが、未だ多くが未処理のまま排出されており、そのほとんどが水路や側溝を通じて河川から海へと排出され、自然環境への影響が懸念されている。生活排水という、本町における水質悪化の一番の原因をなくしていくことが課題である。

#### 施策の体系

#### 生活排水



#### ■生活排水処理基本計画の推進

- 集落排水処理施設加入促進
- 合併浄化槽の設置整備
- 有用微生物群の利用促進

### 主要施策



「黒潮町生活排水処理基本計画」に基づき、生活排水の適正かつ合理的な処理体制を確立するため、生活排水処理施設の整備を推進する。集落排水処理区域においては、未加入世帯に対して、加入促進についてのお知らせ文書などの送付や戸別訪問等をおこない、各戸加入促進に向けた積極的な活動を実施する。単独浄化槽並びに生活排水未処理家庭については、合併浄化槽への転換及び設置を促進するとともに、有用微生物群による生活排水路の浄化を図り、今後これらの施設整備を推進する。

## ⑦環境衛生とリサイクル

### 現況と課題



本町は人口が自然減少しているにも関わらず、ごみの排出量はここ数年横ばいの状況が続いている。

一般廃棄物の減量化を推進し、排出されたごみを適正に処理するためには、住民、事業者及び行政がそれぞれ協力し、ごみの減量、再使用及び再利用などの取り組みを強化し、「分ければ資源、混ぜればごみ」をスローガンとして、各段階における基本方針を示し、住民が取り組みやすく最適な処理形態（分別形態、頻度、方法など）を確立する必要がある。

また、町内で発生するし尿や浄化槽汚泥の適正な処理を行うとともに、黒潮町衛生センターの適正な維持管理を行い、安心した生活環境を整備していくことが課題である。

21

### 施策の体系

環境衛生と  
リサイクル



#### ■一般廃棄物処理計画の推進

- ごみの排出抑制事業の推進
- リサイクルの推進
- 不法投棄防止活動の推進

#### ■黒潮町・し尿及び浄化槽汚泥処理計画の推進

- し尿及び浄化槽汚泥処理計画の推進
- 黒潮町衛生センターの適正な維持管理の推進

#### ■公害対策計画の推進

- 啓発活動の推進

### 主要施策



#### (1) 一般廃棄物処理計画の推進

「黒潮町一般廃棄物処理実施計画」に基づき、適正な一般廃棄物の処理を実施する。生ごみを家庭で処理するための施策を継続するとともに、学校と連携した環境教育の

推進及び循環型社会に適応したごみ処理とともに、不法な野焼き・不法投棄禁止の啓発を進めていく。また、リサイクルに取り組みやすいシステムを構築し、住民一人ひとりが、資源を無駄にしない環境を整備し、毎年5パーセント増のリサイクルを目指す。広報などにより不法投棄や野焼きの防止を呼びかけるとともに、監視体制を強化し、行為者の特定を行い指導を徹底する。

#### (2) 黒潮町・し尿及び浄化槽汚泥処理計画の推進

「黒潮町・し尿及び浄化槽汚泥処理計画」に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、安心して暮らしやすいまちづくりを推進する。また、黒潮町衛生センターの適正な維持管理を推進するとともに、生活排水の実態を把握し、状況に応じて生活環境の整備を図る。

#### (3) 公害対策計画の推進

生活環境・自然環境保護のため公害問題が発生しないように啓発を推進する。また、公害問題の発生時に即応した危機管理体制を整備する。

## 3. 地域基盤の整備

### ① 土地利用

#### 現況と課題



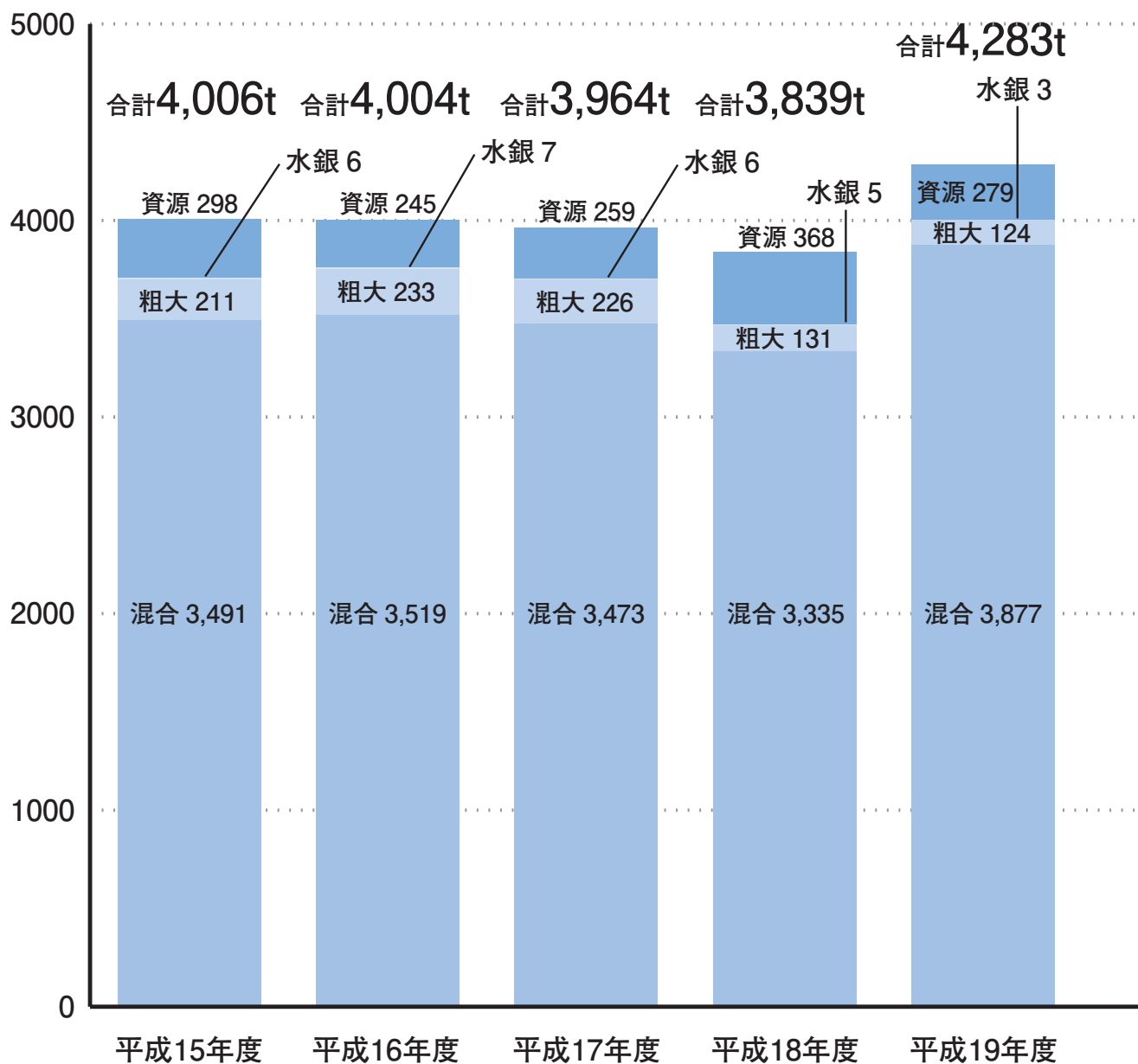
地域住民の権利を守り、土地取引に関する基礎的事業である地籍調査の計画的推進が課題である。

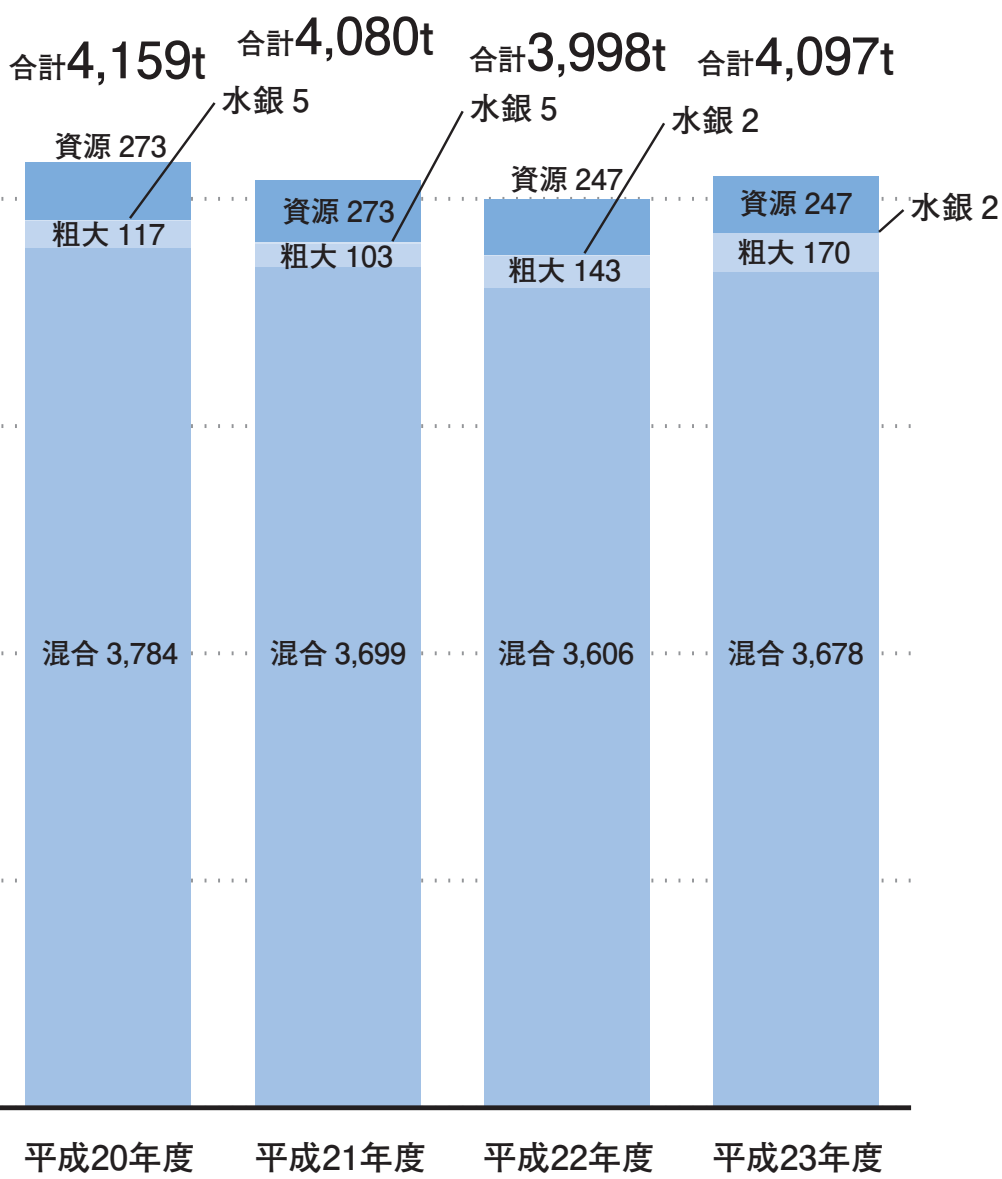
本町の地籍調査事業は、1973（昭和48）年度に着手し、2010（平成22）年度末現在の進捗率は17.4パーセントと低い。このため全域完了までには多大な年数を要し、山間部においては高齢化及び過疎化により荒廃した山林や遊休農地が増加し、今後さらに境界確定や現地立会などに困難な状態が想定される。

一方、将来南海トラフを震源とする地震の発生が懸念されていることにより、災害

## 21 黒潮町ごみ排出量の推移

黒潮町役場調査より





時の円滑な復旧対策のため、優先度の高い地域を中心に地籍調査を早期に完了させる必要がある。

これらにより、調査の早期完了を目指すとともに、調査面積の拡充を図るため、事業の外注化も検討する必要がある。

また、入野地区土地区画整理事業の凍結により、大方地域中心部の住環境整備は停滞しているが、国道56号大方改良事業の進捗と歩調をあわせ、全庁的なプロジェクトチームを組織し、高台であるスケン谷地区への庁舎移転を早期に完了させるとともに、新庁舎を拠点として防災広場や避難道の整備を進め、高台移転を視野に入れた商業地の集積、農用地の整備及び宅地造成など、高度な土地利用を図るとともに、自然環境保全やユニバーサルデザインによる、人にやさしいまちづくりが課題である。



#### ■地籍調査事業の推進

地籍調査事業の推進  
調査データの管理・活用の充実

#### ■土地利用計画の整備

黒潮町土地利用計画の策定

#### ■住環境整備の推進

住環境整備推進検討委員会の充実

#### ■黒潮町庁舎の整備

黒潮町新庁舎建設の推進

### 主要施策



#### (1) 地籍調査事業の推進

土地利用計画の整備にあわせて、優先度の高い地域を中心に地籍調査事業の早期完了を目指すとともに、地籍調査（一筆地調査）の外注化を推進し、進捗率の向上を図る。また、地籍調査で整理された土地データを適正に管理し、各種プロジェクトの基礎資料として活用する。

#### (2) 土地利用計画の整備

無秩序な開発行為を防ぎ、自然環境の保全を図りながら、高規格道路の整備、産業の振興、公共施設の整備などを計画的に推進するために、「国土利用計画(黒潮町計画)」を策定し、計画的な土地利用を図る。



### (3) 住環境整備の推進

住環境整備推進のため、関係住民、地権者、学識経験者及び行政などによる新しいまちづくりのための検討委員会を組織化し、機能的で自然を活かした、安全・安心のまちづくりを推進する。

### (4) 黒潮町庁舎の整備

東日本大震災による地震・津波被害状況や南海地震による津波対策を最優先に考え、国道56号改良道路が隣接するスケン谷地区を安全な高台に造成し、新庁舎建設、避難道整備、防災広場や住宅用地を整備していくことで新庁舎を拠点とした新たな防災まちづくりをすすめていく。

## ②道路・交通網

### 現況と課題



本町の交通網は、土佐くろしお鉄道中村線と国道56号を基幹とし、主要地方道3路線、一般県道6路線及び町道482路線が有機的に結びつき、住民の日常生活や経済活動に寄与している。

これら、道路交通網については、住民の安全・安心を守るため「四国8の字ネットワーク」のミッシングリンクを解消し、高規格道路ネットワークの完成を促進するとともに、高規格道路を補完する国道56号・主要地方道・県道・町道等が一体となった道路網として機能すべく、国・県に積極的な要請を図る必要がある。

佐賀地域においては、高規格幹線道路窪川佐賀道路が、2012（平成24）年に全区間が事業化され、早期の完成に向けて進められているところであり、高規格道路の延伸とインターチェンジ整備を絶好の契機として計画した「道の駅なぶら土佐佐賀」は現在整備中である。そのため完成後における地域資源を活用したまちづくりの推進が課題である。

大方地域の国道56号については、一部区間においては歩道の新設拡幅などによる安全面の確保はできたが、入野地区では、旧態依然、歩行者や運転者は狭隘な道路利用を余儀なくされており、非常に危険な状態である。また、通行量の増加により、朝晩の通勤などの時間帯には渋滞も生じている。

このため、地域住民並びに道路利用者の安全確保と、交通渋滞を解消するため、国道56号大方改良事業の早期完成が望まれる。また、黒潮町(佐賀)から四万十市の間は、四国8の字ネットワークのうちでも、その事業手法が未定の空白地帯であり、南海

トラフを震源とする巨大地震による津波により、唯一の幹線道路である国道 56 号は寸断の危機にさらされている。高規格道路の西進に伴う広域交流をさらに促進するとともに、地域における安全で安心な暮らしを守る「命の道」として、高規格ネットワークの形成並びに高規格道路を補完する国道・主要地方道・県道・町道等の道路網を確保するためにも、早期の事業着手を求めている。

町道、農道及び林道などの道路整備は、新設・改良による整備と維持管理による整備とに区分されるが、町道の新設・改良整備については、山間地域への幹線道路が未整備のため、通勤・通学及び農業生産物などの流通に時間を要している現状である。道路整備を促進し、地域の活性化や生活の向上を目指す必要があり、「黒潮町道路整備計画」を策定して、橋梁長寿命化修繕計画と共に計画的な事業の推進が課題である。

また、現存の道路についても、路面・路側・側溝が老朽化しており、地域との協働による維持管理を図り、生活環境の改善を推進することが必要で、今後も農道、林道及び部落道については、関係機関と連携をしながら整備促進を図ることが課題である。

22

施策の体系  
道路・交通網

- 道路・交通網の整備
- 高規格道路の延伸促進
- 国道56号改良促進
- 県道の整備促進
- 町道整備の推進
- 農道整備の推進
- 林道整備の推進
- 橋梁長寿命化整備の推進



## 主要施策

### (1) 黒潮町道路・交通網の整備

町道、及び林道については「整備計画」を策定し、計画的に整備を推進する。農道については地元関係者と協議し整備を推進する。

### (2) 道路・交通体制の整備

高規格道路の延伸及び国道 56 号の改良を積極的かつ迅速に推進するために、地元との協力体制を築き国・県に要請する。また、災害時には迂回路となる県道の整備についても、整備計画に基づき、交通量や地域生活実態に合わせた道路規格による改良整備を図り、早期の事業完成に向け要望する。また、観光客や人を導くサインの整備や情報発信施設の整備も図る。

## ③公共交通

### 現況と課題

自家用車の利用率が高まり、公共交通の利用者は減少の一途にあるが、高齢化と過疎化の著しい本町においては、住民生活における移動手段の確保は、避けて通ることのできない大きな課題である。

本町では、地域の公共交通を維持するために、委託事業者の赤字分を補助金で支援しているが、町の財政状況は厳しさを増しており、公共交通の維持と財政負担の板ば

58.6

147.7

93.6

さみになっている。

しかしながら、地区別懇談会の中では「一週間に一度で良いから利用できる公共交通機関が欲しい。」などの切実な声も聞かれた。今後一層進展する高齢化に伴い、自らの移動手段を持つことのできない「交通弱者」の増加が予想され、多様な移動手段を確保することが求められていることから「黒潮町地域公共交通総合連携計画」に基づき、総合的な公共交通網の整備を図る必要がある。



## ■黒潮町地域公共交通総合連携計画の推進

総合的公共交通システムの構築

福祉有償運送事業の推進

土佐くろしお鉄道中村・宿毛線及びバス路線の利用促進

## 主要施策

「黒潮町地域公共交通総合連携計画」に基づき、地域の実情に応じた効率的・効果的な運行形態及び移動手段の確保を図る。また、民間福祉施設との連携を進め、地域への施設開放などを要請するとともに、高齢者や障がい者などを対象とした福祉有償運送事業の適正な運用を推進するとともに、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線及びバス路線の利用を促進する。

## ④情報通信網

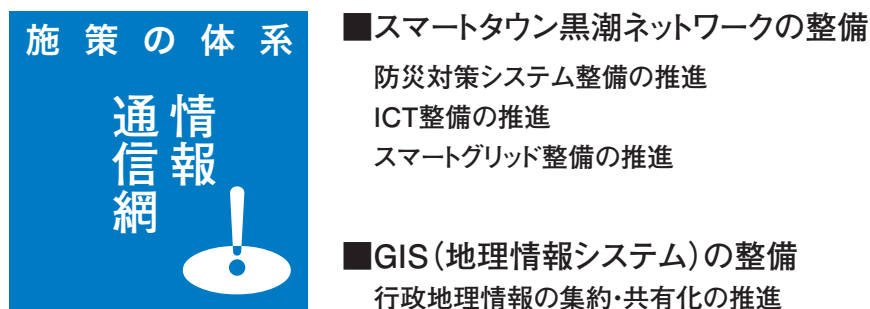
### 現況と課題

大きな課題となっているデジタルディバイド（情報取得格差）は黒潮町情報通信基盤整備の完了により解消され、いつでも、どこでも、何でも、誰もが、当たり前情報を得られ発信できる環境の整備が完了した。

しかしながら、平成24年に内閣府が公表した南海トラフ巨大地震の想定津波高は、全国最大の34mとされ、その衝撃的な数値にたいする「安心・安全・快適なまちづくり」

が新たな課題となってきた。また、景気の低迷が続く中、黒潮町も他地域と同様に衰退する地域経済が深刻課題となっている。

そこで、情報通信基盤というこの大切な財産を利活用して、更なる町内の暮らしやすさを高めるとともに、南海トラフ地震対策及び経済振興対策に活かすため、スマートタウン黒潮構想として構築・整備を展開する。



## 主要施策

### (1) スマートタウン黒潮ネットワークの整備

町内全地域で、いつでも、どこでも、何でも、誰でもあたりまえに情報が得られ、また発信できる環境の整備は黒潮町情報通信基盤整備により基本的な基盤整備が完了した。これを更に発展させ、防災、福祉、観光、産業振興などの各分野での利活用につなげるため、スマートタウン黒潮ネットワークの整備を進める。具体的には、情報通信基盤をはじめとする ICT と電力網などのライフラインを有機的に結合し、住民の生活に様々な恩恵をもたらす施策を推進する。

### (2) GIS(地理情報システム)の整備

複数の部署が利用する地図データ(道路、都市計画区域、農業振興区域、建物、河川など)を各担当部署が供用できる基図として整備し、地図データの整備に係る重複投資の防止、情報共有による行政の効率化、ハザードマップ<sup>※</sup>の提供による住民サービスの向上など、様々な行政分野で活用できる横断的な地理情報システムを構築する。

※ICT  
コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと

※GIS  
地理情報システムは、地理的な位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工して視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術

※ハザードマップ  
自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの

## 4. 安全な生活の確保

### ①防災

#### 現況と課題



本町は、災害が発生しやすい自然条件下にあることから、県とともに、これまで防災対策に努めてきた。

今後も立地条件や気象などの自然的要因や少子・高齢化、生活スタイルの変化などの社会的要因を踏まえて、過去の被災履歴と想定される被害を科学的に分析することにより、住民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関、事業者及び住民が一体となり、とりわけ人的被害の発生を抑えるため、未然に防ぐ予防対策と被害を軽減する減災対策が求められている。

高知県内は南海トラフを震源とする地震に、100年～150年の周期で繰り返し襲われており、地震による家屋の倒壊や津波により、多大な人命及び財産を失ってきている。

このため、本町においては「生命の安全確保」を最優先に考え、防災関係機関、事業者及び住民が一体となって、津波避難対策、災害に強い人づくり・地域づくり対策などのソフト事業を優先しながら、それを補完するものとして建築物の耐震化など効果的なハード事業を推進し、減災に向けた施策の一層の充実を図る必要がある。

また、現役場庁舎及び現黒潮消防庁舎は、その立地場所から想定して、南海地震が発生した場合には致命的な被害を受け、町の防災拠点としての機能を果たせないため、高台への早期の移転と合わせて、防災拠点地域の整備も課題である。

過去に発生した南海地震は、東海地震や東南海地震と同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している。このため、こうした発生パターンの相違による被害の多様性を考慮するとともに、被害の広域性や被災による各地の孤立化など、災害と地域の特性を踏まえた対策を進めていくことが課題である。



## ■地域防災対策の推進

黒潮町地域防災計画(一般対策)の改訂及び推進  
黒潮町地域防災計画(震災対策)の改訂及び推進  
黒潮町水防計画の推進  
黒潮町国民保護計画の推進

## ■黒潮町防災拠点の整備

役場庁舎及び黒潮消防署の移転及び  
黒潮町保健センター設備の充実

## 主要施策



### (1) 地域防災対策の推進

住民の生命、身体及び財産を災害から守るために「黒潮町地域防災計画(一般編・震災編)」「黒潮町水防計画」を基本とし、防災行政無線などの整備や消防防災体制の整備を推進し、地域防災力の向上を図る。また、近い将来に発生が予想される南海地震については、アクションプランの作成と訓練を通じて、住民や職員への周知徹底を図る。また、武力攻撃事態などに対しては「黒潮町国民保護計画」に基づいた国民保護措置を総合的に推進する。

### (2) 黒潮町防災拠点の整備

南海地震の発生により、孤立化の恐れのある町の防災拠点を強化するため、入野地区に役場庁舎及び伊田地区に黒潮消防署をそれぞれ高台に建設すると共に、入野地域の高台に防災拠点施設の整備を行う。津波浸水の恐れのない黒潮町保健センターは、災害時の拠点となる施設として設備の充実を図る。

## ②消防・救急

### 現況と課題



本町における消防組織は、幡多中央消防組合及び黒潮町消防団をもって編成されている。

消防組織は火災時の消火活動をはじめ、地震や風水害への対応、地域に密着したきめ細やかな予防活動及び啓発活動など幅広い分野で活躍し重要な役割を果たしている。

また、消防団の資質の向上はもちろんのこと、女性防火クラブの育成、住民一体となった防火運動の展開などの取り組みも重要な課題である。

本町における救急業務は、四万十市と黒潮町で組織している幡多中央消防組合で行っている。その中でも、黒潮消防署では、黒潮町での救急搬送の大部分を担っており、年間約500回の出動件数となっている。搬送先は、四万十町、四万十市及び宿毛市が多い。

近年では、四万十市立市民病院への救急搬送ができにくい状況になり、宿毛市にある幡多けんみん病院への搬送が増えている。黒潮消防署には、救急車が1台しか配備されていなく、これから高齢化が進展していく中、救急搬送件数が増加することが考えられ、新しい救急体制を構築することが課題である。

## 施策の体系

消防  
救急



### ■消防活動の充実

防火意識の高揚施策の推進  
消防体制の整備

### ■救急・救命活動の充実

救急・救助体制の整備

## 主要施策



### (1) 消防活動の充実

住民への防火意識を高めるため、防火に関する啓発活動を行い、防火思想の普及を図る。また、幡多中央消防組合と連携し、定期的な消防訓練を実施するとともに、基礎訓練及び幹部訓練を充実させ、消防団の育成強化を図り、消防力と消防体制の強化充実を図る。消防施設面では、消防車両の強化や装備の充実、地震に備えた耐震型防火水槽の設置、消火栓などの消防水利の整備や保全、消防の広域化を睨んだ消防無線のデジタル化の整備、各種消防資機材の整備を図る。



## (2) 救急・救命活動の充実

幡多中央消防組合と連携し、救急体制の整備を図るとともに広く救命技術の普及に向けた活動を推進する。

## ③交通安全

### 現況と課題

急速に進む高齢化や経済社会情勢の動向に伴い、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加、中でも高齢者の運転免許保有者の増加は、交通事故の発生割合に大きく影響を及ぼすことが想定される。

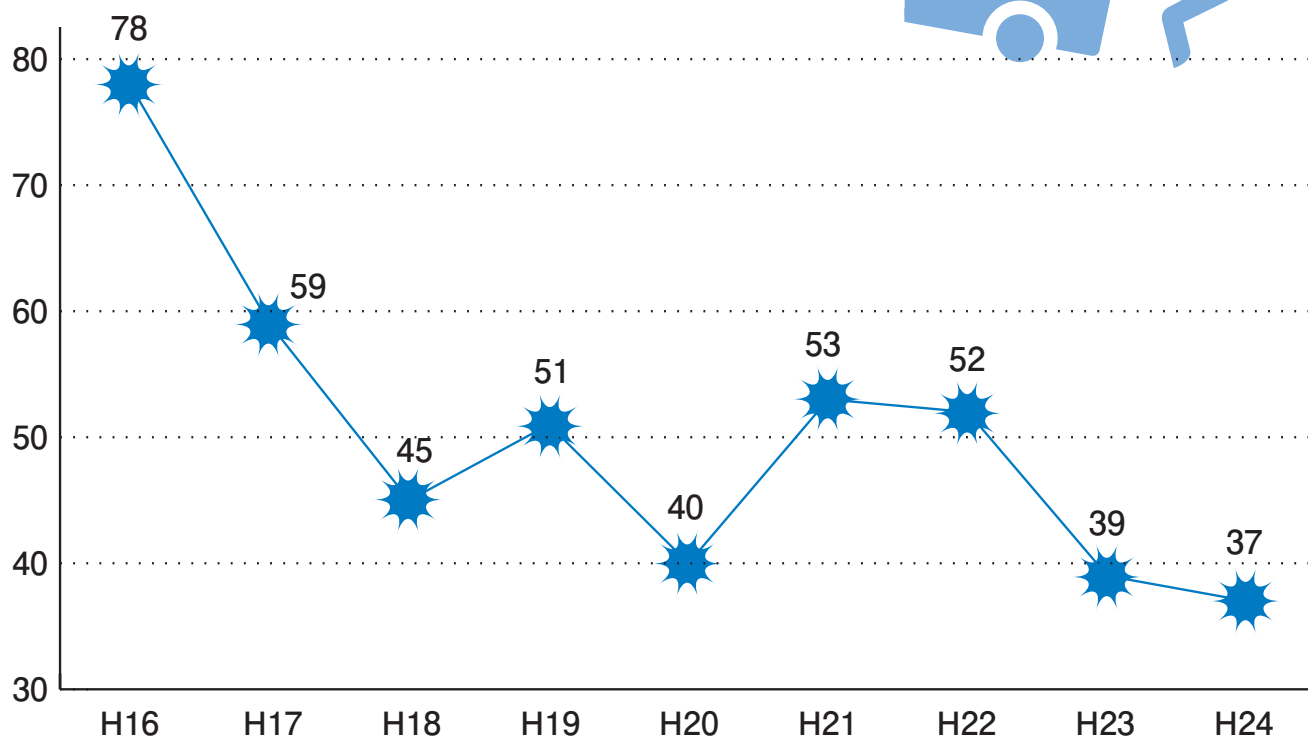
また、高速交通網の整備により、地元以外の車の流入が多く見込まれ、幹線道路では交通量の増加が予測される。このような社会情勢を考えると、道路交通環境の整備や交通安全思想の普及徹底などの対策を積極的に推進し、事故防止に努めることが課題である。

23



## 23 黒潮町内発生的人身事故数

中村署交通課より





## ■交通事故のないまちづくり計画の推進

交通安全意識の高揚施策の推進  
道路交通環境の整備

### 主要施策

交通事故のないまちづくりのため、関係機関と連携し、道路環境の整備や交通安全思想の普及を図る。人が優先の安全で安心できる歩行空間の整備をめざし、通学路などの歩道整備やバリアフリー化を推進し、交通事故防止のために機能分担された道路網の整備を推進する。また、信号機の改良、その他交通安全施設の整備を行うことにより死傷事故の抑制を図る。

### ④消費生活・防犯

#### 現況と課題

社会経済の発展に伴い、人々の暮らしは便利になり、パソコンや携帯電話などを利用して、さまざまな商品の購入や各種サービスの利用ができるようになった。しかしながら、それと同時に、契約内容をめぐるトラブルの発生や、個人情報の流出による架空請求などの被害が増えてきている。

また、高齢者や障がい者をねらった訪問販売、住宅のリフォームを装った点検商法、催眠（SF）商法などの悪質商法による被害も後を絶たない。このため、住民の消費活動を保護し、安全・安心な生活を送れるよう、情報の提供に努めるとともに相談、苦情処理など、消費者への支援体制を関係機関と連携し、地域ぐるみで整備することが課題である。



## ■防犯計画の推進

防犯教育の推進  
地域ぐるみで防犯組織体制を確立  
防犯灯の設置

## ■消費者保護対策の充実

消費者意識の高揚  
相談窓口の整備

## 主要施策

### (1) 防犯計画の推進

住民の防犯意識を高めるため、関係機関と連携しながら、犯罪発生に関する情報の提供を密に行い、防犯教育の推進に努める。また、防犯条例を整備するとともに、警察と連携し、地域防犯組織や青少年育成組織など、地域ぐるみで防犯組織体制を確立する。夜間の安全を確保するため、防犯灯の設置を推進する。

### (2) 消費者保護対策の充実

住民一人ひとりの消費行動を支援するため、広報誌やさまざまな機会を通じてPRや啓発活動を展開し、消費者意識の高揚を図るとともに、賢い消費者の育成に努める。また、地域包括支援センター、社会福祉協議会及び消費生活センターと連携をとりながら、多様化する消費生活トラブルの相談や苦情に、的確かつ迅速に対応できる体制の構築を図る。

# 第5章 ふれあい豊かでみんなが

## 1. 地域コミュニティの充実

### 現況と課題



急速に進む少子・高齢化に伴い、中山間地域の集落人口は激減をしている。

これらの集落には、経済的発展に結びつく産業は少ないが、地域ごとの文化や歴史があり、特に高齢者には計り知れない知恵や技が残されている。しかし、その多くは埋もれたままである。これらの地域の歴史や文化及び人々の知恵や技を顕在化させ、資源として活用し集落の活性化を図ることが課題である。

また、町内には多くの空き家が存在する。空き家が多くなると地域の景観を損ね、町全体にさびれた暗いイメージを持たせることになる。近年、サーフィン人気や田舎でのスローライフ嗜好から、空き家を求めた問い合わせが多く寄せられるようになっている。これらのマッチングによる移住促進を行うことは、町内の空き家の数を減らすとともに、年々減少している人口を少しでも食い止めるのに効果的である。空き家を地域資源ととらえ、より一層の情報収集及び事業の推進が課題である。



#### ■移住促進計画の推進

空き家の活用推進  
移住希望相談窓口の充実

#### ■集落活性化の推進

地域づくり計画の推進  
集落活動センターの推進

# 主役のまちづくり(参加と協働)

## 主要施策



### (1) 移住促進計画の推進

空き家情報の収集・管理を充実するとともに、黒潮町移住者住宅支援協議会を中心とした移住希望者窓口システムの充実を図る。

### (2) 集落活性化の推進

それぞれの地域で「地域づくり計画」を策定し、地域の資源を活かしながら、集落の魅力づくりと活性化を図る。

また、集落活動センター事業の導入を推進し、集落維持活動支援を図る。

## 2. 広報広聴活動の充実

### 現況と課題



2007(平成19)年に実施した「住民意向調査」の結果、住民が町からの情報入手する方法として最も比率の高かったのが広報誌であることから、その重要性が確認できるとともに、より一層住民に親しまれる紙面づくりが求められている。現在の広報誌は、行政内の広報広聴委員会を中心に編集を行っているが、住民主体の制作組織の育成を推進し、広報が読み物として楽しめ、親しまれる紙面づくりを目指すとともに、インターネットを活用した広報の充実も図っていくことが課題である。

黒潮町公式ホームページについては、ユーザビリティ<sup>※</sup>及びアクセシビリティ<sup>※</sup>に配慮し、住民が知りたい情報が的確に得られるシステムの構築を図っていくことが課題である。

※ユーザビリティ

ソフトウェアやWebサイトの「使いやすさ」のこと。様々な機能に、なるべく簡単な操作でアクセスできることや、使っていてストレスや戸惑いを感じないことなどが、優れたユーザビリティにつながる。

※アクセシビリティ

さまざまなシステムへのアクセスしやすさ、接近可能性などの度合いを示す言葉



#### ■広報広聴計画の推進

広報紙の充実  
ホームページの充実

### 主要施策

広報誌及びインターネットでの行政情報提供（ホームページの情報更新）の民間業務委託（アウトソーシング）を推進し、より地域に親しまれる広報の編集及びホームページの構築を図る。また、自主財源の確保、町内商工業者の育成と振興及び生活情報の提供のため、広報における有料広告の推進を図る。

## 3. 住民参加の推進

### 現況と課題

本来のまちづくりは、住民が日常生活の中で主体的に行ってきたことであり、相互扶助の中で培われてきたものであったが、行政が住民の要望をできる限り汲み取ってきた結果、行政における業務の肥大化と財政の増大・硬直化が進行してきた。これからは「まちづくりの主体は住民である」という住民自治の原点に立ち返り、行政と住民の役割を明確にしながら、住民一人ひとりが自ら考え行動するまちづくりを進めなければならない。

そのためには、行政と住民の新しいパートナーシップを確立し、住民との協働による公共サービスを提供していくことが課題である。



#### ■協働のまちづくり計画の推進

黒潮町職員地域担当制の推進  
地域づくり計画の策定・実施

## 主要施策



自分たちの住む地域はまず自分たちで主体的に考え、主体的に地域づくりを行おうとする地域の人材育成と、住民が発する多様な信号をキャッチできる感性と、その信号に的確に応じることのできる能力を高め、既成の枠にとらわれず、住民と協働して行動できる職員の育成を図る。

# 4. 人権文化のまちづくり

## ①人権教育・啓発

### 現況と課題



「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。」という世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても法の下での平等及び基本的人権の保障について定められている。しかし、現実には同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、H I V感染者等、外国人等に対する人権侵害の問題が依然として存在しており、本町が2005（平成17）年・2006（平成18）年に実施した「人権問題に関する意識調査」でも人権侵害が未だに存在するという実態が明らかになっている。そのため、今後も「黒潮町人権施策基本方針」に基づいて、あらゆる人権課題の解決に取り組んでいかなければならない。

### 施策の体系

#### 人権教育・啓発



#### ■あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- 就学前における人権教育の推進
- 学校における人権教育の推進
- 家庭、地域における人権教育・啓発の推進
- 職場における人権教育・啓発の推進

#### ■住民参加型の効果的な教育・啓発活動の推進

- 黒潮町人権教育研究協議会の支援

#### ■継続的な情報発信の推進

- 広報誌・ホームページの活用
- 教育・啓発資料の作成

#### ■指導者等人材育成の推進

- 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進
- 人権教育推進講座の推進

## 主要施策

### (1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

家庭、保育所、学校、地域社会及び職場などのあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進する。

### (2) 住民参加型の効果的な教育・啓発活動の推進

「黒潮町人権教育研究協議会」の活動を支援し、行政と住民の協働による教育・啓発を推進する。

### (3) 継続的な情報発信の推進

広報及び黒潮町ホームページの効果的な活用を図るとともに、住民が親しみやすい啓発冊子の作成を行い、人権に対する正しい知識の普及に努める。

### (4) 指導者等人材育成の推進

公務員、教職員、消防職員、保健、医療、福祉関係者などは、日頃から人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事しており、その職務の性質上、人権に配慮することが求められている。今後とも人権尊重の理念の浸透が図られ、効果的な人権教育・啓発が行われるよう積極的な支援に努める。また、人権教育推進講座などを行い、各地域や企業などの各職場から指導者の育成を図る。

## ②人権擁護

### 現況と課題

人権侵害を受けた被害者への救済については、国の人権擁護推進審議会において、人権が侵害された場合に、迅速かつ簡易な方法で救済ができるよう、新たな人権救済制度の創設が答申されたが、まだ成立しておらず人権救済制度の確立が課題となっている。そういう中で、本町としては「黒潮町人権施策基本方針」に基づいた対応を推進し、住民の人権擁護に努めなければならない。



## 施策の体系

人権  
擁護



### ■人権救済・保護システムの充実

人権擁護委員活動の支援  
人権相談の充実・強化  
権利擁護への取り組みの推進

## 主要施策



人権尊重の社会づくりを進めるためには、人権が侵害された場合の救済制度の構築が不可欠であり、早期の制度創設と適切な運用を国に要望する。また、人権救済・保護に関する人権擁護委員の活動は重要であり、人権擁護委員が行う資質向上のための研修、人権啓発活動及び相談活動について支援する。人権課題ごとの相談窓口を明確にし、専門的な相談機関への紹介やその後のフォローアップを行うなど、住民からの人権相談が円滑に行われるよう努めるとともに相談支援活動を充実させ、すべての人が安心して生活できるよう、権利擁護への取り組みを推進する。

### ③男女共同参画

#### 現況と課題



男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎているが、依然として性別で役割が固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が、暮らしのさまざまな場面に残っている。

また、セクシュアル・ハラスメントや配偶者間などの暴力行為などの人権侵害も問題となっている。こうした問題を解決し、男女が性別にかかわらず、一人の人間として尊重され、共にその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会づくりが必要である。本町においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画の早期策定が課題である。



## ■男女共同参画基本計画の推進

男女共同参画基本計画の策定・実施  
男女共同参画意識の高揚  
男女共同参画推進体制の整備

### 主要施策



男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定し、地域活動やさまざまな分野へ男女が共に参画し、個性や能力を發揮できる仕組みづくりや環境づくりを図る。また、NPO法人などの各種団体との連携により、男女共同参画推進体制を整備するとともに、男女共同参画意識の高揚を図る。

## 5. 計画的行政運営の推進

### ①行政改革・行政評価

#### 現況と課題



本町は、2006（平成18）年3月に大方町と佐賀町が合併し、新たに黒潮町としてスタートした。

合併前の両町の取り組みに引き続き、合併以後も行政改革推進法に基づく平成18年度から平成21年度における行政改革大綱を策定し、行財政の健全化に向けた取り組みを行ってきたが、地方財政を取り巻く環境は、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減後も、世界的規模での景気の低迷により不況が長期化しているうえ、東日本大震災の影響などもあり、国全体の景気が好転できず大変厳しいものとなっている。このような背景からも合併効果を最大限に活かすため、住民の参画と協働による行財政運営をより一層積極的に推進し、すべての分野において改革を進めるため、新たに「黒潮町行政改革大綱」を策定し、情勢の変化に対応した取り組みを進める必要

#### ※カスタマイズ

サービス内容や商品の性能、その他いろいろな設定値等を、利用者や顧客の意思に沿うよう変更すること

#### ※レガシーシステム

企業などにおいて新規に開発・導入する情報システムに対して、それ以前から利用している既存のシステムのこと

#### ※オープンシステム

様々なメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせて構築されたコンピュータシステムのこと

が出ている。

本町では、2009（平成21）年度までの4年間で集中的に行政改革に取り組む方針と目標などをまとめた「黒潮町集中改革プラン」に基づき、行政改革を着実に推進を図ることで事務事業をコンパクトに集約し、合併時に統一できていなかった事務事業についても概ね統一できたものの、情勢の変化に適応した新たな価値観における現状把握を進め、組織機構を含めて見直すべきところは更に見直すことが必要である。

住民が安心して行政サービスを受けられるよう、効果的で持続的な行財政運営を確立するためには、コスト削減や職員配置の適正化など、これまで以上の行政改革が重要になっている。そのために、政策や事業などの行政活動について、その必要性や効率性及び成果などを一定の基準で、できる限りわかりやすい指標で評価する行政評価システムの構築が継続的な課題である。

また、基幹系及び情報系システムについては、限られた期限の中で、合併の為のシステム統合を図る必要から、旧町のどちらかで使用していたシステムを採用し、合併用にカスタマイズ<sup>※</sup>を施し運用をしていることから、法改正時や業務に応じたカスタマイズ、新規業務発生による新たなシステムの構築及び年間保守といった際に、現在の契約先からの変更が困難な状況にある。レガシー（旧式）システム<sup>※</sup>から脱却し、仕様を公開したオープンシステム<sup>※</sup>への移行を目指すことが課題である。

## 施策の体系

### 行政改革・行政評価



#### ■新黒潮町行政改革大綱の策定

- 事務事業の見直し
- 組織機構の充実強化
- 定員管理の適正化
- 給与の適正化
- 職員の意識改革と職場の活性化
- 行政組織のスリム化

#### ■効率的な行政運営計画の推進

- 行政改革推進審議会の設置
- ワーキング委員会の設置
- 行財政改革推進本部の設置
- 行政評価システムの構築・実施

#### ■情報化推進計画の推進

- 業務システムの適切な構築
- 業務システムの見直しと最適化

## 主要施策



### (1) 黒潮町行政改革大綱の策定

以下を重点基本項目に設定し、新たな行政改革大綱を策定する。

- 行政の責任、経費負担の意義及び事業の効果などを検討し、事務事業の見直しを行う。
- 無駄のない簡素で効率的な組織機構となるよう、常に検討・見直しを行い、組織機構の充実強化を図る。
- 定員管理適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。
- 国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を尊重し、その運用により、適正な給与水準の維持に努める。
- 行財政改革の取り組みの必要性と重要性について、全職員の意識改革の徹底を図る。
- 行政と民間との役割分担を明確にし、アウトソーシング<sup>※</sup>が可能な事務を特定し、効率的で簡素な町政を実現するための検討を行う。また、本町の公共施設で、可能な施設については、指定管理者制度の導入を検討する。
- 財務や法務に関する能力を強化し、政策立案と評価ができるよう職員の能力向上を目指す。

### (2) 効率的な行政運営計画の推進

行政改革推進審議会を設置し、行政改革大綱及び集中改革プランを策定する。行政改革推進の体制づくりとしては、ワーキング委員会及び行財政改革推進本部を設置し、課題と今後の対策を検討し、行政改革大綱及び集中改革プランを策定し推進する。また、政策や事業などの行政活動については、その必要性や効率性、成果などについて評価し、適切な予算編成と総合振興計画の進行管理及び行政の透明性の向上を図るために黒潮町行政評価システムの見直しを行い運用する。

### (3) 情報化推進計画の推進

基幹系システムの全面的なリプレース<sup>※</sup>は完了し、重要データの保護、セキュリティ

※アウトソーシング

企業や行政の業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部の企業等に委託すること

※リプレース

現在使用しているハードウェアやソフトウェアを、似通った機能を持つ別のハードウェアやソフトウェアに置き換えること

対策など費用対効果も勘案し必要とするレベルの構築は実施できている。

今後は、システム化による業務効率化、適切な業務システム化、重要データや重要システムの耐災害性の向上などを実施するため、外部有識者なども交えた検討委員会を設置し、新たに情報化推進計画の見直しを実施し、計画的なシステム構築及び環境整備を図る。

## ②財政運営

### 現況と課題



本町の人口推移は、年々減少傾向にあり過疎化に歯止めがかからない状況にある。

国の三位一体の改革に加え、人口の減少は地方交付税額に大きな影響を及ぼすことになり、歳入の約半分を地方交付税に依存する本町の行財政運営は、今後さらに厳しく困難なものとなることが想定される。

また、実質公債費比率<sup>※</sup>は現在低い数値となっているが、経常収支比率<sup>※</sup>は非常に高く、安全圏内といわれる75.0パーセントを大幅に超えている。今後実施予定の事業をそのまま継続すると、実質公債費比率も高くなり、地方自治体として存続することが危うい状況になることが危惧されている。都市部では税収が伸びているが、本町では所得が減少傾向にあって、税収の増も見込めない状況にあり、歳入では税収の確保、遊休財産の有効利用及び受益者負担金・使用料など住民負担の増額協議も必要と考える。歳出では、事務事業の再編・整理、廃止統合及び定員管理適正化による人件費の抑制などの削減に努める必要がある。今後は、大規模な機構改革に加え、合併特例債などの起債借入を含んだ事業の選択などが課題となっている。

#### ※実質公債費比率

標準的な収入に対する借金返済額の割合で、この比率が18パーセント以上の団体は、地方債（借金）の発行に際し許可が必要となり、25パーセント以上の団体は地方債（借金）が制限される。

#### ※経常収支比率

毎年経常的に支出される経費を毎年経常的に収入される一般財源（自由に使えるお金）で割ったものである。低いほど自由に使えるお金あることになる。

## ■財政運営管理計画の推進

財政運営計画(財政シミュレーション)による  
財政管理の推進

### 主要施策



財政運営計画(財政シミュレーション)により、健全な財政運営管理を図る。

### ③自主財源の充実強化

#### 現況と課題



住民が安心して豊かに暮らすためには、財源の確保は重要な課題である。その財源のひとつである税は、共同社会を維持していくために住民一人ひとりが公平に負担すべきものである。税務行政の基本は、公平な税負担であり細やかな調査による賦課が重要な課題である。しかし、本町を取り巻く経済状況は地域間格差による長引く景気低迷から未だ所得の向上が見込めない。このような中で、税源移譲により住民税が増額となるなど、今まで以上に滞納額は増加すると予想される。

これを解消するために滞納税の回収を図り、また悪質な滞納者に対しては強制執行を実施することで収納率の向上を図る必要がある。

また、住宅新築資金等貸付事業については、現在は貸付事業が終了して、その計画的な回収が課題である。

## 施策の体系

自主  
財源の  
充実  
強化



### ■町税計画の推進

公平な税負担の確立と徴収率向上対策の推進  
債権回収対策の充実

### ■住宅新築資金等回収事業の推進

債権回収対策の充実

## 主要施策



### (1) 町税計画の推進

町税などの徴収率向上対策として、口座振替の一層の促進を図るとともに細やかな納税相談を行う。滞納者については、積極的に滞納処分を実施し、収納率の向上に努めるとともに、担税能力の有無を判断し執行停止を行う。また、町で対応が困難な滞納者については、幡多広域租税債権管理機構に債権移管し、納税秩序の維持に努める。

### (2) 住宅新築資金等回収事業の推進

債権回収に関する専門知識を持った人材を育成し、債権の健全な管理及び債権回収体制の充実を図る。また、計画的な償還指導を行ない、償還が困難と判断される場合は、債権回収に関する法的手続きを図る。

## ④広域行政

### 現況と課題



黒潮町は、旧合併特例法のもと、2006（平成18）年3月に合併したが、直後に第二期の地方分権改革がスタートし、国は将来の道州制の本格的導入に向けたビジョンの検討を始めた。

また、高知県は2007（平成19）年3月「高知県市町村合併推進構想」を策定し、「県内を6つの広域基礎自治体に再編することが望ましい」とした、広域合併推進の方針を明確にした。これらの国や県の動向を注視していくことが必要である。

国の三位一体の改革が推進され、地方財政はますます厳しくなる一方、住民ニーズ

は多様化かつ専門化し、また、ライフスタイルの変化による生活圏の拡大は確実に進んでいる。これは、近隣市町村においても同様であり、それに対応し「誰もが、安全で安心して暮らしていくための基本的な行政サービス」を提供するためには、広域連合や一部事務組合による広域的な事業の展開を図るとともに、地域の力や住民の力を最大限に発揮でき、住民と行政の協働による自治体内部システムの構築が課題である。

## 施策の体系

行政  
広域



### ■広域行政の推進計画の推進

広域連合や一部事務組合の推進  
広域的な市町村合併の検討

### 主要施策



各広域連合や一部事務組合の推進施策に対しての協力及び連携を図る。また、黒潮町のまちづくりと平行して、道州制に向けた国の動向や高知県市町村合併構想に留意しながら近隣自治体と協議連携を図る。



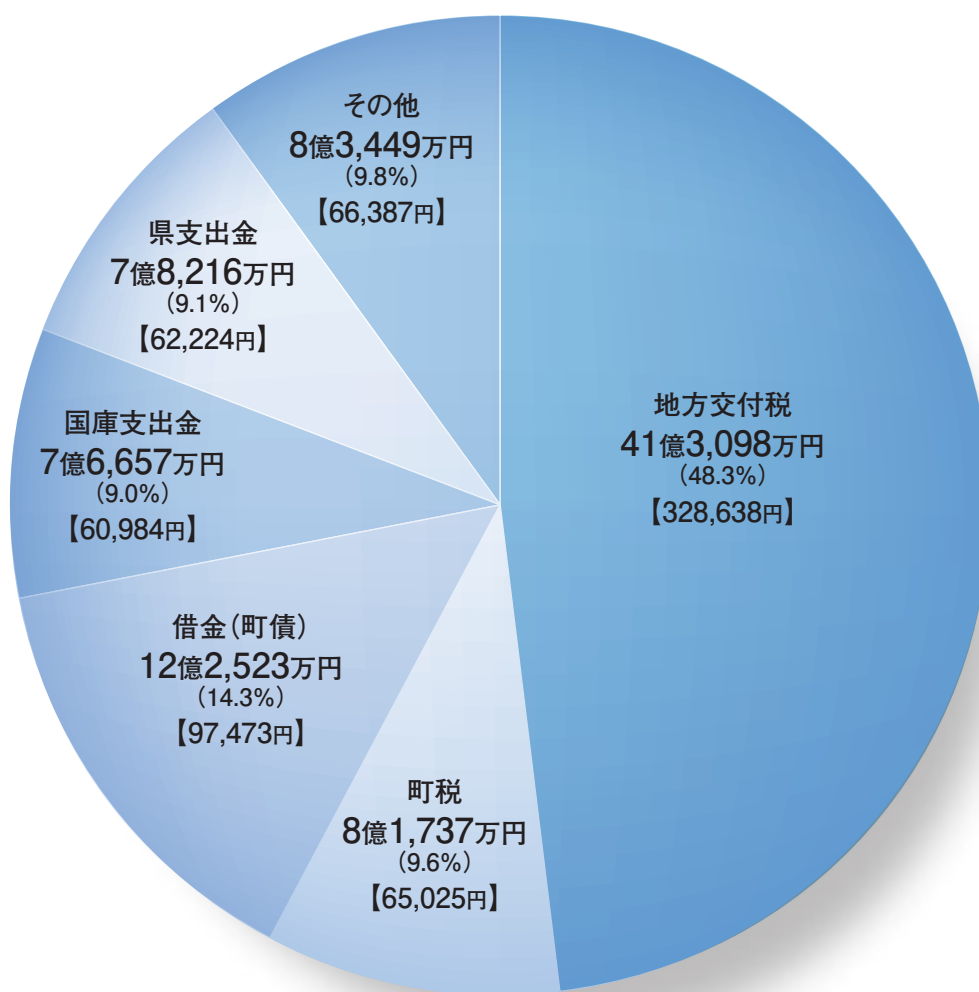
# 資料編



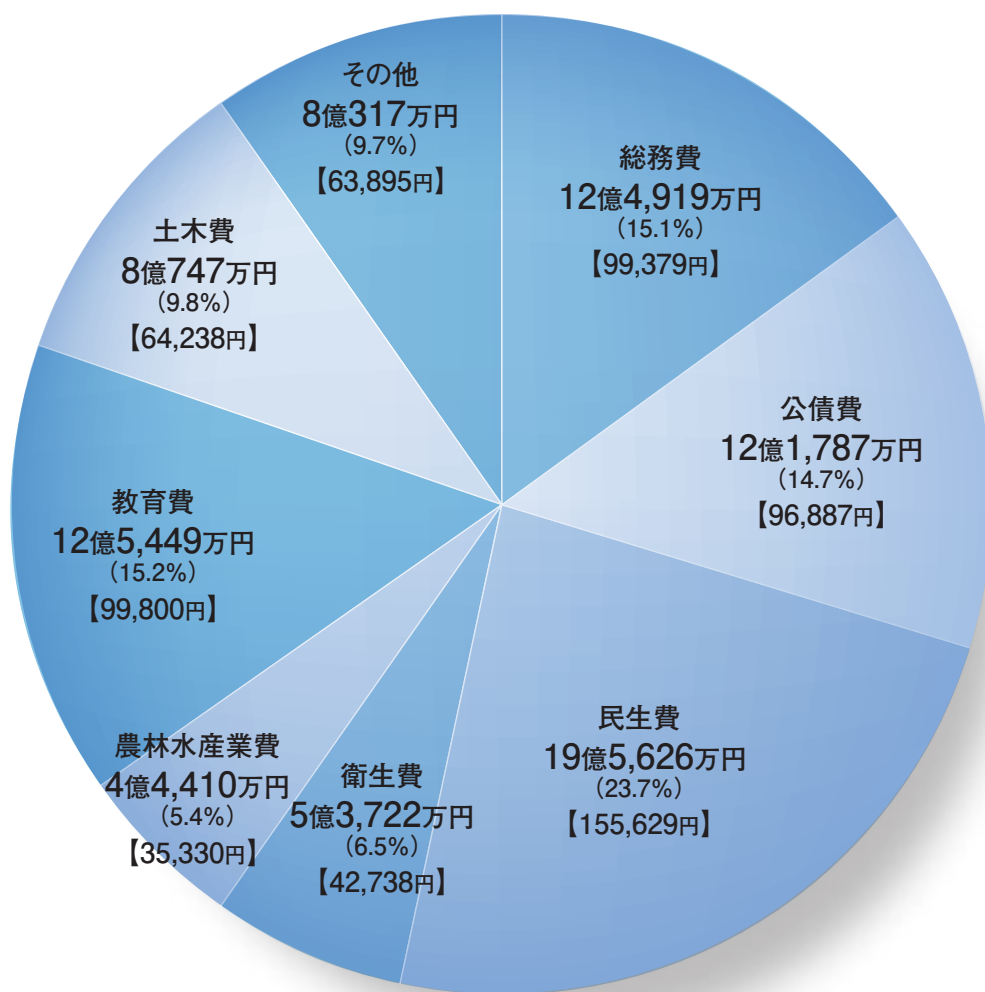
# 平成24年度 黒潮町歳入歳出決算状況

※( )内の数字は構成比

※【 】内の数字は町民1人当たりの額(平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口12,570人で割った数字)



歳入 85億5,680万円【680,731円】



**歳出 82億6,977万円【657,897円】**

# 黒潮町財政シミュレーション(第4次・平成25年～平成34年)

## 歳入

費目	決算額		見込額							
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
町税	842,978	817,374	815,094	816,179	783,219	781,353	779,732	748,360	746,771	745,412
地方譲与税	79,056	74,114	72,100	71,090	70,100	69,130	68,179	63,924	63,011	62,116
交付金	143,935	128,629	127,546	178,196	196,301	214,484	207,171	203,617	203,285	199,528
地方交付税	4,175,947	4,130,978	4,147,170	3,924,561	4,159,766	4,063,075	3,976,054	3,916,600	3,831,811	3,706,416
国庫支出金	1,088,438	767,436	1,834,055	983,115	1,037,952	1,273,617	888,229	661,623	686,379	531,698
県支出金	845,934	805,355	1,130,382	1,535,433	901,710	1,007,589	874,300	909,539	868,486	850,332
繰入金	200,052	43,947	29,596	1,015,451	10,819	649,534	110,223	224,748	166,442	87,033
地方債	1,581,607	1,225,233	3,496,372	1,403,272	1,899,672	1,721,661	1,281,839	1,290,318	754,396	512,474
その他	740,056	702,806	787,143	747,683	668,635	709,772	673,667	548,485	489,006	483,712
合計	9,698,003	8,695,872	12,439,458	10,674,980	9,728,175	10,490,215	8,859,393	8,567,214	7,809,587	7,178,720

## 歳出

費目	決算額		見込額							
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人件費	1,661,506	1,615,038	1,546,068	1,562,190	1,533,792	1,505,963	1,478,689	1,451,961	1,425,768	1,400,100
扶助費	548,228	575,481	603,423	602,698	602,133	601,726	601,472	594,613	587,898	581,322
公債費	1,403,672	1,241,564	1,208,644	2,213,898	1,345,908	1,563,904	1,671,259	1,746,027	1,791,103	1,797,238
物件費	1,156,680	1,242,275	1,485,798	1,315,069	1,315,675	1,304,498	1,293,433	1,280,480	1,271,635	1,260,900
補助費等	780,803	795,565	910,038	795,359	788,068	788,133	796,805	788,665	780,687	772,869
繰出金	724,435	712,242	778,781	794,632	805,516	811,067	811,067	805,460	799,909	794,414
投資的経費	2,739,739	1,969,742	5,309,408	2,035,474	2,853,830	3,417,870	1,773,400	1,755,337	1,007,916	427,206
その他	430,255	254,071	254,911	1,111,001	144,671	144,671	324,671	144,671	144,671	144,671
合計	9,445,318	8,405,978	12,097,071	10,430,321	9,389,593	10,137,832	8,750,796	8,567,214	7,809,587	7,178,720

## 収支差引

費目	決算額		見込額							
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
形式収支	252,685	289,894	342,387	244,659	338,581	352,383	108,597	0	0	0
※財政調整基金除く形式収支	252,685	289,894	342,387	244,659	338,581	352,383	108,597	▲143,836	▲84,841	▲4,743
実質収支	107,980	90,059	342,387	244,659	338,581	352,383	108,597	0	0	0
単年度収支	▲231,874	▲17,921	252,328	▲97,728	93,922	13,802	▲243,786	▲108,597	0	0
実質単年度収支	▲85,367	▲17,211	252,328	▲97,728	93,922	13,802	▲243,786	▲252,433	▲84,841	▲4,743

## 基金残高

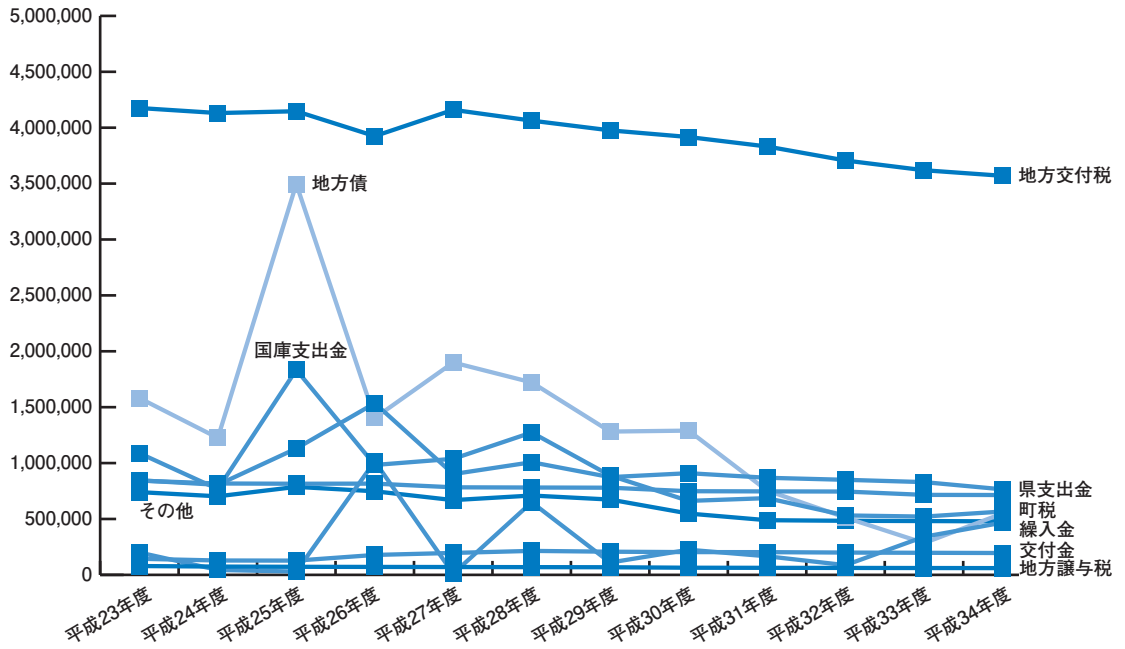
費目	決算額		見込額								
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
積立基金	財政調整基金	1,055,703	1,056,413	1,106,413	1,278,413	1,401,413	1,571,413	1,748,413	1,659,577	1,574,736	1,569,993
	減債基金	870,874	1,031,123	1,031,123	31,123	31,123	31,123	31,123	31,123	31,123	31,123
	その他特定目的基金	2,298,044	2,283,536	2,307,700	3,264,779	3,260,160	2,616,826	2,692,803	2,618,091	2,542,690	2,466,600
	(小計)	4,224,621	4,371,072	4,445,236	4,574,315	4,692,696	4,219,362	4,472,339	4,308,791	4,148,549	4,067,716
定額運用基金	187,327	191,367	191,367	191,367	191,367	191,367	191,367	191,367	191,367	191,367	
総額	4,411,948	4,562,439	4,636,603	4,765,682	4,884,063	4,410,729	4,663,706	4,500,158	4,339,916	4,259,083	

費目	決算額		見込額							
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実質公債費比率(3ヵ年平均)	11.9	11.2	10.7	10.2	9.1	9.0	9.8	11.7	12.5	13.1
起債残高(年度末)	10,499,442	10,622,836	13,045,836	12,371,070	13,075,469	13,408,259	13,205,888	12,945,596	12,109,351	11,025,735

歳入

(単位：千円)

	平成33年度	平成34年度
	715,543	714,204
	61,239	60,380
	197,515	195,531
	3,619,472	3,569,640
	521,321	566,707
	829,824	765,184
	340,950	467,055
	284,563	548,663
	481,376	478,696
	7,051,803	7,366,060



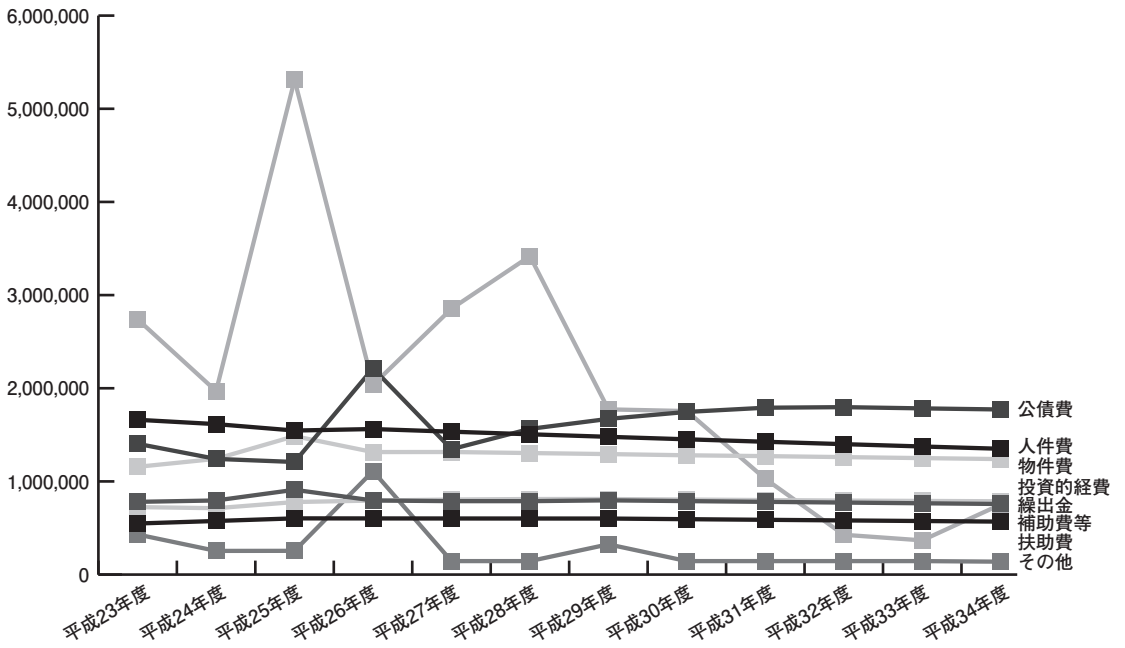
(単位：千円)

	平成33年度	平成34年度
	1,374,944	1,350,292
	574,881	568,573
	1,784,034	1,772,168
	1,250,233	1,239,674
	765,207	757,699
	790,627	786,977
	367,206	752,206
	144,671	138,471
	7,051,803	7,366,060

歳出

(単位：千円)

	平成33年度	平成34年度
	0	0
	▲265,422	▲390,838
	0	0
	0	0
	▲265,422	▲390,838



(単位：千円)

	平成33年度	平成34年度
	1,304,571	913,733
	31,123	31,123
	2,397,272	2,321,055
	3,732,966	3,265,911
	191,367	191,367
	3,924,333	3,457,278

(単位：千円)

	平成33年度	平成34年度
	13.5	13.8
	9,725,934	8,700,771

# 各種財政指標市町村別一覧表 (平成24年度決算見込)

財政力指数  
(3ヶ年平均)

順	市町村名	数値
1	高知市	0.56
2	南国市	0.56
3	須崎市	0.36
4	いの町	0.36
5	香南市	0.35
6	四万十市	0.34
7	土佐市	0.33
8	宿毛市	0.33
9	香美市	0.29
10	佐川町	0.29
11	安芸市	0.28
12	日高村	0.26
13	土佐清水市	0.23
14	芸西村	0.23
15	室戸市	0.21
16	四万十町	0.21
17	土佐町	0.20
18	黒潮町	0.20
19	田野町	0.19
20	越知町	0.19
21	仁淀川町	0.17
22	奈半利町	0.16
23	北川村	0.16
24	大豊町	0.16
25	中土佐町	0.16
26	本山町	0.15
27	津野町	0.15
28	安田町	0.14
29	大月町	0.14
30	馬路村	0.13
31	東洋町	0.12
32	大川村	0.11
33	三原村	0.10
34	梶原町	0.09

経常収支比率

順	市町村名	数値
1	大川村	59.6
2	北川村	65.4
3	津野町	66.2
4	馬路村	75.0
5	仁淀川町	75.9
6	梶原町	78.8
7	三原村	80.2
8	芸西村	82.2
9	四万十町	84.4
10	土佐町	85.1
11	いの町	85.6
12	中土佐町	85.7
13	日高村	85.8
14	土佐市	86.1
15	大月町	86.1
16	安田町	87.2
17	安芸市	87.5
18	香南市	87.8
19	佐川町	89.0
20	黒潮町	89.2
21	越知町	89.2
22	四万十市	89.9
23	本山町	90.8
24	奈半利町	91.1
25	宿毛市	91.2
26	田野町	91.3
27	高知市	92.6
28	南国市	92.9
29	大豊町	93.3
30	香美市	93.8
31	土佐清水市	93.8
32	東洋町	94.6
33	室戸市	96.9
34	須崎市	97.5

標準財政規模  
(単位：千円)

市町村名	見込額
高知市	84,039,320
室戸市	5,535,521
安芸市	6,745,642
南国市	11,136,278
土佐市	7,305,757
須崎市	7,414,743
宿毛市	6,764,603
土佐清水市	5,463,886
四万十市	12,053,777
香南市	11,430,216
香美市	10,159,782
東洋町	1,550,973
奈半利町	1,661,722
田野町	1,326,400
安田町	1,555,633
北川村	1,354,896
馬路村	1,246,723
芸西村	1,746,877
本山町	2,209,612
大豊町	2,888,922
土佐町	2,427,581
大川村	915,247
いの町	8,613,377
仁淀川町	4,589,784
中土佐町	3,834,446
佐川町	4,131,572
越知町	2,717,243
梶原町	3,272,063
日高村	1,997,402
津野町	3,797,226
四万十町	9,045,589
大月町	2,776,700
三原村	1,256,044
黒潮町	5,010,650

実質公債費比率  
(3ヶ年平均)

順	市町村名	数値
1	津野町	-0.4
2	北川村	3.0
3	梶原町	5.2
4	仁淀川町	5.9
5	大川村	7.3
6	越知町	7.7
7	中土佐町	7.9
8	馬路村	8.4
9	土佐町	8.8
10	土佐市	9.3
11	奈半利町	9.4
12	日高村	9.6
13	東洋町	10.1
14	四万十町	10.4
15	本山町	10.7
16	安田町	11.0
17	田野町	11.2
18	黒潮町	11.2
19	香美市	11.7
20	大月町	12.5
21	芸西村	12.7
22	香南市	13.4
23	南国市	13.5
24	いの町	13.6
25	佐川町	13.7
26	大豊町	13.8
27	三原村	13.8
28	四万十市	15.8
29	安芸市	16.6
30	土佐清水市	17.3
31	宿毛市	17.9
32	高知市	18.4
33	室戸市	18.7
34	須崎市	20.0

●経常収支比率

毎年経常的に支出される経費を毎年経常的に収入される一般財源(自由に使えるお金)で割ったものである。低いほど自由に使えるお金があることになる。

●実質公債費比率

標準的な収入に対する借金返済額の割合で、この比率が18パーセント以上の団体は、地方債(借金)の発行に際し許可が必要となり、25パーセント以上の団体

## 地方債現在高比率

## 積立金現在高比率

## 人口

(単位：人)

順	市町村名	数値
1	北川村	86.0
2	佐川町	118.2
3	芸西村	125.3
4	土佐町	139.2
5	本山町	142.6
6	奈半利町	144.6
7	梶原町	151.1
8	いの町	151.9
9	津野町	152.9
10	大豊町	156.1
11	南国市	157.1
12	香美市	157.7
13	日高村	159.5
14	香南市	161.4
15	宿毛市	162.5
16	大川村	162.8
17	三原村	164.9
18	馬路村	173.6
19	仁淀川町	175.2
20	越知町	178.5
21	中土佐町	179.5
22	安田町	184.0
23	土佐市	185.6
24	大月町	191.8
25	室戸市	196.1
26	安芸市	199.4
27	東洋町	207.1
28	黒潮町	212.0
29	四万十市	213.6
30	四万十町	219.1
31	田野町	225.3
32	高知市	253.1
33	土佐清水市	257.8
34	須崎市	267.1

県  
206.8

順	市町村名	数値
1	梶原町	333.5
2	田野町	183.9
3	安田町	170.8
4	奈半利町	169.0
5	馬路村	161.8
6	津野町	153.5
7	芸西村	151.2
8	中土佐町	150.5
9	三原村	141.7
10	北川村	138.5
11	仁淀川町	132.8
12	大川村	118.7
13	いの町	115.3
14	大豊町	103.6
15	香美市	101.2
16	本山町	100.5
17	土佐市	97.0
18	佐川町	93.1
19	香南市	90.6
20	黒潮町	87.2
21	土佐町	77.5
22	日高村	76.5
23	四万十町	71.9
24	越知町	69.4
25	安芸市	56.3
26	東洋町	52.4
27	大月町	49.4
28	四万十市	39.0
29	宿毛市	38.8
30	南国市	34.0
31	室戸市	31.9
32	土佐清水市	28.4
33	須崎市	17.4
34	高知市	15.3

県  
60.2

順	市町村名	人口(H22国調)
1	高知市	343,393
2	南国市	49,472
3	四万十市	35,933
4	香南市	33,830
5	香美市	28,766
6	土佐市	28,686
7	いの町	25,062
8	須崎市	24,698
9	宿毛市	22,610
10	安芸市	19,547
11	四万十町	18,733
12	土佐清水市	16,029
13	室戸市	15,210
14	佐川町	13,951
15	黒潮町	12,366
16	中土佐町	7,584
17	仁淀川町	6,500
18	津野町	6,407
19	越知町	6,374
20	大月町	5,783
21	日高村	5,447
22	大豊町	4,719
23	土佐町	4,358
24	本山町	4,103
25	芸西村	4,048
26	梶原町	3,984
27	奈半利町	3,542
28	安田町	2,970
29	東洋町	2,947
30	田野町	2,932
31	三原村	1,681
32	北川村	1,367
33	馬路村	1,013
34	大川村	411

は地方債(借金)が制限される。

## ○黒潮町振興計画審議会条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、黒潮町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、黒潮町振興計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 町の職員
- (5) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (6) 学識経験者
- (7) 公募により選任された者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 22 日条例第 207 号)

この条例は、公布の日から施行する。



# 平成24・25年度 黒潮町総合振興計画審議会委員

No.	種 別		氏 名	任 期
1	1号委員	町議会	森 治史	平成24年4月1日～平成26年3月31日
2	1号委員	町議会	山崎 正男	平成24年4月1日～平成26年3月31日
3	2号委員	町教育委員会	山下 一夫	平成24年4月1日～平成26年3月31日
4	3号委員	町農業委員会	池内 弘道	平成24年4月1日～平成26年3月31日
5	4号委員	町職員	酒井 真哉	平成25年6月3日～平成26年3月31日
6	5号委員	JA高知はた	吉福 猛	平成24年4月1日～平成26年3月31日
7	5号委員	県漁協	国常 育夫	平成25年6月3日～平成26年3月31日
8	5号委員	町商工会	小笠原 武	平成24年4月1日～平成26年3月31日
9	5号委員	幡東森林組合	岸本 四郎	平成24年4月1日～平成26年3月31日
10	5号委員	町婦人会	益永 悦子	平成24年10月24日～平成26年3月31日
11	5号委員	区長会	森岡 健也	平成24年4月1日～平成26年3月31日
12	6号委員	学識経験者	岡村 健志	平成24年4月1日～平成26年3月31日
13	6号委員	学識経験者	濱村 美香	平成24年4月1日～平成26年3月31日
14	6号委員	学識経験者	曾根 寧之	平成24年4月1日～平成26年3月31日
15	6号委員	学識経験者	明神 里寿	平成24年4月1日～平成26年3月31日
16	6号委員	学識経験者	福島まり子	平成24年4月1日～平成26年3月31日
17	7号委員	公募委員	石川 公英	平成24年4月1日～平成26年3月31日
18	7号委員	公募委員	津守 正行	平成24年4月1日～平成26年3月31日

25黒潮第3187号  
平成25年8月7日

黒潮町振興計画審議会  
会長 小笠原 武 様

黒潮町長 大西 勝 也



第1次黒潮町総合振興計画について（諮問）

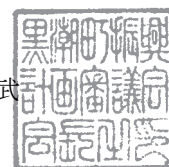
第1次黒潮町総合振興計画の後期5か年にかかる実施計画につきまして、黒潮町振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

# 答 申 書

平成26年1月8日

黒潮町長 大西勝也 様

黒潮町振興計画審議会会長 小笠原 武



平成25年8月7日付け、25黒潮第3187号で諮問のありました第1次黒潮町総合振興計画の後期5箇年に係る実施計画について、黒潮町振興計画審議会条例第2条の規定に基づき審議を行いましたので、別紙のとおり答申いたします。





第1次黒潮町総合振興計画

発行日 2014年3月

発行者 黒潮町

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野2019-1

TEL : 0880-43-2111(代) FAX : 0880-43-2788

E-mail : somu@town.kuroshio.lg.jp

黒潮町公式ホームページ <http://www.town.kuroshio.lg.jp/>



# KUROSHIO-CHYO